

# 会報

第32号

国立大学協会

昭和41年6月

# 会 報

(第 32 号)

## 目 次

大学図書館の使命 .....伊 藤 四十二...(1)

### A 事業報告

1. 諸会議事要録.....(10)
  - (1) 理事会議事要録 (昭和41. 1. 20).....(10)
  - (2) 理事会議事要録 (昭和41. 2. 3).....(11)
  - (3) 理事会議事要録 (昭和41. 4. 14).....(12)
  - (4) 第36回総会議事要録 (第1日) .....(14)
  - (5) 第36回総会議事要録 (第2日) .....(18)
  - (6) 第4回事務連絡会議事要録.....(20)
  - (7) 第1常置委員会議事要録 (昭和40. 12. 13).....(22)
  - (8) 第1常置委員会議事要録 (昭和41. 1. 20) .....(23)
  - (9) 第1常置委員会議事要録 (昭和41. 2. 3) .....(24)
  - (10) 第1常置委員会議事要録 (昭和41. 2. 26) .....(25)
  - (11) 第1常置委員会議事要録 (昭和41. 4. 14) .....(26)
  - (12) 第2常置委員会議事要録 (昭和41. 2. 3) .....(27)
  - (13) 第3, 第4合同委員会議事要録 (昭和41. 2. 3).....(27)
  - (14) 第3常置委員会議事要録 (昭和41. 2. 3) .....(28)
  - (15) 第3常置在京委員会議事要録 (昭和41. 3. 29).....(28)
  - (16) 第6常置委員会議事要録 (昭和40. 12. 7).....(29)
  - (17) 第6常置委員会議事要録 (昭和41. 4. 25) .....(30)
  - (18) 科学技術行政特別委員会議事要録 (昭和41. 1. 7).....(32)
  - (19) 科学技術行政特別委員会議事要録 (昭和41. 1. 20).....(33)
  - (20) 大学設置基準特別委員会議事要録 (昭和40. 12. 16) .....(34)
  - (21) 大学設置基準特別委員会議事要録 (昭和41. 2. 3).....(35)
  - (22) 大学設置基準特別委員会議事要録 (昭和41. 4. 14).....(36)
  - (23) 第15回大学運営協議会議事要録 (昭和41. 1. 19).....(37)
2. 特別会計制度協議会
  - (1) 第4回特別会計制度協議会議事要録 (昭和41. 3. 31).....(40)
  - (2) 第5回特別会計制度協議会議事要録 (昭和41. 4. 28).....(43)
3. 諸会合 (昭和40年12月~昭和41年4月).....(45)

### B 意見書・要望書

1. 「大学設置基準の改善等について」

- に対する意見書……………(46)
2. 科学技術基本法案（第4次検討用試案）等に対する意見……………(53)
  3. 科学技術基本法に基づき設置される科学技術会議に専属の事務局設置について……………(54)
  4. 国立大学教官等の待遇改善について……………(55)

## C 会計報告

1. 昭和40年度決算……………(57)
2. 財産目録……………(58)
3. 昭和41年度予算……………(58)

## D 調 査

- 昭和41年度 国立学校特別会計  
予算小観……………佐藤 憲三…(59)

## E 資 料

1. 科学技術基本法案に関する第36回総会以後の経過について……………(83)

2. 科学技術基本法案（昭和41.3.5）……………(84)
3. 科学技術会議設置法改正案（昭和41.3.8）……………(87)
4. 昭和40年度大学卒業予定者就職状況調査（第3回）集計結果の概要……………(90)
5. 大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について（昭和41年度）……………(92)
6. 同上（依頼）……………(93)
7. 昭和42年度大学入学者選抜実施要項について……………(93)

## F その他

1. 学長・役員等の異動について……………(99)
2. 大学設置審議会委員候補者の推薦について……………(99)
3. 北見工業大学の概況……………(99)
4. 寄贈図書……………(99)

# 大 学 図 書 館 の 使 命

東京大学附属図書館長

教 授 伊 藤 四 十 二

先進国に比べて50年以上も遅れているといわれていたわが国の大学図書館が、茅誠司前東大総長の全面的な支持とロックフェラー財団の財的支援のもとに、前東大附属図書館長故岸本英夫教授が生命をとして断行された東大附属図書館改善の大事業をきっかけとして、この数年来ようやく国公立大学こぞって、大学図書館の近代化への改善の気運が急速にたかまってきた。このような気運を反映して、文部省大学学術局の学術情報主任官室が昭和40年度から改組されて情報図書館課が誕生し、それまで、大学課の一部でしか扱われていなかった大学図書館の行政事務を専管する課が新設されたことは、日本の図書館界にとっては誠に画期的のことで、大学図書館のため、ひいては大学の教育・研究のため慶賀にたえないところである。

昭和38年9月から、文部省大学学術局内に設けられていた大学基準等研究協議会では、大学図書館の教育・研究に占める役割の重要性を認め、そのなかに大学図書館特別部会（主査伊藤四十二）を設け、改正省令基準に採り上げるべき大学図書館の設置基準の検討と、昭和27年に大学基準協会で設定した大学図書館設置基準要項の再検討を行なった。現行設置基準（昭和31年10月文部省令第28号）では、単位制度を採用しながら、その基本となっている学生の自学自習のための大学図書館については、ただ単に施設の一部としてのみ規定し、図書および学術雑誌の最低蔵書冊（部）数についても、一般教育科目の人文、社会および自然の3系列、外国語科目、保健体育科目および文学部ほか12学部の専門教育科目ごとに規定されているだけで図書館としての機能を果たすための最低必要条件はおろかこれらを総合した全学的な教育的および研究的見地からの考え方が全然ない。大学図書館特別部会では、このような重大な欠陥を根本的に是正するために、大学図書館という一章を新たに設けて、大学図書館の基本理念をはっきりと打ち出し、図書館としての機能を営み得る最低基準を定めるべきであるとの意見に一致し、会長宛の中間報告にも特に強く要望し、総会で賛成を得たにも拘らず、起草委員会で、「省令の大学設置基準は、学校教育法を受けているものであるから、学校教育法に規定されていない大学図書館について一章を新たに設けることは妥当でない」との一部行政・法律の専門家の強い意見によって、特別部会の強い要望が容れられないで依然として単なる施設としてしか認められず、校地・校舎の章のなかで備考として、僅かながら申し訳的に特別部会の意見が採り入れられるだけに終わった。筆者はわが国の大学教育を正しい方向に維持するための最低線を定めるための重要な大学設置基準が、このような単なる法律論的な見解からのみ取扱われて果たしてよいものかどうか、わが国大学行政の在り方に非常な疑念をもつものである。特別部会では、行政指導の目的で利用される「大学図書館設置基準要項」を現時点ならびに将来在るべき姿を念頭において根本的に修正した案を作成し、文部大臣に答申した。

従来、国立大学施設基準のなかで、ほとんど無視されていた図書館の施設基準を新たに設定する目的で、

文部省管理局教育施設部内に昭和38年11月から、「学校施設基準規格調査会大学図書館施設委員会」（後に「大学図書館施設研究会議」と改称）（委員長伊藤四十二）が設置され、まず、大学図書館の目的、機構、機能、任務、図書館資料の管理方式および図書館資料の配置ならびに図書冊数の基準等大学図書館の基本について見解を統一し、これらの基本理念にのっとり基本所要室および閲覧座席数比を決定し、さらに、これらの基本要項に基づいて全体計画立案に関する指針、施設の計画および施設基準を作成して、昭和41年4月に「大学図書館施設計画要項」を文部大臣に答申した。この答申案通りに実施されることとなった場合には、今後新設される国立大学図書館は、本来の目的にかなった近代的な施設となり、大学の教育・研究に寄与するところ頗る大なるものがあるだろう。

また、情報図書館課の新設により、新制度の大学教育に不可欠のものでありながら、今まで実現されなかった指定図書購入のための独立予算が昭和41年度から始めて実現し、ここに新制度発足以来始めて、学生の自学自習を中核とした新しい大学教育の理念が実際にいかされることになったわけで、わが国大学教育によりやく明るい希望の光がさし始めた。

学術会議でも、わが国の学術研究推進のため、および研究者の人材養成の見地から、大学図書館の重要性を認識し、本来の目的が達成されるよう速やかにその整備・充実をはかるべきであることを昭和36年の第33回総会で決議し、池田勇人首相に対し「大学図書館の整備拡充について」勧告したが、その後、さらに、「大学図書館の持つ機能の重要性の増大と、欧米諸国における近代化の成果ならびに将来計画とにかんがみるとき、低水準の現状をすみやかに克服し、大学図書館の近代化を実現することは、学術研究の進歩と発展に即応するため、学術体制上、緊急不可欠の措置であることをかさねて指摘せざるを得ない」として、昭和39年10月の第42回総会の議に基づき、「大学図書館の近代化について」再度佐藤栄作首相に勧告を行なった。

また、科学技術会議においても、今後5ヶ年間のわが国科学技術振興方策の一環としての科学技術情報活動の強化に関する方策のなかで、「大学図書館が科学技術情報活動に重要な役割と責任を持ちながら、その組織、機構、管理、運営、施設、設備等の面で近代化が進まず、とくに科学技術情報量の飛躍的な増大に伴って必要となりつつある積極的な提供業務の点では著しい立ち遅れをみせている。したがって、図書館のこれらの面を整備改善し、その機能を十分発揮できるための措置が講じられなければならない」と報告している。

昭和41年3月東京で開かれた第3回「文化および教育の交流」に関する日米会議においても「両国の資料の交流促進」が議題にとりあげられ、日本のアメリカ研究者がアメリカに関する資料を、アメリカの日本研究者が日本に関する資料をそれぞれ有効に利用するうえに両国の大学図書館の占める重要性にかんがみ、図書館専門職員訓練について熱心に討議されたが、その際アメリカ側代表から、「今後2、3年間において、日本の大学図書館の実質的な内部改革、及び各図書館間の協力を改善する見通し如何」という重要な質問を受けた。このことは、わが国の大学図書館がいかに前時代的のものであるかを示すものとして、国際的にも誠に恥ずかしいことである。

このように、大学図書館の改善と近代化を促進すべきであるとの政府への勧告が学術会議、科学技術会議より出され、行政面においても徐々にあるが次々と改善方策が打ち出されてきた。一方、大学内部に

においても、図書館自身は、従来の図書管理の面のみに眼を向けていた消極的態度をかなぐり捨て、利用者の立場にたって積極的に教官・学生に奉仕する方向へと転換しつつあり、また、大学全体としても、従来の部局中心主義から脱却して大学全体の立場から、図書行政が円滑・合理的に行なわれるような改善方策の検討と真剣に取組む傾向が日増しに強くなってきた。東京大学では、すでに茅前総長が総長に就任早々昭和33年から学内に設置された「東京大学制度審議会」の中で、新制度の大学教育に適合した東京大学図書行政の改善方策を検討するための専門委員会（図書行政商議会が代行）が設けられ、爾来8年間にわたって休みなく真剣な討議がつけられている（この間の図書行政商議会を中心とした、忍苦にみちた改善方策の審議経過については、近日中に東大附属図書館より刊行される予定の「東京大学附属図書館生みの悩み」を参照されたい）。

大学図書館および大学図書行政改善のために採り上げられるべき問題点は無数にあり、これらのなかで図書館自体、また大学自身として、過去の誤りを反省し、図書館の教育・研究に占める重要性を認識し、部局自治の限界についてもさらによく検討を行なって図書行政に関する限り全学一体としての運用の必要性が認識されるようになれば、相当程度改善の実があがることは申すまでもないことであるが、根本的な大学制度あるいは大学行政の方針にかかわる問題もあり、これが解決されない限り大学図書館は本当によくならないので、以下このような基本的なことがらについていくつか問題点をあげたいと思う。

大学図書館の研究・教育に占める役割の重要性にかんがみ、国立学校設置法には第6条に「国立大学に附属図書館を置く」と規定され、これに基づいて全国74の国立大学の全部に附属図書館が設置されている。

また、国立学校設置法施行規則第13条には、「附属図書館に、文部大臣が別に定めるところにより、分館を置く」という規定があり、これに従って、全国42大学に少ないところは一つから多いところでは八つ位の分館が設けられている。

これら分館の大多数は、昭和24年に新制大学が設置された際に、学部の構成要素である旧制高等学校、専門学校が多くが地域的に分散されていたために、それらの学校に古くから設けられていた図書館をとりあえずそのまま分館としただけに過ぎず、大学の教育・研究上の見地から、大学図書館の本来あるべき姿に基づいて設けられたものではなさそうである。

国立大学設置法施行規則第13条の「文部大臣が別に定めるところにより」という条項もようやく昭和39年4月の政令改正の際に加えられたもので、それまでは、ただ、「分館を置くことができる」とあるのみで極めて漠然としたものであった。現行の「文部大臣の別に定めるところ」というのは、おそらくは、大学図書館の機能を正しく把握した確固たる理念のもとに何らかの必要条件に照らして分館を定めることと考えられるが、このような基準は未だに設定されていない。

そもそも、新制度の大学教育は、アメリカ流の施設と機能の完備した大学図書館の存在を前提として樹立されたものであるから、当然の順序として、まず最初に、新制度の大学教育の理念のもとに大学図書館を設立・整備し、しかる後に新制度の大学を設立すべき筈のものであったと考える。ところが、実際には、敗戦後僅かに4年、国家窮乏のどん底にあって、国民の立ち直りの目途も全くつかない最悪の時期に、一挙に新教育制度への切替えが断行されたため、わが国の大学教育が大混乱に陥り、以来20年近くたった今

日においてもなお多くの重要な問題が残されていることは誠に遺憾にたえない。

文部省では、この事態を憂慮して、昭和26年に、大学学術局に国立大学図書館改善研究委員会を設置し、鋭意検討の結果「国立大学図書館改善要項」を昭和28年1月に発表し、新制度の大学の教育・研究に対処すべき大学図書館の在り方を示した。当時としては、あたかも暗夜に光明を得たかの如く、この要項にそって各大学図書館は一步一步改善の実をあげてきた。

しかし、筆者の遺憾にたえないことは、改善要項に述べられている、「大学には原則として一つの中央図書館を置き、図書館機能の強化と施設の充実を図ることが望ましい。地域的に分散している場合は、その規模に応じて分館を設けることができ、また部局図書室は、当該部局の教官が必要とする特殊な研究図書のためにこれを設けることができる。」という大学図書館についての基本的な考え方についてである。

これはおよそ大学の目的を考えず、実態とかけはなれた一方的な見解によるもので、このために、大学図書館の近代化が最近まで妨げられていたといっても過言ではないだろう。事実、このような誤った大学図書館行政の指導方針に禍されて、大学附属図書館というものは中央図書館ただ一つだけあればそれで十分であると誤解され、研究図書館として、むしろ中央図書館以上に実質的に重要な任務をもつ部局図書館が教官のための単なる図書コレクションの場として図書館機能の発揮を認めないような定義を下してしまったため、施設、人員、予算等の極めて不十分な施策がすべて中央図書館だけに指向されていたため、研究図書館としての大学図書館の機能が完全に麻痺してしまったのである。

ただ単に大学図書館の管理・運営の面だけから考えれば、中央図書館1本として、たまたま、主キャンパスから隔たったところにあるキャンパスの図書館をその分身として（分館）扱い、部局においては、当該部局の教官が必要とする特殊な研究図書のコレクションだけに限定して、図書館としての機能が営めない部局図書室とすることは、おそらくは、正統的な考え方であろうし、また、図書行政の責任者の立場からすれば、管理は極めて容易であろう。

しかし、ここで、わたくしども大学図書館関係者がよくよく考えなければならないことは、大学図書館の目的は何か、また誰のために存在するかということである。

いうまでもなく、大学図書館は、決して、政府の大学行政当事者、大学の学長、附属図書館長あるいは図書館職員のために設けられているものではなく、あくまでも、教官、大学院および学部学生ならびに研究生の教育・研究のためにあるということである。従って大学附属図書館の機構についても、大学行政の便宜からでなく、あくまでも本来の大学図書館の使命の上から考えるべきことであって、国立大学改善要項の上述のような考え方は、本来転倒も甚だしいといわざるを得ない。

しかし、単科大学とか、最小規模の総合大学の場合、あるいは、中以下の規模の総合大学で全く新しい土地に全部局の施設を新しく統合し、全体計画の中で適切な位置に、その機能が完全に発揮できるように中央図書館が建設されるような場合には、改善要綱の考え方は決して悪くはなく、むしろ中央館1本にしぼることの方がすべての点で得策であろうけれども、すべての大学が早急には施設が統合されるわけではなく、またたとえそのような場合でも中規模以上の大学では実行不可能の場合が多いことと考えられる。殊に、研究・教育に実験・実習を伴う実験科学系統では、図書館資料の中央集中は、その教育・研究に著しい障害を及ぼす。

大学図書館は、学部学生のための学習図書館と教官・大学院学生・研究生のための研究図書館と二つの重要な機能をもっていて、それぞれについて同等の責任を負っているもので、この点が、公共図書館、専門図書館および学校図書館等とその性格が著しく相違している。

この単純、明瞭なことが、今まで大学自体、また為政者において看過され、学生の学習図書館としての機能がほとんど営まれていなかった。さいわい、故岸本前東大図書館長の異常な努力によって、ここ数年の間に学習図書館としての重要性が大学の内外において認識されるようになり、その結果、昭和41年度から国立大学附属図書館に対して指定図書購入費が新しい項目として予算化されるまでになったことは誠に喜ばしいことである。

指定図書制度の予算化に関しては、国立大学図書館長会議が多年にわたって強く要望してきたものであるが、本来は、大学自体が、新制度の大学教育完遂のためにこの問題を取りあげて強く政府に要望すべき筋合いのものであって、図書館長だけに任せていたことに筆者は何か割り切れぬものを感じている。

学生の学習のための図書館の機能に対して冷淡であったばかりではなく、研究のための図書館の機能に対しても、その重要な構成要素である部局図書館が単に学部、附置研究所等の教官のための、それも決して十分とはいえない図書館資料の収集とその単なる置場としてのみ扱われ、全学的はいうに及ばず、その学部・学科内ですら十分に利用できない。いかえれば、図書館としての機能の全然欠如した状態に放置されたままである。

極言すれば、現在までの大学図書館は、たしかに、省令大学設置基準に示すとおり、ただ中央図書館という一つの施設だけが設けられていて、肝心の学習図書館と研究図書館としての機能が発揮できない。いわば図書館の亡骸にしか過ぎないものであったといえよう。

カリホルニア大学のロスアンゼルス・キャンパス(U.C.L.A.)では、最近、研究のための立派な総合研究図書館(医学と生物学だけはこれとは別に医学部の病院の建物のなかに Biomedical Library として設けられている)が新築され、[従来の Main Library を内部改装して学部学生のための学習図書館(Undergraduate Library)となし、研究図書館と学習図書館の二つの機能を物理的に施設の面で分離した。

わが国では、多くの総合大学で、学部・学科ごと、あるいは附置研究所に設けられている。いわゆる部局図書館(あるいは分館)が、それが単なるコレクションに近いものであるとしても、一応は研究図書館的性格をもっていて、大学図書館の研究図書館としての重要な構成元をなしており、中央図書館もしくは総合図書館は、一部の学問分野の研究図書館としての任務と学生の学習図書館としての任務を併わせもっているのが現状である。

それ故、わが国での大学附属図書館というものは、決して中央図書館一つだけではなく、部局図書館全部を総合して成立するもので、それによってはじめて大学図書館の使命が達成される。

東京大学では、すでに3年前に制定された「東京大学附属図書館基本規則」で、「附属図書館は、総合図書館と部局図書館から成る」とはっきりと定義しており、また、大学図書館設置基準要項においても、「この要項にいう大学図書館とは、中央図書館、分館ならびに各学部および附置研究所の内に設けられたすべての図書館(室)等を総括したものをいう。」といい、さらに、前記の「大学図書館施設計画要項」においても、「大学図書館とは、中央図書館・分館または部局図書館ならびにこれに準ずるものを総括した

ものをいう」と定義されるようになった。まことに当然のことである。

大学附属図書館の構成要素は、たしかに中央（総合）図書館と部局図書館（分館）ではあるが、しかし、これらの図書館が大学図書館として有機的一体的機能を発揮するためには、これらの各図書館の機能を連絡調整して、全学の図書行政が円滑かつ合理的に運ばれるような中枢機関が必要であることはいうまでもない。このようなはたらきと責任をもつものが中央図書館であり、あるいは総合図書館である。

中央（総合）図書館は、大学図書館活動の総合的管理および連絡調整を行なうとともに研究の面では、2部局以上にまたがって利用される図書館資料を収集保管して全学的な利用に供し得るようにして、各部局図書館ごとの蔵書構成上の間隙を全学的な視野から補うとともに、全学図書館資料の完全な総合目録を整備して全学図書館資料の有効利用ならびに各部局図書館での収書計画を合理的かつ経済的ならしめる。また、2部局以上にまたがる主要研究テーマについて主題別に資料センターを設けて、当該大学はもちろん、全国の大学図書館についてビブリオグラフィーを完備し、当該主題の資料についてのクリアリング・ハウスとしての機能が完全に発揮できるようにする。

しかし、このためには、大学図書館に教官を配置することが必要で、現在の事務官のみの構成では、本来の機能を発揮することはできない。中央図書館に教官を配置することは、ただ単に、研究図書館としての必要からばかりでなく、後に述べる学生の教育・研究のためのはたらきに関しても絶対に必要なことである。すべからく為政者の頭の速やかな切り替えを要望すること切なるものがある。

中央館はまた、学術情報の総合的な管理を行なって、当該大学以外の図書館との相互協力のために積極的な活動を行なうことが必要である。

さらに、中央（総合）図書館には、参考図書 reference tool を完備するとともに熟練した有能な参考図書館員 referencer を配してつねに学生、教職員の質問、相談に快く応ずるようにする。一方、全学の図書館員の研修計画をたて、その実施の世話をし、また、図書館学、情報科学およびそれらに関連した資料を豊富に整備して図書館員の勉学のセンターとなることも必要である。

学生教育の面では、一般教養課程の学生に対しては申すまでもないが、専門課程の学生に対しても、指定書、参考図書および教養図書を全学的に整備排架して、学部の専門図書館では、それぞれの専門図書館資料の整備とドキュメンテーションに全力をつくして研究図書館としての機能が十分に発揮できるようにして、専門学部の学生の教育に関しては中央（総合）図書館が担当するようにすべきである。

このような、学部ごとの専門以外の教育上の足りないところを総合的に助けて、より完全な教育に近づけるのが中央図書館もしくは総合図書館の役割であって、大学の総合的教養の場としての役割を果たすべきであると考ええる。

それには中央（総合）図書館の施設を思いきって近代化し、冷暖房を完備した快適な環境とすることが絶対に必要で、全学部の指定書はもちろん、一般教養図書をすべて自由開架して、学生が気楽に自由な気持で利用できるようにし、自由閲覧室、快適なブラウジング・ルームを用意し、さらに audioroom を設けて、語学の自学自習でも、あるいは寛いだ気分で音楽や詩歌の朗読が聴けるようにし、また快適なビューフェを設けて、勉強につかれた頭を一杯のコーヒーで癒し、貴重書、絵画その他のわれわれの先輩の文化的遺産などをつねに展示し、また、種々の科学、文化、地理、風俗あるいは美術等の映画を定期的に上

映したり、各教官の文化講演なども行なって、今までのように、ただ本を用意して学生の来館をまつだけという極めて消極的な態度から脱却して積極的に学生にはたらきかけ、自然に図書館に親しむようにすべきである。このことは、本来の大学教育の理念から極めて重要なことである。

極端ないい方をするならば、現在の日本の大学では、学生は、何一つ学生のための厚生施設もなく、たとえあったにしても、極めて僅かの維持・管理費しか与えられないため、荒れ放題にまかされているのが実情であり、かつ、殺風景な規格建築の、それも、暫定基準とやらにしばられて極めて狭い教室の中で、4年間の極めて短い期間に知識のつめこみに追われている状態で、いわば、精神的砂漠の中に水を求めて空虚な気持ちでさまよっている状態だといっても過言ではないだろう。

大学教育行政の在り方が果たしてこれでよいのであろうか。

このような砂漠のなかに放置されている学生のなかに自然に生ずる欲求不満のあらわれを、そのよって来る理由を深く考察せずに、ただ何か事が起こるたびに表面にのみあらわれた卑近な現象面だけをとらえて主に学生部にその負担をかけさせて当面の混乱を解決させようとし、学生部さえ強化すれば大学教育は事足りるとするやに見受けられ、そのために逆に大学当局と学生との間の感情的疎外を助長しているのではないかと案ぜられる。この際、大学図書館の機能についての旧来の狭義の、むしろかたくなな考え方から脱皮して、学生の教育・訓育の場として積極的に図書館を活用することを考えてはどうであろう。

このような新しい考え方に対してはもちろんであるが、従来狭義の教育のためだけについてみても、現在の大学に関する諸制度および予算が、総合性を全く欠如したコマ切れの学部主義に災いされて、中央（総合）図書館は積極的に活動できない状態にある。このような、誤った大学行政の根本が改められない限り、大学図書館の近代化というよりむしろ正しい大学教育は望めない。

国立大学に関する限り、わが国には真の総合大学というものは全く存在しないといっても過言ではないだろう。大学教育の基本ともいうべき学校教育法は申すまでもなく、それを承けた大学設置基準においてもすべてが学部ごとに規定され、総合大学としてあるべき姿など全然規定されていない。従って、制度の上においても、予算面においても総合大学としての要素は全然考慮されておらず、何でも彼でも学部単位となっている。夫故、大学としての図書館資料の収集においても各学部ごとに教室当たり積算校費と学生当たり積算校費によってそれぞれの学部に必要なものを全学的に考慮することなく購入され、それを、学部ごとに定められ限られた施設面積の中で学部内で融通して図書室のスペースを捻出し、学部事務部のこれまた数の著しく制約された事務職員の中からギリギリ以下の数の図書館職員を割愛し、学部図書室の維持運営にも上述の積算校費の一部を振り当てて細々と図書館機能らしきものを営んでいるのが現状である。これに対し、附属図書館として大学に与えられる国立学校予算には、図書購入費と図書館維持費の2種類があるが、この予算はその大学の附属図書館(すなわち、中央館と分館もしくは部局図書館全部)に対して出されているもので、仮りに中央図書館1館分だけとしても雀の涙程の小額にすぎない。中央図書館としてその大学において定められた目的に即して活動するための正規の予算はほとんど皆無であって、むしろ、各学部・附置研究所が実質的に豊富な予算を持っていて、それぞれ勝手に図書館資料を購入しているのが現実の姿である。しかし実験科学系では、限られた額の積算校費で、年々値上りする光熱水道料、年々進歩改良される各種測定実験器具あるいは試薬等にそのほとんど全部があてられるために図書館資料および

図書室の整備の必要性は認められながら、背に腹はかえられず、どうしても後廻わしにされてしまう。

しかし、それでも、とにかく各学部・附置研究所は各自の図書館資料はすべて自分達の財産であると考えている。東京大学でも現在の所蔵図書約300万冊のうち、中央図書館に相当する総合図書館に所蔵されているのは僅かに70万冊に過ぎず、その大半が各学部局に所蔵されており、それが東京大学所蔵図書として全学的のものであるにも拘らず、あたかも、部局の私有財産(?)であるかのような錯覚を部局自身はもちろん、大学当局もおこしがちになるのは、現在のような、部局中心主義の大学行政のもとでは無理からぬことである。

理想的な大学図書行政の在り方としては、現在の部局中心主義の教官当り積算校費というような国立学校予算のたて方を根本的に改めて、各部局で購入している図書館資料の購入費を若干上廻り、かつ、学問の進歩、社会環境の変化に伴う教育の変化に見合うだけの毎年の増加をも伴った図書購入費、および中央図書館、分館(部局図書館)の管理・運営費ならびに中央図書館を中心とした学生教育のための経費などを全学的に1本にまとめた附属図書館経費という新しい予算項目をたてて、大学附属図書館として、中央(総合)図書館と部局図書館(分館)を同等に整備、充実してそのいずれれもが正しい図書館機能を発揮できるように改めるべきで、そのためには、緊急に部局図書館制度を確立することが何より重要なことである。

このことは、また、人事面においても全く同じことで、各部局の図書館専門職員は、その大学の附属図書館の職員であるにもかかわらず、部局中心主義の大学行政に禍いされて、各部局事務部に所属し、そのため、所属部局事務部の中に閉じこめられて、全学的な人事交流も容易に行なうこともできず、その上、一般事務職と同じ系列の事務官の中に入っているため、部局事務部の人事行政の流れのなかで、たとえ有能な専門図書館員としての資質を有する者でも、昇進の道がなく、窒息状態で、そのため大学図書館として極めて重要な、研究図書館としての機能が麻痺してしまっている。このような状態がつづく限り、現在はもちろん、将来も優秀なスタッフは確保できず、そのために大学の研究・教育の推進に嘆かわしい支障を来たす。

それ故、人事面においても、予算同様に、すべからく、部局中心主義を即刻に改めて、附属図書館1本のスッキリとした人事行政をうちたてるべきである。

自然科学分野および社会・人文科学分野における最近の学術文献情報の激増はまことに驚異的で、15年ごとに世界の文献量が倍加されるといわれる現在および将来、大学の教官、研究者が従来通りに自らの手で文献を探索しては時間的にも、労力的にも到底追いつかず、本来の研究と教育の時間が文献探索のために消費されるという本末転倒の姿にならないとは誰も保証できない状態である。

この解決方法としては、各部局図書館ごとに情報専門家(ドキュメンタリスト)としての訓練を経た、深い学術的素養を備えた有能な図書専門職員を配置して、研究者、教官にかわって必要な学術情報を洩れなく収集し、整理し、用に臨んでその内容の概要を研究者に提供して、研究者自身の情報収集のために割く時間と労力を極力節減してそれを本来の研究と教育にあてさせるようにすべきである。

図書館専門職員のこの仕事は、図書館界でいわれている参考業務(reference service)の範囲に入るべきもので、ただ図書館界では、図書を対象としているのに対し、ここでは、個々の論文を対象とする点が

違うだけで、いわゆる専門図書館 (special library) では従来より必須の業務とされているものであって大学図書館においても、大学の基礎科学を推進させるために全学問領域にわたって速かにドキュメンテーションの態勢をととのえることが極めて重要で、それこそが研究図書館としての大学図書館の近代化の核心である。

しかし、このような業務に携わる図書館職員は、従来のような素質では少々無理があり、少なくとも大学院修士課程を修了して、一つの学問分野の研究方法を自ら体得し、しかも基礎図書館学とドキュメンテーション技術を修得したような者が当らなければならない。そのためには、現在の大学図書館専門職員の職制を改めて、事務官系列から分けて、教官あるいは教官に準ずる大学司書官系列とでもいうような新しい職制をつくるのが絶対に必要である。これも大学図書館近代化の重要な問題である。

もちろん、このような高度の図書館員は大学図書館の高級幹部職員として位置するもので、その下に少なくとも大学学部程度の図書館学課程を修めた実務者がいなければならない。

最後に、今後の大学図書館は、ことに学術情報の迅速な伝達機能を発揮させるためには、電子計算機の導入その他の面で機械化を促進することが必要であることはいうまでもない。

これを要するに、大学の使命である教育・研究のために図書館が絶対不可欠のものである以上は、その使命達成のために大学自体が図書館の近代化方策を剩剣に考えるべきであって、図書館長および図書館関係者に任せておけばよい問題ではない。

# A 事業報告

## 1. 諸会議議事要録

### (1) 理事会議事要録

日時 昭和41年1月20日(木)午後1時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内会長, 奥田副会長, 佐藤, 本川  
大山, 三輪, 増田, 石橋, 渡辺, 篠原  
国歳, 稲荷山, 久保, 前川, 遠城寺,  
福田, 各理事  
松平監事  
井上第3常置委員会委員長  
森川, 西脇両科学技術行政特別委員会  
専門委員

大河内会長主宰のもとに開会

会長から本川新理事(東北大)の紹介ののち、かねて、当協会に専任事務局長を置くことについて、ご了承を得、人選は会長、副会長にお任せ願っていたが、今回東大事務局長として国大協事務局長を兼任してきた鶴田事務局長が1月1日付で国大協事務局長として専任することになった旨報告があり、つづいて鶴田事務局長から挨拶があった。

#### 1. 会務報告

会長から前総会以後の科学技術行政特別委員会及び大学運営協議会の審議経過について説明があり、また欠員不補充の問題に関しては、不補充の解除方について関係方面へ要望書を提出したほか年度当初から財源不足を理由に国立学校の予算が10%留保されていたが、これについても解除を関係方面に申し入れ、その結果予算の留保について

は、10%が5%に緩和された旨報告があった。

#### 2. 科学技術基本法案要綱に対する意見書(案)について

会長から、科学技術基本法案(未定稿)に対する意見書を作成し、関係各方面に提出(40.11.29)してきたところであるが、その後、科学技術基本法案要綱が科学技術会議から内閣に答申され新たな段階を迎えたほか、一方各大学からの意見も集まったので改めて意見書を作成し関係各方面に提出することとしたい旨が述べられ、つづいて科学技術行政特別委員会で作成された科学技術基本法案要綱に対する意見書(案)の朗読があって、大山科学技術行政特別委員会委員長、森川同委員会専門委員から、とりまとめの経緯及び内容について大略(科学技術行政特別委員会議事要録、会報33頁参照)説明があり、原文通り了承され、関係各方面へ提出することになった。

#### 3. 大学の管理運営に関する意見書(案)について

会長から前総会以降の同(案)審議の経緯について、また、奥田副会長から、前日の運営協議会における同(案)審議の大略(運営協議会議事要録、会報37頁参照)が報告されたのち、つづいて審議に入り、同(案)には短期大学を含めていないが、併設の大学で評議会に参加している向もあり、この関係を如何に明らかにするかが問題とされたが、同(案)前文末尾になお書きで主として国立大学について述べた旨を明記し、この点を明らかにすることとなった。

なお、同(案)の今後の取扱いについては2月の総会で全文を朗読して説明し、同案を各大学に

送付して意見を求め、その意見を取り入れたものを6月の総会に諮り、国大協としての最終意見書を決定することとなった。

なお、それまでは、委員会内部のものとして扱い、外部への発表はしないこととし、その取扱いについて注意することになった。

#### 4. 臨時総会の開催について

会長から2月4、5日の2日間にわたり、東大附属図書館大集会室を会場として、臨時に第36回総会を開き、主として①大学の管理運営に関する意見書(案)を、次いで②大学設置基準改善要綱に関する意見書について審議をしたい。また2月7日に事務連絡会議を開きたい旨述べ承された。

#### 5. その他

- 会長から、教育会館内の国大協分室は、今日までの使用実績から見てこれを置く必要性があまりないので、経費節減の見地からしても、1月末をもって廃止したい旨説明があり、了承された。
- 局長から、事務連絡会議に幹事を置き、各地区における国立大学と国大協との連絡を図りたい。幹事は各地区1名(関東甲信越地区は2名)とし、前回の事務連絡会議で予め各地区で互選された大学の事務局長に、お願いしたい旨述べ承された。
- 出席委員に毎回支給している車代を、年1回ないし2回にまとめて支給することにはどうかが話題となった。
- 2月4、5日の総会の際の懇親会は催さないことに了承された。

## (2) 理事会議事要録

日時 昭和41年2月3日(木)午後3時30分

場所 東京大学大講堂第1会議室

大河内会長、杉野目副会長、

佐藤、本川、藤岡、大山、三輪、増田

石橋、渡辺、篠原、国歳、稲荷山、久

保、赤木、前川、遠城寺、柳本、福田

各理事

赤堀監事

井上第3常置委員会委員長

小塚大学設置基準特別委員会委員長

小川第2常置委員会委員

大河内会長主宰のもとに開会

### 1. 科学技術基本法案要綱に関する意見書提出 について

会長から、科学技術基本法案要綱に関する意見書を去る1月25日大山科学技術行政特別委員会委員長と同行し、総理大臣、その他関係方面に提出し、報道関係にも配付した。なお、科学技術基本法案は、科学技術庁等の方針では今国会に提案されるようである旨報告があった。

### 2. 大学の管理運営に関する意見(案)について

会長から、大学の管理運営に関する意見(案)の取り扱いは、前回理事会で決定された手順で、今総会及び6月の定例総会に諮り、意見書として決定をみる予定であるが、その決定前に今総会で公表するか、否かが問題である旨述べ、公表の是非について検討された結果、各大学で同意見(案)が検討されている段階なので公式に発表することは一応みあわせ、情勢の変化により、公表する必要が生じたときは会長及び副会長の判断で公表するというので総会に諮ることになった。

### 3. 総会日程について

会長から、第36回総会日程について説明があり承認された。

4. 「大学設置基準の改善について」に対する意見書（案）について

小塚大学設置基準特別委員会委員長から、「大学設置基準の改善について」に対する意見（案）とりまとめの経緯及び内容の大略（大学設置基準特別委員会議事要録，会報35頁参照）について説明があり，これを総会に提出することについて，また，基礎教育科目等の取り扱いについて別紙申し合わせ案が出されている旨述べ，この案も併せて総会に提案することについて諮り了承された。

5. 41年度国立大学協会会費について

会長及び事務局長から，41年度国立大学協会会費について説明があり，承認された。

6. その他

○ 小川第2常置委員会委員（同委員会委員長代理）から「国立大学入学試験1期校，2期校に関するアンケート」について説明があり，第2常置委員会で入学試験制度を検討するための一つの資料とすることで同アンケートをとることが了承された。

○ 井上第3常置委員会委員長から，大学卒業予定者の就職斡旋開始時期について，毎年総会にお諮りしているが，国公私立大学及び短大の各協会が連名で本年もおおむね昨年どおりに扱うよう申し合わせを行う予定であるのでご了承願いたい。なお，9大学法経学部長会議の申し合わせを国立大学全体に及ぼしていくようにすることが望ましい旨を述べ了承された。

○ 会長から第37回総会は6月22日，23日の両日にわたり，日本学術会議の講堂を会場として開催したい旨説明があり，了承された。

○ 会長から，今総会後の記者会見について，5日4時30分から5時までの30分間，教育会館第

1特別会議室において，副会長及び小塚大学設置基準特別委員会委員長その他関係の委員長同席で行なう。その際は主として大学設置基準の改善に対する意見及び大学の管理運営に関する意見について説明したい旨を述べ，了承された。

○ 増田第6常置委員会委員長から，前総会で，事務局長会議に土曜日の宿日直の問題について調査を依頼していたが，このたびその調査結果の報告があった。それによれば従来土曜日の宿日直は実際上は1人で行ないこれを操作して630円が支給されていたが，昭和40年4月からは関係官庁からも厳重な注意があり，また，予算上にも積算されなくなったので規定どおり540円で同一人が宿日直するより仕方がないということになったので，今後この問題については，宿日直の手当の増額を一般的に要求することに力をそぐより他に方法がないとの旨の報告があった。

### （3） 理事会議事要録

日時 昭和41年4月14日（木）午後3時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内会長，杉野目副会長

本川，長谷川，三輪，増田，石橋，篠原，稲荷山，赤木，遠城寺，柳本，福田各理事，

高坂，小塚各委員会委員長

赤堀，松平各監事

記事要旨

大河内会長主宰のもとに開会

1. 理事および常置委員会委員長の交代について

会長から，理事および常置委員会委員長の交代について，次のとおり披露があった。すなわち，

神戸大学国歳学長事務取扱に代って八木学長が就任され、また井上農工大学長の退任に伴ない、三輪東京教育大学長が新たに第3常置委員長に選任されたので、従来同学長は地区選出の理事として理事会に出席されていたが、今回から第3常置委員長としてご出席願うことになった旨が報告された。

## 2. 会務報告

会長から、次のとおり会務報告があった。

- (1) 科学技術基本法案に関する第36回総会以後の経過は、別紙（会報32号83頁参照）のとおりである。国大協としては、その意見の実現のために殆んど連日わたり関係者のあらゆる努力が続けられたが、現在、法案は政府与党内からの反対もあって棚上げの状態にある。
- (2) 「大学設置基準改善要綱については、第36回総会で意見書を決定し、当日直ちに文部省に申し入れをしたことは既に文書をもって通知したとおりであるが、その後必ずしも国大協の意向通りには運ばれないと感じられたので、何度かおし返し当局に申し入れを行った。かなり要望が取り入れられるようである。この点については後刻小塚委員長より報告する予定である。
- (3) 第36回総会で当面している学生問題について早急に国大協の態度を示すべきであるとの意見もあったので、早速第3常置委員会及び大学運営協議会からの代表委員の合同会議を開き、その態度、ねらい、発表方法、起草専門委員の委嘱等について相談の上、大島（東京教育大）、小林遠藤（東大）各教授に専門委員を委嘱して、問題点の検討を進めているが、特別委員会を設けて検討するのがよいとの意見もあるので、このことについては後刻お諮りしたい。
- (4) さる3月31日に第4回目の特別会計制度協議会が開かれ、41年度の予算及び42年度の予算編

成の問題等について意見を交換したが、その際4月1日から大学の検定料および入学料が値上げされた点について、今後このような場合は事前に大学の意向をきくよう要望しておいた。なお、この協議会の記録がとってあるので参考のため各大学にご連絡したが、この会議でも参考のため別途お配りすることとしたい。

## 3. 昭和40年度決算報告について

鶴田事務局長から、決算および財産目録（会報32号57頁参照）について詳細説明があり、質疑応答ののち異議なく承認された。

## 4. 昭和41年度予算について

鶴田事務局長から、昭和41年度予算案（会報32号58頁参照）について詳細な説明があり、異議なく承認された。なお、上記に関連して従来慣行として各委員に委員会出席の際支出されていた車代について検討され、今後は専門委員のみに支出することに改めることとなった。

## 5. 北見工業大学の入会について

会長から、4月1日から発足した北見工業大学の本協会への加入について説明があり、これを了承し、総会に諮ることに決定された。なお、これに伴い北見工業大学の常置委員会への所属について検討され、同大学の希望もあり、第3常置委員会所属とすることに了承され、総会に諮ることになった。

## 6. 大学運営協議会規程等の改正について

会長から、北見工業大学の加入および北海道、愛知、京都、奈良、福岡の各学芸大学がそれぞれ教育大学と改称されたことに伴い、大学運営協議会規程第7条第3項の別表、理事及び監事総会互選要領1の別表、国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領4の各常任委員会委員定数表をそれぞれ改正する必要がある旨説明があり、原案どおり総会に提案することが了承され

た。

#### 7. 学生問題特別委員会設置について

会長から、学生問題については、第3常置委員会と大学運営協議会の代表委員で合同会議を開き検討してきたが、その性質上特別委員会を設けて検討するのがよいと思われるので、学生問題特別委員会を設置したい旨述べ、異議なく承認された。

#### 8. 大学設置審議会（大学設置分科会）委員候補者の推薦について

会長から、当協会推薦の大学設置審議会（大学設置分科会）の委員2名（渡辺、藤岡委員）の任期満了のため、今回改めて委員候補者を4人推薦することになったので選挙してほしい旨を語りその人選については、従来の慣例により会長に一任することに了承。前任の渡辺藤岡両学長の外小川外国語大学長及び長谷川群馬大学長が推薦された。

#### 9. 第3常置委員会教員委員の補充について

会長から、教員の資格で第3常置委員会に加わっていた平田委員（大阪大）が停年退職したことに伴い委員でなくなったので、その後任を選出する必要がある旨説明があり、滝川大阪大学学生部長を後任の委員に委嘱することに決定した。

#### 10. 大学設置基準特別委員会報告

小塚委員長から、第36回総会で大学設置基準改善要綱について意見をまとめ、文部省へ申し入れたが、その後も文部省へ国大協の態度を説明し、要望を行ってきた旨その経緯について（会報32号36頁参照）説明があった。

#### 11. 第1常置委員会報告

石橋委員長から、次のような報告があり、了承された。

- (1) 大学院設置基準について、特別委員会を設けて検討した方がよいとの意見もあったが、第1

常置委員会を臨時に強化して検討していきたい。従ってその際は専門委員を委嘱するほか、文部省の基準分科会の委員をしておられる他の委員会の方にもオブザーバーの形で出席してもらいご協力をお願いすることにしたい。

- (2) 去る3月4日の衆議院文教委員会において、国立大学で通信教育を行なうことについて文部大臣に要望があり、文部省より国大協の意向を非公式に照会してきた旨の説明があったが、国立大学としては初めての問題であり、今ここで急に各大学の意見をきくとか可否を云々することは唐突でもあり、また適当でないということになり、なお検討することになり、当協会から各大学の意見をきくことは一応とりやめることになった。

## (4) 第36回総会議事要録 (第1日)

日時 昭和41年2月4日（金）午前10時

場所 東京大学総合図書館大集会室

出席者 各国立大学長

会長から、本総会の議事日程について説明があり、了承された。

1. 学長の交代および事務局長の就任について  
会長から、前福島大学長の服部氏が逝去されたので、本協会としてお悔み申し上げた。また、前神戸大学長の逝去に対する本協会からの弔意に対して同大学からお礼の言葉があった旨の報告があり、つづいて前総会以後における学長の交代について、次のとおり紹介があった。

大学名	新学長	旧学長
福島大学	平井 博 (事務取扱)	服部英太郎
東京商船大学	横田 利雄	浅井 栄資

また、野村三重大学長に代わり小柳農学部長が

北山大阪学芸大学長に代わり花井教授が出席されている旨の披露があった。

なお、従来東京大学事務局長で本協会の事務局長を兼ねていた鶴田氏が、東京大学事務局長を退任されたので、理事会の議を経て1月1日付で本協会専任の事務局長にお願いすることになった旨の披露があった。

## I 会務報告

### 1. 要望書等の提出について

会長から、要望書等の提出について次のとおり報告があった。

#### (1) 前総会の決議によるもの

前回総会で決議された大学間の協力並びに国際交流の強化についての要望書は、総会終了後文部大臣を初め、関係各方面に提出した。

#### (2) 前総会以後のもの

前総会以後に関係方面に提出した要望書又は意見書は、別紙（会報32号46頁参照）のとおりであるが、そのうち、

(a) 科学技術基本法の関係については、前総会開催中に、同法案要綱の答申が、意外に早く出されるということで、総会后引続いて行なわれた15周年記念式の式典後緊急協議会を開き、同協議会において、同法案に対する当協会の意見書の作成及び関係方面への提出については、当時情勢が緊迫していたところから科学技術行政特別委員会にお任せ願った次第であるが、その後同特別委員会は、2回にわたって意見書を作成し、理事会の承認を得て関係方面に提出したので、ご承認願いたい。すなわち、

(i) 第1回は、前総会直後の11月30日に「科学技術基本法案(未定稿)に関する意見書」を科学技術会議議長に提出した。このことは既に各大学長宛に通知した。

(ii) 第2回は、12月1日科学技術会議議長から内閣総理大臣宛答申された基本法案要綱に関し、さきに各大学から提出された意見の趣旨を取り纏め当協会の意見書（会報31号62頁参照）を作成して、去る1月25日会長及び大山委員長が同行して佐藤総理大臣、文部大臣及び科学技術庁長官を訪問し、懇談要望した。なお、行政管理庁長官に対しても別途提出した。この件についても既に各大学長宛通知した。

以上2件については、その後相当の反響があったと了解している。

(b) 欠員不補充の対象よりの除外についての要望書については、前総会の際第6常置委員長から説明し、文案の作成及び関係方面への提出について同委員会にお任せ願ったのであるが、これは従来、教官については欠員不補充の対象から除外されたが、事務系職員についてはいまだにきびしく行なわれており、大学の運営上支障をきたしている。この善処方を要望したものであり、12月7日の第6常置委員会において要望書を作成し関係方面に提出したのでご了承願いたい。なお、これについても各大学に文書で通知した。

### 2. 学寮等の管理運営に関する申し合わせについて

会長から、学寮等の管理運営に関する申し合わせを今総会で審議願う予定であったが、第3常置委員会で慎重を期してもう少し検討したいとのことなので、次回総会に審議願いたい旨の報告があった。

3. 1, 2期校に関するアンケートについて  
会長から、前総会で話題となった1, 2期校のアンケートについては、第2常置委員会でその内

容、方法等について検討してきたが、この程結論を得、理事会の承認を得たので、各大学の協力をお願いしたい。なお、このアンケートは、第2常置委員会で今後入学試験制度を検討するための資料とするものである旨の報告があった。

#### 4. 卒業予定者の就職あっせんの開始時期について

会長から、卒業予定者の就職あっせんの開始時期については、第3常置委員会で検討したが、例年どおり10月1日以降の実施を厳守することにした旨の報告があった。

#### 5. 本協会分室の廃止について

会長から、従来教育会館内に本協会の分室を設けていたが、人件費、借用料、備品等の維持費の割に利用率が低いので、2月1日からこれを廃止し、その分を新事務室の充実にあてることが理事会で承認を得たのでご了解願いたい旨の報告があった。

## II 協議事項

### 1. 「大学設置基準の改善等について」に対する意見書について

小塚大学設置基準特別委員会委員長から、前回の総会でも特別委員会の経過についてその大要を報告したが、その後数回の特別委員会、専門委員会を開いて各大学からの意見のとりまとめを行なった結果、別紙案(46頁参照)のとおりとなった。なお、本意見書(案)は、総論と各論とから成り、総括的な意見は総論にもり込んだ。また、各論については便宜上、大学設置基準の改善要綱の順序に整理した旨の説明があった。

ついで成川専門委員から各論について、また安藤専門委員から総論について、それぞれ説明があったのち、小塚委員長からこの設置基準は、国公立大学を通じて適用されるものであるが、これが実施される場合国立大学においては一般教育に

関連して、基礎教育科目の取り扱いに関する申し合わせをしたいということで、別紙の申し合わせ(53頁参照)についても併せてご審議願いたい旨の説明があった。

これに対し大学設置基準に関する意見は、文部省に対するものであり、申し合わせは国立大学間のものであるので、別に検討する方がよいとの意見があり、ついで基礎教育科目の定義・理念、一般教育科目および専門教育科目と基礎教育科目の関連、多人数教育を一概に否定してしまうことの不可なること、助手が授業に携わることの可否、助手の職務内容による区分、学部別設置基準等について活発な意見の交換が行なわれたのち、申し合わせについては本件とは別のものであるから明日の会議で改めて検討することとして、「大学設置基準の改善等について」に対する意見書は、原案どおり承認され、関係各方面に提出することになった。

### 2. 大学の管理運営に関する意見(案)について

会長から、この案については、大学運営における検討の経過をその都度報告してきたところであるが、この程成案を得たので、ご審議願うものである。これは、さる昭和37年に当協会が出した「大学の管理運営に関する中間報告」を受けて作成されたものであるが、今回は特にその後の社会情勢の変化にも即応して大学外部に対するものであると同時に、大学内部において互に反省し合う面をもっている。また、内容も「中間報告」では触れていない細部にまでわたっている旨の経緯、性格、内容について概略説明があったのち、さらに本案は、各大学にご審議願うための案としてよいかどうかを本日の総会においてご検討願うたうえ、ご承認がえられれば各大学に送付し、5月15日までに各大学から意見を提出願う、6月の総会

で決定する運びとしたい旨の説明があった。

ついで伊藤専門委員から、この案について大略次のような説明があった。

まえがき

大学の管理運営に関する意見をまとめるにいたった経過を述べたもので、中間報告の考え方に立脚していることを明らかにしている。

## 第1章 大学自治の本質

この章でも、中間報告の考え方を是認したうえで、中間報告発表後に表明された中央教育審議会の答申を初め、種々の議論のうちにあらわれた論点のうちで、特に検討に値すると思われる考え方をすなわち、大学の目的について高等教育機関としての大学と社会制度としての大学という二つの考え方についての議論をとりあげて、当協会としてどのように考えるかを示している。大学は、高等教育機関のひとつであるが、研究と教育とが一体である点で、他の高等教育機関と異なる点を指摘しまた、大学と国家・社会との連けいを否定するものではないが、社会制度としての大学という考え方がその連けいを大学にあまりに強く要求することになれば好ましくないことの原因を書いている。

## 第2章 文部大臣の権限

本章では、文部大臣の権限を総括的に書いている。

第1に、文部大臣の拒否権については、中間報告でも詳しく書いているので、そのまま引用した。中間報告に加えたものは、文部大臣が文教行政の総括的、最終的責任者という考え方についてであるが、文部大臣の監督権は一般的な事務管轄を意味するものであり、また、一方、設置者という観点からみても国立学校全般に対するものであっていずれにしても、これらからは国立大学に対する文部大臣の個別的具体的権限は出てこない

ということを指摘して、通常の行政機関とは異なることを書いた。また、財政の負担者としての点からも文部大臣の監督権は出てこないことを指摘している。

## 第3章 人事

中間報告では、人事と学内機関をはっきりと分けずに扱ったが、今回は章を分けて詳述した。学長の選任方法が選挙によることの原因、学部長選考に際しての学長の実質的選考権は、法令上の問題ではないことなどをやや詳しく考察した。また教員の選考についても中間報告にそっているが、その任期制、再審査制について、前向きに検討することとしている。一方、副学長については、現段階では消極的態度をとっている。教員の不利益処分については、身分保障とそれに伴う弊害との調整に苦心したが、「中間報告」の線にのっとり解釈を加えた。

以上の説明に対して、国立大学は国家行政組織のもとにあることを強調されたいこと。財政について外国の例をあげているが、これと反対の例もあること。民主的責任行政を大学が無視しているようにとれることは困ること。教員の不利益処分に際しての審査権については、通常の場合のみが書かれているが、現実にはこのようにはいかないため、異常の場合のことも考慮されたい等活発な意見の開陳があった。

最後に会長から、本日は時間の都合で一応打切って、明日引き続いて検討願いたい旨を語り了承された。

(注) 当日午後4時大学設置基準特別委員会の小塚委員長及び四方委員が文部省におもきむ、「大学設置基準の改善等について」に対する意見書を、大学学術局に提出し、申し入れをした。

## (5) 第36回総会議事要録

### (第2日)

日時 昭和41年2月5日(土)午前10時

場所 東京大学総合図書館大集会室

出席者 各国立大学長

会長から、本日は、1, 2期校に関するアンケートについての説明および大学の管理運営に関する意見(案)について審議願いたい旨を述べ、了承された。

1. 1, 2期校に関するアンケートについて

第2常置委員会委員長に代って小川委員から、大略次のような説明があった。

近年、大学の入学試験に関する問題が社会問題となっており、特に学生の急増期にもあたり、入学試験制度について検討する必要に迫られている。ついては、それを検討するため委員会限りの資料として、1, 2期校区分の可否等について詳しいアンケートをとりたいというのが第2常置委員会の意見である。その意味でこの照会は第2常置委員会委員長名で出すが、これにより現行の制度を変えるというような趣旨のものではない。理事会でもこの意味のアンケートをとることは、了解されたのでご承認を願いたい。

ついで、長谷川委員長から、文部省、教育研究所等の発表したものを総合してみると、高等学校の調査書の成績が大学入学後の成績と最も相関関係が深く、次いで能研テスト、択一式試験の順となっている。しかし、これらの問題はなお第2常置委員会でも検討したい旨の補足があった。

これに対して、このアンケートの結果は公表するののかとの質問があり、これは第2常置委員会で意見をまとめるための参考資料であるから、部内限りとし、公表しない旨の回答があり、アンケー

トを出すことについて了承された。

2. 大学の管理運営に関する意見(案)について

前日に引続き大内専門委員から、大略次のような説明があった。

#### 第4章 学内機関

基本的な考え方は、「中間報告」を踏襲している。協議会の廃止等に伴う法律改正も、かたくなに拒否するのではなく、第10章でのべるような条件のもとなら受け入れてもいいという態度をとっている。ただ、「中間報告」発表後に出された中央教育審議会の答申および大学運営法案は、大学全体を一律に規制する考えが強く、教授会の構成、評議会の構成、学長の任期、学部長の任期等について弾力性を欠いているので、大学を一律に規制するよりも、むしろ慣行を重視して弾力的に扱うことが望ましいことと、答申や運営法案は、一般の行政機関と同様に上下関係の権限を明らかにして大学の管理運営を行なおうと考えているが、大学はむしろ研究と教育に関しては個々の教員がその良心に基づいて責任をもち、それを教授会が把握し、そのうえで評議会をつうじて全学の調整が行なわれるという側面があることを強調している。また、中間報告より積極的な点は、評議会と教授会との関係、即ち全学的な調整と部局の利害関係等についての説明を加えたことである。従来一部には、学部の自治が無制限に主張されていた感もあるが、この学部の自治は研究と教育に関するものである旨、その限界を明示して、大学の意思統一を乱してはならないことを明らかにした。

#### 第5章 教養課程

#### 第6章 単科大学および分校

#### 第7章 大学院

#### 第8章 附置研究所

#### 第9章 財政および事務機構

## 第10章 国立大学協会の役割

第5章以下は、「中間報告」ではほとんど触れていなかった点で、今回あらたに取り上げたものが多い。その中で教養課程とか、単科大学の章については、特に関係者の意見を承って書いた。また、教養課程、大学院および附置研究所（特に共同利用研究所）については、制度が確立していないため、一応現行制度に立脚した管理運営について書いた。特に教養課程については、大学の修業年限と一般教育の考え方。大学院に関しては、大学院学生の増加に伴い高級の専門的職業人の養成という役割りをもってきていること。共同利用研究所を特定の大学に附置しておくことの是非等の問題は、当協会では別の機関で検討が進められているので、その制度についてはこの意見書で結論を出すことをさけたため、叙述がやや消極的になった感がある。もう一つ単科大学については、千差万別で、その規模、内容等に大小があると同時に、性格にも相当差があることから、管理運営についても一律には書けない点がある。財政については、国会、裁判所、会計検査院の予算については憲法で特別の扱をしており、大蔵省が一方向的に査定できないことになっている。大学がこれと同様の扱いを受けることはできないとしても、大学自治のたてまえから、通常の行政機関とは異った取り扱いをすることは、憲法の精神に反するものでないことを書いた。

以上の説明に対して、現行では評議会は学長の諮問機関であるが、「中間報告」以来意思決定機関という考え方に変ってきているが、この考え方で規模の大きい大学が運営できるか。学部教授会の役割、構成を明確にして欲しい。助手の役割、職責と学部でしめる地位等を明確にする必要がある。学生活動に関連して、学生部の機能が重要視されてきているので、これについても触れられた

い。部局教授会と評議会で意見の調整ができないときの学長の立場についても明らかにされたい。教養課程制度に対する考え方に一貫性がないので根本的に考えるべき時期と思う。「マス・プロ教育」という表現は改められたい。多人数教育は、予算が不足しているからではなく、学生の急増期にあたり教員が不足しているために行なうものであることを認識されたい。大学院については、制度が確立してから管理運営の問題も根本的に考えた方がよい。共同利用研究所については、大学の自治と共同利用の調和が問題であり、従って特定の大学に附置することにも問題がある。財政および事務機構について、前の章で学長は行財政上の事項については裁量権をもつとされているが、その基礎づけがされていない。特に国と国立大学との関係においてどうなるか。国立大学協会の役割では、大学の自治を強調しすぎてはならないことを指摘しているが、学部の自治が維持できるか、研究と教育の一体化の焦点は学部の自治にあるがその立場を堅持しうるか、歴史の要求にどう応ずるか等の点も明確にされたい等活発な意見および質疑応答が交わされた。

最後に会長から、本案は各大学で審議願うものであり、したがって外部に公表することは各大学の意見が出て、最終的にまとまってから行ないたい。しかし、公表するのに適当な時期があれば会長と副会長とで善処するよう理事会でも話が出たので、万一そのような必要と理由があれば公表することがあるかもしれない旨を諮り了承された。

### 3. 科学技術基本法案要綱に対する意見書について

大山科学技術行政特別委員会委員長から、さる12月20日までに各大学から寄せられた意見を整理して、(会報31号62頁参照)のとおり意見書を作成し、理事会に諮り内閣総理大臣あてに提出した。

その後総理大臣から、科学技術庁、文部省等に指示があり、相当の反響があった。なお、本要綱は今国会に提出されると思われるが、今後も政府の動向をみて、必要に応じ要望書等を出したい旨の説明があったのち、意見書の内容について詳細な説明があり、了承された。

#### 4. 基礎教育科目の単位についての申し合わせについて

小塚大学設置基準特別委員会委員長から、「大学設置基準の改善等」に関連して、基礎教育科目の単位についての申し合わせについて、2月3日の委員会で意見の一致をみたので、この基準が実施された場合、国立大学だけの申し合わせをした旨の説明があり、この問題は各教授会の問題であるので、その自主的運用を拘束するものでないとの了解のもとに原案どおり承認された。

#### 5. その他

最後に会長から、次のとおり諮られ、いずれも了承された。

- (1) 本日午後5時から教育会館第1特別会議室で記者会見を行ない、そこでは、「大学設置基準の改善等について」に対する意見書および科学技術基本法要綱に対する意見書について承認されたこと、ならびに大学の管理運営に関する意見案については審議経過を発表したい。
- (2) 卒業予定者のための推薦選考開始時期については、例年どおり行なうこと。学寮等の管理問題等については討議する時間的余裕がなかったが、この問題については第3常置委員会が中心になって検討しているので、6月の総会で検討したい。
- (3) 助手制度、特にその職務のあり方については第1常置委員会で検討したい。

## (6) 第4回事務連絡会議議事要録

日時 昭和41年2月7日(月)午前10時

場所 東京大学総合図書館大集会室

出席者 各国立大学事務局長

### 1. 会長挨拶

大河内会長から、さる2月4日、5日の両日におたり総会が開かれた。この総会の主な議題は、大学の管理運営に関する意見(案)と、大学の設置基準に関する意見書(案)であったが、これらは諸般の事情で6月の総会までまてないので、臨時に行なったものである。なお、前回総会終了直後、科学技術基本法案に対する要望書を取りあえず提出したが、これはあくまでも当協会の基本的な考え方だけを述べたもので、今回それを補充する意味で詳細な意見を提出したものである。また学生問題について意見の交換をしたかったが、時間の都合でできなかったのも、これは第3常置委員会が中心になって、なお検討することになっている。なお、さる1月1日付で本協会の専任の事務局長として、元東京大学の事務局長の鶴田氏をお願いし、それに伴い本協会の事務組織を整備する意味で、本連絡会議に地区別の幹事をお願いしそこを通じて各種の連絡を行ないたいことを理事会で決定したので、ご協力願いたい旨の挨拶があった。

### 2. 議事日程について

丁子主事から、議事日程および会議資料について説明があった。

### 3. 新任事務局長の披露について

鶴田事務局長から、前回の連絡会議以後における新任事務局長の紹介があった。

大学名	事務局長名
北海道大学	冨安虎太
東京大学	藤吉日出男
高知大学	安岡健次郎

#### 4. 会務報告について

丁子主事から、次のとおり報告があった。

- (1) 各種の意見書、要望書等は、それぞれ関係各方面に提出した。なお、学寮等の管理運営については、会長の挨拶にもあったとおり第3常置委員会で文案を練り、次回の総会で審議することになった。
- (2) 入学試験制度に関連して、第2常置委員会から入試制度が社会問題にもなっているのので、これを検討するための資料として1、2期校に関するアンケートをとりたいので、各大学のご協力をお願いしたい旨の依頼があったので、よろしくをお願いしたい。なお、これは外部に公表するものではなく、第2常置委員会限りの検討資料にとどめることになっている。
- (3) 卒業了定者の就職あっせんの開始時期については、さる1月27日に国公私立大学団体の懇談会が開かれ、例年どおり行なうこととなった。なお、昨年9大学の法経学部長の申し合わせは評判がよかったので本年も行なうとのことである。
- (4) 昭和39年8月以来、教育会館内に本協会の分室を設けていたが、維持費に比して利用者が少ないので、理事会に諮って2月1日から廃止したので了承されたい。

#### 5. 協議事項の報告について

- (1) 大学の管理運営に関する意見（案）について  
鶴田局長から、本意見（案）作成の経緯および内容について概略説明があったのち、第9章の財政および事務機構については、中間報告ではあまり触れていなかったが、今回は特に一章を

設けて述べてあるので、特にこの点については各大学事務局長の意見を伺いたい。なお、これに対する各大学の意見は、5月15日までに提出願ひ、その後、6月の総会で最終決定する予定である。またこの意見書は、大学外部に対するものであると同時に大学内部において互に反省し合う面との両面の性格をもつが、6月の総会において最終決定をするまでは外部に公表しないことになっているので、その点お含みおき願ひたい旨の報告があった。

これに対して、この意見書に各大学事務局の意見はどのような方法で反映させたらよいか質問があり、鶴田局長から、大学によっては事務局が意見を述べる機会を与えられない大学もあると思うが、今回の財政および事務機構については、便宜私（国大協事務局長）あてに意見を提出願ひ、私（国大協事務局長）から大学運営協議会に意見を出すようにしたい旨の回答があり、了承された。

なお、これに関連して、この案は大学の管理運営といているが、学生については全く触れていない。学生についての国大協の考え方についても示すようにして欲しい旨の意見が述べられた。

- (2) 大学設置基準改善要綱に対する意見について  
鶴田局長から、この意見書については原案どおり2月4日の総会で決定し、同日文部省に対して小塚委員長から申し入れた旨の報告があった。

#### 6. 来年度会費について

鶴田局長から、本協会会費の各大学負担額については、その基準は総会で、具体的な金額は理事会で決定することになっているが、別紙は2月3日の理事会で決定したものである旨、資料について詳細な説明があり、協力方を要請し、了承され

た。

#### 7. 事務連絡会議の幹事について

鶴田局長から、前回の事務連絡会議で各地区代表の幹事を選出願い、幹事会を組織して当協会の運営に協力願うことになった。今後の考え方としては、事務連絡会も幹事会も本協会の正式な機関とし、名称も連絡会でなく、協議会と改めることも考えている旨の説明があり、これについて各大学事務局の意見は、協会の運営に反映されにくいので、趣旨はよいと思う旨の発言があり、幹事会については原案どおり承認され、今後の方針についてはなお検討することとなった。

#### 8. 次回総会について

鶴田局長から、次回総会は6月22(水)、23(木)に日本学術会議で開催する予定であるが、24日は文部省主催の学長会議があるので、事務連絡会議は25日(土)に日本学術会議で行なうか、24日(金)にここで行なうか検討中である。

#### 9. 土曜日の宿日直について

鶴田局長から、前回の会議でも話題とした土曜日から日曜日にかけての宿日直を実際には同一人が行ないこれを操作して630円の手当を支給することについて、その後文部省にきいたところ、従来は黙認するような形で行なわれていたが、昭和40年4月からは予算措置がなくなったので、黙認するということもできなくなった。従って土曜日の宿日直は同一人が行ない規定どおり540円の手当を支給するほかないとのことであったので、その旨を第6常置委員会に報告し、理事会でも話題としたがやむをえないということになり、今後は手当の増額という形で要求していくこととなった。

#### 10. 連絡事項

- (1) 文部省人事課長から、事務系職員の欠員不補充については、ほぼ昨年と同様の措置がとられる旨の説明があり、学長の選挙に関しては早め

にその情勢を連絡願いたい旨の話があった。

- (2) 文部省大学課長から、(a)入学定員について、予算定員と各大学が募集する定員とに差があるのは好ましくないで、来年度からは予算定員と募集定員がくいちがわないようお願いしたい。(b)学生急増期に当り、国立大学の定員増を計ったが、国立大学の中には予算定員を下廻って募集している大学があり、全国立大学で約1000名下廻ることになる。今後このようなことのないよう考慮願いたい。(c)昭和40年1月18日付文大第102号で通知をしたが、昨年は必ずしも徹底しなかったが、本年は志願者数を入学願書締切の日の午後6時までには必ず文部省あてに電話で知らせて欲しい旨の連絡があった。

## (7) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和40年12月13日(月)午後1時30分

場所 東京大学大講堂小会議室

出席者 石橋委員長、中川、藤田、国歳各委員  
石橋委員長主宰のもとに開会

第1常置委員会で取り上げる「大学院の問題について」は、文部省で作成の「大学院設置基準に関する問題点について」を材料として、「大学院設置基準」についての意見を自由に出し合いながら、文部省大学設置審議会での審議の進行状況と並行して検討を進め、明年の夏頃までに一応の意見をまとめ、これに対する各大学のご意見を伺えるようにし、秋の総会に最終的結論を出すことを目途として審議を進めることとした。

ついで委員長から11月24日の問題点を要約して説明された。即ち現行規定上では、博士課程では講義その他20単位以上の履習を修了の要件としているが、単位取得の制度はなるべく廃止して、履習方法は各大学にまかせて、学生を研究に専念させるよう指導すべきだとの意見が大部分であった

こと、また、人文、社会科学系の修士課程は出来るだけ設置する方針で、その道が開かれたが、自然科学系をも含めて博士課程設置の可能性をどの大学にも与えるかどうかの点は、必ずしもその考えが同じではなかったことが説明された。

つづいて、「1大学院の目的・性格について」「2大学院の組織について」の各項について逐条的に検討し、大要以下の如き意見が述べられた。

#### 1. 大学院の目的・性格について

(1) 修士・博士の両課程在学者に対する教育の現況ならびにそれにともなう修業年限に対する考につき各委員から次のような意見が述べられ、

(イ) 恐らく経済学の分野でも同様と思われるが法学の分野では修士の修業年限は、学部卒業後3年にし博士課程の年限は自由にするのが適当かと思われる。

(ロ) 文学の分野では、研究者の養成は、現行の博士課程在学中の教育・研究指導の積み重ねに負うところが多く、むしろ現行制度を充実することに期待したい。

(ハ) 工学の分野では、学部教育5年、修士課程2年、ただしその専門分野によって多少違うことが予想される。そして博士課程は3年が適当と考える。等

各学問分野それぞれの特徴があつて一概には決め難く、現行制度をよく活用することで充分とも考えられるが、各分野の特徴を聞きながら包括的取り極めがよいのではないか。

(2) また、大学院の目的についての中央教育審議会の答申に述べられている修士課程の目的の中の「研究能力の高い職業人の養成」という表現について、医学の如き例外はあるが、職業知識そのものよりも、それを獲得し得る能力を養うのが大学院教育であると考えられるので、職業人の養成という表現はさけるべきではないかと

の意見があり、これに対し、修士課程と博士課程との目的・性格上の関連付けをどうするかについての意見の交換があつた。

(3) 将来の大学院設置の問題、特に博士課程設置の在り方、即ち、修士課程を設置する大学に博士課程を設置しうるような可能性を認めるべきでないか、博士課程を置く大学は、何処にするかということを当初から制度的に決めておくべきではない、大学院が置かれるか否かは、当該大学の教育研究の自然的発展の結果にもとづいて初めて誕生するという極めて歴史的なものであるべきであり、基準の如きものによって規制されるものではない。また、大学に博士の学位授与審査能力があることによって、当該大学に博士課程の設置を認められるべきである。

#### 2. 大学院の組織について

形態上の問題と思われるが、他大学出身者に博士課程進学の門戸を開く点では並列式が、また、大学院学生の教育上の見地からすれば、積み上げ式が適当と考えられる旨の意見が述べられた。

本日は、以上で一応審議を打ち切り、「大学設置基準に関する問題点」の2. 大学院の組織について、の(2)大学院と学部との関連について以下は次回に継続審議することとした。

## (8) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和41年1月20日(木)午後3時30分

場所 東京大学大講堂小会議室

出席者 石橋委員長、中川、城戸、本川、藤田、  
福田、国歳各委員

石橋委員長主宰のもとに開会し、本日は、「大学院設置基準に関する問題点について」の「2大学院の組織について」のなかの「(2)大学院と学部との関連について」から検討することとなった。

このことについては、特に学部教官が大学院を

担当するという教官人事の関連性について諸意見が述べられ、現状では教官が学部と大学院との両者の教育をかねていることによる負担の加重はあるが、学部教官と大学院教官とを明らかに区別することは、人事の扱いならびに学問それ自体の上で問題を生じやすいので、現行のとおり学部教官が大学院をかねることとし、負担軽減のための措置として教官定員の充実を計ることが必要であることが述べられた。また、昭和39年11月の「大学院の整備拡充について」の日本学術会議の勧告の中にある、大学院担当教官の負担軽減を計る1講座当りの教官定員基準、例えば、博士講座の非実験講座教授1、助教授2、講師0、助手2とあるが、助教授2の定員配置は、助教授から教授に昇任の際に問題が生じるのではないかとの意見に対し、定員の定め方はこのようであっても学内の教官人事の運営は大学側にあるので、学内で教官配置を適切に考慮すれば問題はないと考えられる。いずれにせよ、大学院研究科を置く学部の教官定員の増加が何より先であるとの意見が述べられた。なお、これに関連して、学部講座の増設要求に当たっての文部省の認め方、教養部教官の大学院担当の各大学の実状、東京学芸大学に設置が内定した大学院修士課程の在り方等について意見が述べられた。また、学部教官と大学院教官とを区別しない方がよいとする上述の意見に対し、私立大学の場合は、やや事情を異にするとと思われるが、一応私立大学については考慮しないで検討することとした。

つづいて、「3大学院と学位制度の関連について」の検討に進み、博士および修士の学位を授与し得ることを規定した学位規則第3条および第4条の規定は、それぞれの学位を授与してゆくうえで基準となっていること、学位特に文学博士の学位授与の観念、博士の授与を規定した上記学位規

則第3条の条文にある「研究を指導する能力」等についての意見が述べられた。

次回に、「大学院設置基準に関する問題点について」の最初に戻って再検討し、なるべく結論に近づけてゆくようにすることとした。

## (9) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和41年2月3日(木)午後1時

場所 東京大学経理部会議室

出席者 石橋委員長、中川、城戸、藤岡、藤田、  
国歳、柳本各委員

石橋委員長主宰のもとに開会し、大要以下の如き意見が述べられた。

(1) 国歳委員から、前々回に、法学の分野では修士、博士の両課程の区分をなくし、修業年限は学部卒業後3年が適当かと思われると申し上げたが、この考えは、個人的な意見であって現行大学制度と著しくかけ離れたものであり、明確な意見としないで欲しい旨述べられた。

なお、現行制度の廃止の問題は、この常置委員会で検討してみても実現の面では困難であろうとの意見が述べられた。

(2) 修士課程の教育と学部の教育年限延長との関係から、例えば、医学部の如く学部の教育年限は6年で、修士課程を設けずに博士課程のみを置いているという学問分野もあるので、修士課程の教育についてどのように考えたらよいかとの意見があり、米国の大学教育制度の紹介、学芸大学、芸術大学に置かれる修士課程は、学部教育の延長となっている感があるが、これはむしろ例外であって、修士課程の教育には、それ自身目的を持っているものであろうとの意見が述べられた。

(3) 博士課程の教育は、単位取得の制度を廃止して履習方法は各大学にまかせ、学生を研究に専

念させるよう指導すべきものであるとの意見であったが、これに関連して修士課程の修業年限を3年としてはどうかとの意見があり、それぞれの学問分野の特徴によって例外のあることは当然であるから、修業年限に原則と例外とを設け2年と3年とそのいずれを原則とし例外とするかの問題はあがるが、修士課程の修業年限を再検討してはどうであろうかとの意見が述べられた。

- (4) 修士課程、博士課程の目的は、大学基準協会の大学院基準の規定および学位規則第3条第4条の規定が適当であるとの意見が述べられた。
- (5) 博士の学位授与審査において、当該申請者の履習状況よりも、その論文内容の優れていることを評価することで充分ではないかとの意見があり、これに対し、現行制度は、当該申請者の論文内容のみではなく、関連諸学科目の基礎知識がどの程度養われているかどうかも確かめられるという利点がある旨の意見が述べられた。

次回には、委員長の手許でいままでに述べられた諸意見をまとめたものを作成し、それを検討することとなった。

## (10) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和41年2月26日(土)午後1時10分

場所 国立大学協会会議室

出席者 石橋委員長、中川、城戸、本川、藤岡、大島、藤田、福田、八木各委員

石橋委員長主宰のもとに開会し、本日出席の新任の神戸大学長の紹介があって、議事に入った。

1. 学校教育法第65条の大学院の目的規定の法文の構成について

- (1) 「研究教授し」の語順の方が、大学院の性格からふさわしいのではないか。
- (2) 「その深奥」の「その」は、実際的には「学

術の理論及び応用」を指すものと考えられる。

- (3) 「文化の進展に寄与する」の表現は、大学院にあっては、研究上の独創性を受けたものではないか。

2. 大学院研究科特に博士課程の設置について

- (1) 大学院大学といったような構想、即ち、大学院を博士課程まで置くことを認める大学と修士課程まで置くことを認める大学とに区別しようとする考えは、文教行政上の意図から出たものようだが、理念的にはそうした差別をつけるべきではない。但し大学院大学の定義を明確にしておく必要がある。

さらに、七大学の場合でも、立派な教員組織など条件が整った上で、逐次博士課程の専攻を設置したものであり、新設大学でも博士課程は制度的に作り得るものとして、各大学の実力の十分な向上と充実の結果、行われるべきである。そして、大学院設置の方針として、設置の認可は厳格でなければならないが、条件が揃えば国立大学の将来に大学院博士課程の設置を認めるかどうかについて各大学相互間に差別を置くべきではない。

- (2) (1)に関連して、博士課程を設置したいという希望があっても容易に設置し得ない理由として教員組織の充実の問題、財政上の制約等があげられた。しかし設置しようとするれば教員組織は充実してくるのではないか、設置の実現化を先ずはかるとしても、国の財政上の限度もあることであり、教育上、学問上、国の全体的見地から考慮されるべきものであることから、理想と現実とをかね合わせ、置きうる大学から始めるべきである。なお、(1)の条件については、国としても見込のある大学に対しては積極的に助成の途を開くべきである。

3. 芸術大学や水産大学等の大学院について

芸術大学や水産大学等の大学院については、どのように理解したらよいか話題に出された。

学芸・水産・芸術等の大学に大学院を置くことについて修士課程に Professional の要素があってもよいが修士課程は、大学学部の修業年限の延長であってはならず、修士課程で何を教育し、何を学んだか、その教育内容の学問的確立が必要である。また、国全体の立場から大学院教育の水準をさげることのないよう、例えば教員養成を主とする大学卒業者が、なお高等の学術研究を希望するというのであれば、既設の他の大学の大学院へ進学するのが望ましい。

#### 4. 修士課程の目的について

(1) 大学院基準(大学基準協会)の修士課程の目的は、「理論と応用の研究能力を養う」とあり大学院設置審査基準要項の修士課程の目的は、「研究能力を養う」とあるが、特に重要な差異は認められないこと。

(2) 修士課程の目的に「高い職業人の育成を目的とする」という項目もあってよい。

現行修士課程は、博士課程へ進学する基礎的教育をも負っていることから、博士課程との程度の差異はあっても、特に本質的に異なっているものではなく、すでに述べられた職業人の育成は、教育上の結果であり、この表現はない方がよいのではないかとの意見が多かった。

(3) 修士課程の修業年限は2年以上とする。

(4) 修士課程・博士課程は、現実の日本の大学では並列式も積上げ式もあってよい。

#### 5. 博士課程におけるスクーリングについて

スクーリングをなくすると論文博士との関係がでて来るが、スクーリングそれ自身悪い制度ではないし、むしろ、研究上の素地が養われる。

スクーリングの形式は、大学に委せ、大学の施設を使って教官の意図する教育指導の下に行なう

研究・教育活動は、スクーリングとみなすことにしたい。

## (11) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和41年4月14日(木)午前10—午後3時

場所 国立大学協会会議室

出席者 石橋委員長、中川、本川、藤田、大島、柳本各委員

説明者 吉里大学課長

石橋委員長主宰のもとに開会し、委員長から、本日は前回までフリートーキングによって検討してきたことについて根本的に再検討し、本委員会としての大筋の意見を固めたいと述べ、吉里大学課長の出席を得て、大学設置審議会、大学基準分科会における審議状況、問題点等に関し、詳細説明をきいた。

ついで、各委員から

(1) 新設大学に博士課程を置き得る可能性をもたせることが必要である。いわゆる大学院大学の構想は、術語としては適当ではなく、理念的にも実際的にもそうした差別を設けるべきではない。

(2) 博士課程を置く場合の理論付けとして、大学間の交流の必要性和大学の特色を生かすことの2点があげられる。現状では大学院は都市に集中しているが、地方文化の助長学問進歩のためには地方大学にも博士課程を持つ大学院を無理なく徐々に置く様にする必要がある。

(3) しかし、一部の分野に博士課程を置き得る条件を充たしていても、一部の分野だけでは学問の進歩は望み得ない。博士課程設置にあたっては、かなりの施設も必要であり、現実問題として考えねばならない。

(4) 大学院学生急増に伴い、教官の増員が要望さ

れる。増員の方法は学部自体に殖やすかまたは大学院専任教官をつくるかいずれの形式によるかを問わない。

- (5) 旧制大学と異なり新設大学の学部は変質しているので、大学院が学部を基礎とすることが一義的でなく、大学院と学部を一律にスクーリングを行なっているところに問題がある。
- (6) 新設大学でも博士課程は制度的に作り得るとして、充実を条件に置かれるとしても、充実するような積極的施策が推進されることが必要である。
- (7) 修士課程の目的・性格は博士課程と本質的に差異はないが、制度的には並列式と積上げ式を並置するのが適当ではないか。などの意見が述べられた。次いで委員長から、本問題は他の委員会との関連もあるので、本委員会の委員は全員出席の線で特別委員会を設置し本問題を更に検討したら如何かとの提案がなされたが、協議の結果この際特別委員会を設けることなく、本委員会に文部省の基準分科会の委員である学長をオブザーバーとして出席を願い審議をつづけることになった。

(8) 通信教育制度の検討について

吉里大学課長から、通信教育制度について国会において質疑が行なわれ、文部省においても検討中であるが、国立大学協会においても検討を願いたいと述べ具体的な問題点について説明が行なわれた。次いで各委員から教育の民主化の問題や教育の徹底の問題等について意見の交換が行なわれた。

## (12) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和41年2月3日(木)午前10時

場所 東京大学大講堂小会議室

出席者 大政、小川、中村、統、佐藤、大倉、

皇、問田、福田各委員

小川委員が委員長代理として開会

- 1 小川委員から、本日は、前回の総会で了承を得た入学試験における1・2期校区分のあり方につき、各大学のご意見を伺うアンケートの項目を本委員会の最終案としてまとめ、午後の理事会に諮ったうえ、明日の総会で承認を得たい。と述べられ、ついで先ごろ各委員に照会された原案に対する意見の回答の披露があり、これについて各委員からそれぞれ意見が述べられ、原案を修正し、さらに慎重審議の結果、1・2期校区分により起こる大学に対する社会的な誤まった評価の風潮を是正する意味でも研究するに価する問題であり、アンケートを出すにあたってはその必要性を理由づける前文を付けることに意見の一致をみた。
- 2 その他能研テスト、調査書についてフリーティングを行なった。

## (13) 第3、第4合同委員会 議事要録

日時 昭和41年2月3日(木)午後1時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 遠城寺委員長、篠崎、三輪、金子、市川、鈴木、田中、佐藤、北本、岡田、関根、小谷、水野、長谷川、和泉各委員

長谷川、沢田、西尾、倉石、浅川、村尾、宮田、池田各専門委員

説明者文部省笠木学生課長

井上第3常置委員長が他の会合に出席のため遠城寺第4常置委員長の主宰により開会、議事を進めた。

1. 保健管理センターの設置について

遠城寺委員長から保健管理センターの設置要望については、41年度予算案では、4大学に削られたが、政府予算案に計上されているので、その設置要項等について文部省笠木学生課長に説明を伺うこととする旨述べられ、ついで、笠木学生課長から保健管理センター設置要項等について問題点として、(1)職員に関する保健管理を除くことは、制度的に困難であるから、学生の保健管理に限定していない。(2)設置法上は学長の直轄的な性格となろう。(3)独自の施設を持つものとなる予定である。(4)予算上は事務職員の定員がない。(5)運営上委員会をどのようにするか確定の段階に至っていない。(6)心理学的方法の学生相談については除外している。(7)根拠規定としては、国立学校設置法施行規則の1条に置かれることとなろう。

などその趣旨について説明があり、これに対し各委員から次のような意見が述べられた。(1)精神衛生対策が必要であるが、要項案では身体の健康のみで精神の健康についてはなおざりになってはいないか。(2)センターの所長は臨床医でなければならないか。カウンセラーではだめであるか。(3)センターが発足する大学としては基礎的は事項をどのようにして決めていけばよいのか。(4)診療所と保健管理センターの関係はどうか。これについて笠木学生課長から(1)予算上のセンターは医学関係のみであるが、学生相談を含めて全体的とするかは学内の問題として大学が決めていくことになろう。(2)所長は予算面では助教授、講師であって必ずしも専門的医師でなくてもよい。細かいことは大学で決めていくことになろう。(3)基礎的なことは、今後大学と学生課とが相談しながら発足することになろう。(4)診療所との関係及び保健管理センターの運営の方法は今後検討の余地がある。などの説明があった。

## (14) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和41年2月3日(木)午後3時  
場所 東京大学大講堂小会議室  
出席者 井上委員長、篠崎、三輪、金子、市川  
鈴木各委員  
沢田、西尾、倉石、浅川、長谷川各専門委員

井上委員長より、近く任期満了により東京農工大学長を退職にすることになり、本常置委員会の委員長も退任することになるので、後任の委員長を推薦願いたい旨の挨拶があって、選挙の結果三輪委員が後任の委員長に決定した。

次いで、学生の就職斡旋について、国立九大法・経・商・経営学部長会議において申し合わせた事項について、別紙印刷物により、特に東京大学法学部矢沢教授が出席の上説明され、協力を求められた。

## (15) 第3常置委員会在京 委員会議事要録

日時 昭和41年3月29日(火)午前10時  
場所 国立大学協会々館会議室  
出席者 三輪第3常置委員会委員長、横田(利)、  
近藤各委員  
長谷川専門委員

説明員 文部省島田学生課長補佐。平田東大法学部事務長

三輪委員長主宰の下に開会。

まず委員長から、今回雇用対策法案が、昨日の閣議に附され決定されたので近く国会に提案されることになるが、本法案は、各大学卒業者の就職にも関係する問題なので、緊急に本日の会議を開き文部省の説明を求めることにした旨の挨拶があ

り、次いで文部省島田補佐から、同法案の趣旨、内容、立案中の主務省との交渉経過等について、大要次のような説明があった。

本法案は、去る3月18日雇用審議会から政府に答申されたもので、法案のねらいとするところは今後における労働力の需給の動向にかんがみ、雇用対策を強化することを目的とするものであり、各大学との関係上問題となる点は

(イ) 雇用対策基本計画に、大学の人材養成計画を含むことになるかどうか

(ロ) 従来学校がやっていた無料の職業紹介事業と法案によって定められる業務執行の基準との関係が主であるが、

(イ)については、接衝の結果、大学関係にはふれないことになったこと、(ロ)については、さしあたり定められるのは、高等学校関係についてのものであり、大学について基準を作る場合は、文部大臣と協議をすることになっているので、大学側の意向を反映させ得る体制になっていること等詳細な説明があった。

次いで、各委員の意見交換が行なわれたが、次のような利点もあるので大学を本法の適用外とすることは、名目もたないことであり、また強いてそうする必要もないことであろう。基準の事項によっては、大学に適用ありとして差支えないこともある。例えば、青田刈禁止などは、適当な時期を抑えるなら、寧ろ望ましいことでもあろう。ただ、基準を作る場合には、大学側の意向を、十分とり入れて貰うことが必要である。また、労働市場の情報提供なども、大学側としては切実な要望でもある。なお本法案の今後の審議の推移について文部省から絶えず連絡を得たい等の意見要望等が述べられた。

## (16) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和40年12月7日(火)午前10時

場所 東京大学大講堂小会議室

出席者 増田委員長、四方委員

鶴田、上山、錦織各専門委員

説明者 長崎東京大学庶務部長

増田委員長主宰のもとに開会

### 1. 欠員不補充の解除について(要望書作成)

委員長から、前回、当委員会できめられた欠員不補充に関する要望書について、本日は、具体的に検討願ひ、よろしければ、すぐ関係方面へ提出したい旨述べられ、

まず直接要望書案作成にたずさわった長崎東京大学庶務部長より、要望書(案)が読み上げられ、あわせて、文案の構成・内容等について、詳細な説明があった。

続いて、質疑応答ならびに意見が述べられ、審議の結果一部修正の上承認され、要望書は午後、文部省、大蔵省および行政管理庁へ持参することに決定された。

### 2. その他

土曜日の宿日直手当については、問題の性質上第6常置委員会で取り上げる前に一応事務連絡会議の段階で、先ず検討することとなっていたが、これについて、鶴田専門委員から「土曜日の宿日直手当の支給について」に関する内閣委員会々議録および人事院給与局の行政事例等の資料により、その法的根拠、解釈について詳細な説明があり、同一人が土曜日の半日直に引き続き宿直をやった場合は540円(通常の場合宿日直…420円、半日直…210円)の定額を支給することになっており、これは、従来(39・9・1給与法改正前)の定額420円(通常の場合宿日直…360円、半日直…180円)を増額しただけで、これが制度(支給

区分)は何ら変わっていないこと。ただ国立学校については、その特殊事情にかんがみ、半日直と、宿直が別人をもって充てることを条件として、それぞれ420円、210円が支給できるよう予算上積算されていたものが昭和40年4月1日以降は予算上積算されなくなったため、止むを得ない事情がある場合の外原則どおり同一人が退庁時から引続き行なうようになったこと。故に、組合側の主張するように210円+420円の630円を支給することは現状においては、不可能であるので、この問題を解決するためには根本的に宿日直手当の額そのものの値上げを関係当局に要望する以外にないということに了承された。

## (17) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和41年4月25日(月)午前10時

場所 東京大学大講堂第一会議室

出席者 増田委員長、山極、柳瀬、海後、伊藤四方、三輪、山岡、前川、岩村各委員  
加藤、鶴田、海野、上山、錦織各専門委員

説明者 中尾施設部長、木田審議官、井内庶務課長、岩間会計課長、吉里大学課長、田口主査、加藤給与係長

増田委員長主宰のもとに開会

開会にさきだって鶴田事務局長より配布資料についての説明があった後、増田委員長より福島大学の服部学長の逝去にともなう、後任の海後学長の紹介があったあと、第4回特別会計制度協議会議事要録が朗読され、特に入学科・検定料の値上げの点について、鶴田事務局長より説明があって議事に入った。

### 1. 昭和42年度国立学校新規概算要求基本方針について

井内庶務課長より文部省の昭和42年度国立学校

新規概算要求基本方針(案)は来たる28日の特別会計制度協議会において協議し、国大協のご意見も伺った上方針を決定したい考えで目下検討中である。従って、本日は、昭和41年度の方針を参考にして42年度の構想をまじえながら説明する旨が述べられ、詳細の説明があった後各委員より基本方針に対して種々意見の開陳並びに要望が出された。その大様は次のとおりである。

### 1. 大学入学志願者増加期間中における拡充整備について

大学入学志願者増員については、当初の策定方針により、41年度の実績等を勘案して枠どりを定め、予算編成についても、基本的には41年度の方針によることとしたい。増募の内訳については、41年度と同様に、人文社会系4理科系6とし、人文社会系については社会科学系に、理科系については理工系に重点をおくこととなる。

学部の設置、改組については、設置の条件の見通しの明確なものについて考えたい。

教員養成学部の整備については、41年度においてそれぞれの目標にそって実現したが、42年度も継続して考えたい。

短期大学については、実現を見なかったが、本質的に検討を続けたい。

### 2. 大学院の強化充実について

大学院制度については検討の必要があり、設置基準についても検討を進めているが、早急には結論が出せないの、相当慎重を期したい。差し当たりはあるべき姿を想定し、基準とは切り離して可能なものから実施する。修士課程については或程度実現を見たが42年度も引続き考えたい。

### 3. 教養部の新設について

学内の態勢が整い、要望の強い大学から考え

たい。

4. 講座・学科目の新設について  
大学の順位を尊重したい。
5. 図書館の充実について  
41年度に若干認められたので、この芽を伸ばしたい。
6. 附属研究施設の整備について  
既設のものの充実に重点をおきたい。
7. 厚生補導の整備充実について  
保健管理センターについては、41年度に4大学が認められたが、引続いて促進したい。
8. 大学附属病院について  
看護要員の確保に重点をおきたい。診療体制についても検討したい。
9. 附置研究所について  
41年度と同様の方針に従い、進めたい。
10. 施設の整備については（施設部長より）

終戦直後の施設のまま新制大学として発足しこれと総合大学へと進展すべく足をふみ入れたので、長期計画のもとに拡充を図って来たが、現在重要段階に差しかかっている。42年度も在来と改まった計画は考えていないが、学生増募に見合う施設整備については年次計画により重点的に取り上げたい、既設の施設設備については、大学の要求順位等を勘案して（5月1日現在の実態調査に基づく）、要求度の高いものから考えたい。移転統合については、学内外の態勢の整ったものから厳選したい。大工事については国庫債務負担行為制度を活用したい。不動産購入については慎重を期したい。

以上の説明に対し、

学生増募の内訳が人文社会系4、理科系6とし、この場合、人文社会系については社会科学系に、理科系については理工系に重点をおく、と明示することは、実際上はともかく、そうし

たムードを作ることによって起こる影響からして削るべきだとの意見があり、質疑が交わされたが、国公立を含めると現実には、3:7に近く、放置すると大学としての形を成さなくなることも考えられるので残したいとの意見が出された。また国立大学としては、質の問題とも関連して基本的な計画を立てる必要がある、それには社会一般の国立私立に対する考え方、学生の大学に対する意識構造などを調査して見る必要があろうことが述べられた。

一般教育の教員組織の充実、学生増と講座数との関係などについては、バランスを考慮して配慮してほしいなどの要求があった。

病院における診療要員のことについては、インターンの問題とも関連して研究してほしいとの要望もあり、このことについては、視野を広く本格的に再検討したい旨が説明された。

その他図書館の充実についても、現在の多くが旧式の整備であり、時代にそぐわないものがあるので、明るい親しみ易いものとされるように整備すべきであるとの意見が出された。

以上で午前中の審議を終え、午後1時より再開し、給与の改善についての審議に入った。

先ず、加藤専門委員より、教官等の給与改善についての昭和39年6月の意見書及び昭和40年6月に提出した要望書の内容と、それに対して実現を見た点、見ない点などについて説明があり、今回の要望書に盛るべき問題点としては、さきに提出した要望書の中から、今回再びとり上げることによってプラスとなるものをとり出し、又は新たに強調する問題を加えることにしてはとの意見が出された。なお、国立大学教官待遇改善懇談会においても意見書を提出し、日本学術会議でも近く待遇改善に関するシンポジウムを開く予定のあることが報告された。国

大協としては過去2回にわたり要望したがほとんど実現を見ないことからその盲点がどこにあるかその辺の事情について田口主査より詳細にわたり報告を聞き、学長と教授の間の給与のひらきを埋めること、そのためにも学長と上位教授の給与をダブらせること、中堅助教授・講師級の給与の大巾引き上げ、助手の初任給の引き上げ、それに関連して助手制度の検討、図書職員の優遇措置、教官の職業費的な給与の支給と超過勤務的給与の支給ならびに暫定手当本俸繰り入れ、その他指定職乙の定数増、大学院担当補助手当等についてそれぞれ意見の開陳並びに質疑応答があり、以上の諸意見を参酌し、要望書を作成の上5月20日頃までに関係筋（文部省人事院、大蔵省）へ提出することとし、そのことを増田委員長、大山委員加藤専門委員に一任することとした。

次に欠員不補充の問題について、教官に関しては前回と同様であり、事務職員については42年3月31日まで適用が延長されたことが田口主査より報告があり、このことについては、解除方について更めて要望することとし、案文の内容等については専門委員で検討し、委員長、大山委員と協議し、総会の前後に委員会に付議することとした。

## (18) 科学技術行政特別委員 会議事要録

日時 昭和41年1月7日（金）午後1時  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 大山委員長  
大河内、長谷川、三輪、福田、三村、  
石橋、渡辺、赤堀各委員  
森川、伊大知、雄川、各専門委員

鶴田事務局長

大山委員長主宰のもとに開会

議事に先だち、本日午前に、科学技術行政特別委員会専門委員会を開き科学技術基本法案要綱に対する各大学の意見を取りまとめ、これを整理検討の上意見書案を作成した。本件は重要案件でありできれば時間をかけて慎重に検討したいところであるが、事情が迫っているので、まとも次第提出する必要がある、本日方針を決めて頂いて意見書の原案を作成したいと考えている旨述べ、ついで森川専門委員から、各大学の意見を集計した「科学技術基本法案に対する国立大学の意見」について詳細に説明があり、また、伊大知専門委員から、これを見方をかえて集約するならばと前提し、各大学の意見をおおよそ次のように分類し、修正つきの同調意見が圧倒的である旨の説明があった。

1. 文字の上に現われていることの真意がうかがいにくいこと、文字の裏には、今本問題を取りあげては困るとの考えが含まれてはいないか、解釈については、多少難点はあるが、昨年11月30日に提出した国大協の意見にしたがいほぼそれに賛成（18大学）
2. 今日の段階に至っては、今更反対してもしようがないので国大協の意見書を若干修正あるいは条件つきで賛成（25校）
3. 真向から反対、この中にはもう少し時間をかけて慎重に検討すべきだという意見があったがこれは反対であるものと解して（10大学）
4. この様な態度でやることはやむを得ないので特に意見はださない。（11大学）

なお、上記4点のほか、今までに、こうした法案が何故出されなかったか、全面的に賛成であるというのが1大学あった。

ついで各委員から、種々意見の交換が行なわ

れたが、その大綱は次のとおりである。

- 「科学」と「技術」は違った理念だということ  
を明確にしておく必要があること、この点解  
釈上不明であるので明確に統一しておきたい。
- 昨年11月30日に提出した国大協の意見書中学  
術会議に徴すべき意見については留保していた  
が、これには問題があるのではないかと。
- 現在の学術会議の権限はあまり強くなく、科  
学技術会議に牛耳られるおそれがある。したが  
って国大協がこれに協力すべきではないかと。
- 研究者の発言権はどうなるのか、また科学技  
術会議の議を経た大学の予算については、大蔵  
省に拘束されるのかどうか。
- 学術会議の意見を徴さないなら、学術会議で  
は、この法案に賛成できないという強い態度を  
とっているので、国大協としても国大協の意見  
が入れられないなら、国立大学はこの法案の対  
象から除外すべきだという強い態度を意見書に  
一項加えることにしないと、科学技術会議及び  
学術会議は、大学の立場を乱すようなことが将  
来でてくるのではないかと。
- 大学の自主性を侵さないためにも、何等かの  
形で科学技術会議に国大協の意見を反映させる  
代表を入れることはできないものか。差し当り  
はその方策がないというのであれば、実際のな  
段階になった場合に具体的に入れて余地を残し  
ておくべきではないかと。
- 大学の予算関係が、学術会議の意見を徴する  
ということになるのは違法ではないかと。
- 科学技術会議の事務局は、あらためて独立し  
たものは作らないという意見があるが、国大協  
としては、あらたに独立した事務局を設けない  
ならば、全面的に反対するという強い意見をだ  
すべきだ。

- 現時点では、利点は実施できる線で、不利な  
点については、法的措置が講じられる時に細か  
いことが入れられるように歯止めをしておく必  
要がある。

以上のような意見が交わされたのち、大山委員  
長から、この問題の処理については、期間的にも  
迫っているので、昨年11月30日に提出した意見と  
の関係をどう取り扱うか、また、別に何等かの形  
で意見書を作成するかどうかについて諮られ、種  
々意見はあるが、先に提出した意見書を補足する  
ことにして、次回の本委員会までに原案を作成す  
ることです承された。

## (19) 科学技術行政特別委員 会議事要録

日 時 昭和41年1月20日(木)、午前10時30  
分

場 所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 大山委員長

奥田、長谷川、藤岡、三輪、福田、石  
橋、渡辺、篠原、各委員

西脇、森川各専門委員

鶴田事務局長

大山委員長の挨拶のもとに開会

議事に先立ち、大山委員長から、鶴田事務局長  
は、昭和41年1月1日付で東大事務局長の職を勇  
退され、国大協の専任の事務局長に就任された旨  
の披露があった。ついで、鶴田事務局長から、就  
任の挨拶があり、議事に入った。

大山委員長から、別紙「科学技術基本法案要綱  
に対する意見書(案)」は、事態の緊急性にかんが  
み、とりあえず、問題の個々には触れず大綱につ  
いて意見を述べるとの本委員会の意向にそって、  
専門委員会において作成されたものである旨を述

べ、森川専門委員から、意見書原案作成にあたって、特に配慮された点等について、次のような説明がなされた。

- (1) 学術会議に対する国大協の姿勢を明確にした。このことは、大学における自主的立場を明確にして大学の研究教育がなんらの規制を受けることなく十分にその目的を達し得ることができるようにすることを重視したがためである。
  - (2) 「科学技術」の用語の定義はあいまいな点があるので、ここでは原則として「科学および技術」という用語に改め、必要に応じて「科学」もしくは「技術」と書き分けるようにした。
  - (3) 科学技術会議（仮称）の構成にあたっては、人文社会科学をも対象に包含しているこの法案の精神にしたがい、各分野の代表の数の配分を考慮するようにした。
  - (4) 科学技術会議（仮称）に、大学関係の委員の参加を望む意見もあるが、現段階においては、あまり具体面に立ち入るのは良策ではないとの観点から、ここでは明記しないことにした。
- ついで、質疑応答に入ったが、その要旨は次のとおりである。

- 関係官庁の中には、本法案に相当の抵抗を感じているところもあり、諸般の情勢にかんがみ法案の実現化を容易にさせる意味からも、総理大臣に詳しい説明をしておくことは必要ではないか。
- 科学技術の用語の定義には、より慎重な配慮が必要である。この法律によって、大学の自主性がそなわれ、拘束を受けるようなことがあってはならない。したがって、同意見書中「二」の最後に、「なお、大学の場における研究は、ここにいう科学に属するものと解し、何等かの形でこの点を明確にされたい」と一項加えておく必要がある。

○ 大学には、医学部、薬学部、工学部等のように、技術面に相当に食い入っているところもあり、また、技術だけを主としている大学もあり、この点、大学の研究、教育がすべて「科学」であるとは言い切れないのではないか。

○ 予算面において、その配分が一方に片寄るようでは困る。例えば、大学の研究、教育は、すべて科学であると定義し、その上で、別に大学予算の中で「科学」面が軽視されないように配慮していくことはどうか。要は、大学の自治がそこなわれず、かつ実質面において「科学」が軽視されなければよい。

ついで、大山委員長から、国大協としての意見書の作成上、専門委員会で作成した原案をどう取り扱うかについて諮られ、審議の結果、各委員からだされた意見を尊重し、原案を修正、補足し関係方面に提出することとして承認された。

## (20) 大学設置基準特別委員会 議事要録

日 時 昭和40年12月16日（木）午前10時

場 所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 小塚委員長、谷川、高坂、井上、伊藤渡辺、四方、大倉、赤木、皇各委員  
安藤、成川各専門委員

小塚委員長主宰の下に開会

本日は、各大学よりの回答意見の具体的な報告があり、次いで専門委員の起草した原案について検討が行なわれた。

先ず原案を朗読したのち、総論について、専門委員から詳細な説明があり、各大学意見および従来の委員会での発言や、前総会の際の意向をとり入れたことが、明らかにされた。次いで、委員長および専門委員と各委員との間に、質疑応答、意

見が述べられ、細部について検討が行なわれた。主な点は、基準の適用について、新設される大学の場合と既に設けられた大学に対する場合との取扱のちがいが、新制大学の制度が、発足後15年を経過して既に定着した今日として、現行設置基準と今回の改善要綱の趣旨の実施を、如何に調整するか、また、大学院に関する基準との関連を十分に考慮すべきこと、基準は国公立の全大学に共通するが、特に国立大学だけについて関係する要請を、如何に書き別けるか等が問題とされた。

次に、各論について、同じく専門委員から、原案について各大学の回答意見との関係等の説明が行なわれ、これに基づいて、各委員の意見交換が続けられ、学部の定義の問題、学科と課程について主として教員養成関係の課程が学科に改められた場合の問題や、その他類とか系と称せられているものについての問題、また、教員組織については別表第1および別表第2の改訂に対し、私立大学等と国立大学の場合の関係、授業時間負担能力について、実際に算出してみた場合の例により、かなりの無理があるのではないか、その他授業科目についての各大学の意見等、各般にわたって検討が行なわれたのち、本日の意見により、所要の修正を行ない、これを予め各委員に郵送して、さらに意見を伺うこととし、次回の大学設置基準特別委員会を来たる2月3日に開催することに決定された。

## (21) 大学設置基準特別委員会 議事要録

日 時 昭和41年2月3日(木)午後1時  
場 所 東京大学大講堂第2会議室  
出席者 小塚委員長、樋口、谷川、高坂、井上  
伊藤、三村、渡辺、四方、大倉、赤木

皇、香川、各委員

安藤、成川各専門委員

小塚委員長主宰のもとに開会

委員長から、「大学設置基準の改善等について」に対する意見書(案)についての前回までの審議、経過およびその後の取りまとめ状況等についての報告があり、訂正箇所等の説明があった。

つづいて安藤専門委員、意見書(案)の前文、総論および総論(1)の(注1)を朗読し、併せて事項について説明後審議に入った。

### 1. 総論について

意見書(案)は、総論1の(注1)において「基準は本来、新たに大学を設置する場合に備えるものであって既設大学を拘束するものでなく……」と述べているが、基準が省令化された場合は当然拘束されるのではないかとの意見があり、これに対し別途既設大学に対する規定を設ける旨を基準に加えればよい。なお、各学部別設置基準要項は、行政指導上の目安として取り扱うものであるので、これには既設大学は拘束されないと解すべきであるとの意見があった。

### 2. 各論について

#### (1) 授業科目について

基準教育科目の12単位は、一般教育科目の24単位の外におかれているのでfundamentalなものに考えられるが、一方、教養課程で行なうことが適当とも考えられるので意見書(案)は、「教養課程または専門教育の一部として行なうものとする。」と述べている。これに関して①基礎教育が専門教育として行なわれた場合、教養部は時間数の減少に伴い必要教官数が減せられ教官組織が弱体化するおそれがある。②大学基準等研究協議会でも問題となったが、このことは専門教育を含め

て検討すべきである。③このことは、大学の自主性に任せるべきである。④基礎教育は、教養部が担当場所と考える。⑤基礎教育12単位の単位認定を行なう学部が担当場所である等の意見が述べられたが、この問題は大学設置基準改善要綱のV授業科目について1.の(2)において「一般教育科目、外国語科目、保健科目および必要に応じて基礎教育科目をもって教養課程を篇成することができるものとする。」とあるので前記の文章は原案より削除してはどうかとの提案があり、了承された。

### 3. その他

総論および各論の各部分について検討の結果一部字句の修正を行なった。

### 4. 申し合わせ(案)について

委員長から大学設置基準は広く国公立大学に適用されるものであるもので、これが実施された場合国立大学における基礎教育科目の単位の取り扱いについては、「学部、学科または課程によって基礎教育科目を必要としないとき、または基礎教育科目を12単位まで必要としないときは、基礎教育科目として取得すべき単位を、なるべく一般教育科目または、外国語科目に活用することとする」こととし、この申し合わせを国立大学協会総会においてはかかることはどうかとの提案があり了承された。

## (22) 大学設置基準特別委員会 議事要録

日時 昭和41年4月14日(木)午後1時  
場所 東京大学大講堂第2会議室  
出席者 小塚委員長  
高坂、赤木、皇各委員

### 安藤専門委員

小塚委員長より、本年2月3日に第5回当委員会を開いて「大学設置基準の改善等について」に対する意見書案の最終案を作成、翌4日に開かれた第36回総会にこれを提案して採決されたので、直ちに会長に代って、四方委員と同道して文部省大学課長を通して意見書を提出し説明した。翌5日には大学学術局長にも面接して説明を重ねた。文部省としては既に大学基準等研究協議会からの答申を受けている関係もあったが、かなり国大協の線にそうよう考慮されたようであった。その後国大協としても絶えず動向に注意し、何度か関係者に申し入れを重ねた。即ち、2月18日には大学課長に、2月21日には大泉基準分科会長に、2月25日には高坂、井上、谷川各委員ともども大学学術局長に会って説明を行ない、更に3月2日には在京の委員の方々および分科会の委員の方々と四方委員にもご出席願って討議し、また、2月28日と3月11日に開かれた大学設置審議会基準分科会総会に出席の上説明、3月23日には、大河内会長と同道して大学学術局長を訪ね木田審議官、吉里大学課長も同席して懇談を重ね国大協の意見を申し入れた。

4月8日に、文部省で省令案について、その内容を尋ねたところ、正式に示されたものではないが、口頭で次のような説明をうけた。

総論については——大体において国大協の意見を了解し、かなり苦心して調整されたようである。

次に、各論について、特に問題となった点に触れれば——

問題点第一の総括的事項については——「大学は」には設置者も含むものと解しているので特に「大学及び大学設置者は……」とすることは考えていなかった。この点は、原案どおりに

しておいて、別に解説で説明することにした  
とのことである。

問題点第二の学部については——「専門の学  
芸の分野」を広く解釈して、教養学部、複合学  
部も含むものと解し特に「原則として」と言わ  
ないで原案どおりとしておき、この点も解説に  
書くこととしたい。なお、「学生数」は私学の  
立場も考慮して削ることとしたとのことであ  
る。

問題点第三の学科、課程の規定については  
——大体において国大協の線によることとした  
とのことである。

問題点第四の講座及び学科目については——  
この点は、相当大きい問題であり、今にわか  
に結論を出す間がないので、今後の研究課題と  
したいとのこと。国大協としても助教授の職務等  
も併せてそれぞれ関係の常置委員会で検討され  
てはいかがかと考える。

問題点第五の教員経緯については——「なる  
べく助手を置くものとする」から「なるべく」  
を削ることは私学からの反対が多いので一応原  
案どおりとしたいとのこと。国大協としては、  
第6常置あたりで、教員の定数増、一般教育担  
当者の優遇措置などの問題とともに検討し、改  
めて要望することにしてはどうかと考える。

問題点第六の授業科目については——基礎教  
育科目の目標については、なお検討を要する問  
題があるので、原案について検討し練り直した  
い意向のようであった。

問題点第七の単位については——国大協の意  
見をそのまま取り入れた。

問題点第八の単位の計算方法については——  
一番めんどうな問題点で、二転三転して固める  
のに難航した問題である。国大協としては最初  
は、「大学の行なう最少授業時間は(1)に定める標

準時間の $\frac{2}{3}$ 以上とする。但し、芸術、水産……」  
であったが、基準分科会等の意向などを勘案し  
て調整案として「大学の行なう最少授業時間は  
(1)に定める標準時間の $\frac{2}{3}$ 以上とする。但し、教  
育上、必要がある場合には、標準時間の $\frac{2}{3}$ 以上  
とすることができるものとするほか、芸術、水  
産……」とし、なお解説で充分説明するよう提  
案した。この調整案もかなり難航したが、ほぼ  
この線でまとまる模様である。

問題点第九の卒業の要件については、「とく  
に必要と認められる場合」は入れないで各大学  
の自主性を尊重することとして、従来の三分野  
について一方に片よることのないようにまた一  
般教育を軽視するものではないことを充分解説  
に書くこととしたとのことである。

問題点第十の施設の拡充その他については  
——国大協として第六常置あたりで別途要望す  
ることで解決される問題かと考える。

以上の報告に対し、問題点第五の「なるべく助  
手を置くものとする」では教官の定数が下廻るよ  
うなことになる心配があること、問題点第九の  
「とくに必要と認められる場合」を削ることによ  
って、専門教育科目に置きかえられる心配はない  
かなど質疑応答が交わされた。

## (23) 第15回大学運営協議会 議事要録

日 時 昭和41年1月19日(水)午前10時  
場 所 東京大学大講堂第1会議室  
出席者 奥田、石橋、長谷川、井上、遠城寺、  
増田、高坂、佐藤(熙)、谷川、三輪、  
大倉、田中各委員  
石井、大塚、田上、桑原各臨時委員  
伊藤、大内各専門委員

奥田委員委員長代理主宰のもとに開会。

奥田委員長代理から、東京大学の事務局長で本協会の事務局長を兼ねていた鶴田氏が、東京大学事務局長を辞任されたので、本協会の専任の事務局長として1月1日付でお願いすることになった旨の披露があった。

1. 大学の管理運営に関する意見(案)について  
事務局長から、さる1月8日から13日までに行なわれた「大学の管理運営に関する意見(案)」に対する取りまとめ委員会の審議経過ならびに結果について報告があった。

ついで奥田委員長代理から、本意見(案)に対する審議方法について諮り、各章ごとに前と変わった点を専門委員から説明し、それに基づいて検討することとなった。

まえがき

伊藤専門委員から、この部分については「中間報告」を発表したときには、その態度にずれが生じたので、それに基づいて文章の書きかたを修正した。とくに中間報告の態度を前に出して、外部に対する反駁のみでなく、大学内部をも意識して書いたことから、全体の表現を変えた旨の説明があった。

## 第1章 大学自治の本質

伊藤専門委員から、原案は中央教育審議会の答申に対して書かれてあったが、必ずしも答申に拘束されての考え方としてでないように書き改めたことと、また必要以上に詳述していた点を削った旨の説明があった。

これに対して、この表現からは大学は高等教育機関ではないという印象を受ける。他の高等教育機関と区別するとしても短期大学をどのように位置づけるのか。大学教育と他の教育機関における教育とのちがいについて表現が強く出すぎている。社会制度としての大学の性格についてふれて

いるが、この場合危険性のみが強調されて、社会との協調性がうすれている。全体の書きかたとして、まず当協会の態度を明らかにして、次に他の機関のものを引用し、結論づける書きかたがよいと思う等の意見があった。

## 第2章 文部大臣の権限

伊藤専門委員から、原案は意味が不明確であった。特に文部省設置法にある指導助言についての書きかたおよび国立学校設置法の所轄についての解釈の表現を改めたことと財政の負担者としても管理運営権をもつ根拠にはならないことの理由を詳述した旨の説明があった。

これに対し文部省設置法は作用法でなく、組織法であり、これをもって大学の管理運営に関する文部大臣の権限の根拠とするのは当をえない旨の意見があった。

## 第3章 人 事

伊藤専門委員から、学長の選考に関しては、教員の総意に基づいて行なわれることが必要であることを書いてあるが、これと並んで私立大学の場合および外国の例まで詳しく書いてあったのを、私立大学、外国の事情についてはこれを削った。また、助手の選挙権については一応大すじの考え方だけに改めた。

学部長の項については、原案には学部の定義まで書いてあったが、それは第4章の学内機関に組み入れ、また、学長の学部長に対する選考権についても実質的なものを加えた。それに伴い関連箇所を修正した。

教員の選考については、任期制、再審査制の考慮についてやや積極的に改め、人事交流を阻害している理由をおおまかにした。

副学長については、将来大学の規模が大きくなった場合には再考の余地がある旨の修正を加えた。

教員の不利益処分については、具体的な例示を削ったことおよび文部大臣の指導助言について一人相撲の感があったので改めた旨の説明があった。

これに対して、学長の選挙権を事務職員にも認めている大学もあるようだが、これについてはふれていないことおよび附置研究所長についてもふれていないことの指摘があり、これにたいし学長の選挙権については中間報告を引用していることおよび附置研究所については、改めて章をおこしているのでは削った旨の説明があった。

#### 第4章 学内機関

伊藤専門委員から、評議会の構成、地位および権限については、協議会の廃止に伴い構成員について若干の修正を加えた。学部長の地位および権限については、第3章で削った学部の定義をここで加えた。また最後に副学長について簡単にふれていたが、単科大学の処にもり込み、ここでは削った旨の説明があった。

これに対して、教授会の構成員については、教授だけが原則であると了解していたが、この文章ではその表現がはっきりしない。なお、これは学長の選挙権にも関連してくるので、もう少し強い表現にされたい旨の意見があった。

#### 第5章 教養課程

大内専門委員から、文中「一般教育等」は「教養課程」に改めた。原案では、4年制の現行制度内では、教養課程の問題を解決することは困難であることを強調していたが、現行の4年制を前提に問題点を取り上げる書きかたに改めた。教養課程の類型別に各大学名を上げていたが、将来のことも考えて削った。また、教養課程の管理運営に関して中教審の答申を引用していたが、これも削った。教養課程は、専門課程との間に予算措置等で格差のあることを強調していたが、これを改め

それに伴う表現をすべて、教養課程が貧弱であるという表現に改めた旨の説明があった。

#### 第6章 単科大学および分校

伊藤専門委員から、本章では分校についても述べているので、標題を改めた。単科大学の学内機関で、副学長の任務について詳述したことおよび分校が集中、統合できない場合は、原案では独立の大学にまでするように書いてあったが、これを削って独立の学部にすることにとどめた旨の説明があった。

これに対し、単科大学は評議会を置かないことを原則とすることはよいが、それ以下の説明は、評議会を置かないで管理運営が円滑にできない場合どうすればよいかその方法が書かれていないので、むしろ削ったほうがよい旨の意見があった。

#### 第7章 大学院

大内専門委員から、大学院学生の増加に伴い大学院制度を検討すべきことを書いているが、事態が緊迫していることから表現をそのように改めた。これに合わせて他の表現も修正した。なお、大学院担当教官の調整手当についてもふれていたが、直接管理運営に関係がないので、削除した旨の説明があった。

これに対して、大学の修業年限延長について教養課程の章でふれているが、ここでも修業年限についてふれる必要があるとの意見があった。

#### 第8章 附置研究所

伊藤専門委員から、創設中の規模の小さい研究所の場合は、関係の他の学部等の協力を得て運営することが望ましいことを加えた旨の説明があった。

これに対して、共同利用研究所を大学に附置することは諸々の問題がある。特に大学の定年制が研究所にも適用されることによって、適任者が得られない場合もある。結局、外部勢力からの防波

堤の意味で大学に附置すること、当該大学の自治との調整に問題がある。また、文章中に学部と研究所の間に伝統的に差があること。つまり、学部が中心であるというような表現は改められた。一方、研究所（研究施設等を含む）については、当協会でも早い機会に検討する気運になっているので、ここであまり細かく書かず、その結論をまとめて管理運営について検討を加える位の表現にしておきたい旨の意見が述べられた。

## 第9章 財政および事務機構

大内専門委員から、ほぼ原案どおりである旨の説明があった。

## 第10章 国立大学協会の役割

伊藤専門委員から、根本的な修正はなく字句を多少改めた旨の説明があった。

以上の説明および意見の開陳に対して奥田委員長代理から、修正の方法について諮ったところ、文章の修正については微妙な問題もあるので、会長、副会長、臨時委員、専門委員に一任されることになった。

なお、奥田委員長代理から、本意見（案）は、大学運営協議会として各大学の意見をきくため、2月の総会に提案し、6月の総会で最終決定をする予定である旨の説明があった。

## 2. 特別会計制度協議会

### (1) 第4回特別会計制度 協議会議事要録

日時 昭和41年3月31日（木）午後2時より  
場所 国立教育会館第2特別会議室  
出席者 大河内議長  
杉野目、赤堀、大山、四方、杉江(代)  
木田審議官、天城(代)、中尾施設部長

岩間各委員

井内、甲斐、藤吉、海野、上山、錦織  
鶴田各専門委員

大河内議長の話会挨拶に続いて、委員の交替について、斎藤管理局長に替わり天城管理局長が、西田官房長に替わり安嶋官房長がそれぞれ交替されたほか、福島大学長服部英太郎氏が逝去されたため1名欠員を生じたが、この補充については、協会側に人選をおまかせ願いたい。なお、従来専門委員であった鶴田東京大学事務局長が、協会事務局長に専任されたが、従来どおり専門委員にお願いし、藤吉東京大学事務局長に新たに専門委員をお願いすることにしたい旨を諮られ、了承された。

次に、本日の協議会は、運営方針4のbの「予算決定後の定例会議」として開催したい、従って運営方針3により別紙配付の議題について協議したい旨を述べ、議題の審議に入った。

#### 1. 昭和41年度予算の説明とこれに関連する会計制度上の問題点について

井内専門委員より、先ず昭和41年度の前算について「昭和41年度予算要求額別表」により、国立学校特別会計重要事項内訳の内容について詳細にわたり説明があった。

また、歳入予定額中、授業料及び入学検定料が前年度37億4,300万円に対し、41年度は52億1,937万円である点について、授業料の引上げは取りやめとなったが入学料と検定料が引上げとなったものであることが明らかにされた。これに対し今回の入学料、検定料の引上げについては、大学としては、学内に理解させる必要がある。引上げは、通念上は已むを得ないとしても、爾前にこの会議で論議する機会をもつようにされたい。この点この協議会でも重要課題

として取り上げてほしい旨の要望が出された。ついで引上げの理由として(1)昭和40年度消費者物価指数倍率(1:470~480)による、(2)私学との比較による、などが挙げられたほか、今回の入学料、検定料の引上げについては、本特別会計設置の当時国立大学協会はもちろん、文部省・大蔵省の間において、授業料等の増額により一般会計繰入金の減少を来さないことを条件としており、このことは今日まで予算篇成の際常に留意して来たところである。41年度予算篇成に際しても、この基本方針に基づき一般会計繰入金については、極力その増額に努力した。その結果41年度繰入金は前年度に比し20%が増額されることになった。

なお、今回の入学料・検定料の増額分は、入学志願者の増加等に伴う経費及び教職員の事務負担の増加に要する手当に充てるほか、学生経費その他の諸経費に充てることになっている。ついで、これに関連して、超過勤務手当、特殊勤務手当、謝金の支給区分などについて質疑応答が交わされた。

続いて、特別会計実施以後の決算及び予算に関連する特別会計制度上の問題点について別紙配付の資料に基づいて、大様次のような説明があった。

積立金制度の運営については——特別会計制度を昭和39、40年度運営して来たが、積立金まではまだ実績がない。「旧大学及び学校資金」1億5,000万円の使用方法についても、継続課題として検討したい。

財産処分収入の使用法については——収入を生じた事情を考慮し、特別会計制度実施の趣旨を尊重しながら運用について検討したい。1年遅れになるので多くはないが、演習林の運用等に若干行われている。

歳入歳出予算の弾力条項の適用については39会計年度において1億3,500万円適用したが、具体的措置については検討を続けたい。

歳出予算の計上と積算のあり方については41年度に文部本省経費より特別会計に移したものに在外研究員や内地研究員の旅費・臨時教員養成費があり、その他積算基礎を変えたもの新規に計上したものなどがある。問題点を検討して適正な措置を講じたい。

継続費、国庫債務負担行為、繰越及び移流用等の制度の活用とその手続について一継続費については、限定されていて報告事項はない、引続き検討したい。国庫債務負担行為については39年度47億、40年度189億、41年度226億で、事業の早期着工を進めている。繰越については運動場整備費など国立文教施設整備費に移したので繰越が容易になった。移流用については今後引続き検討したい。

建築交換方式の運用については——実績としては、39年度に鳥取大学の移転統合に5億、40年度に広島大学の1,200万円、大阪学芸大分校の2,000万円が2口ある、41年度においては京都大学化学研究所で4億が見込まれている。引続き努力したい。

特別会計の決算の処理及びこれに関連する諸問題については、——東京学芸大の収入が入って来ない問題があるが、歳出を抑え得る場合が多いから歳入欠かんなど具体例はない。

次に特別会計制度の改善についての面から申し上げますれば、

一般会計繰入金のあり方については——40年度は80.33%、41年度は82.44%の繰入れとなっている。増してゆくことを今後も堅持したい。

借入金制度の改善については——39年度10億40年度15億、41年度は20億であるが、範囲の拡

大については慎重に検討を要するものと考え  
る。

国立大学とその他諸学校とを区分することに  
ついては——検討中であるが、現段階ではあま  
り進んでいない。特別会計と寄附金の取扱いに  
ついては——41年度予算編成上特に実績が出て  
いない。寄附者に対する減免税措置として、(1)  
授業料相当額の控除、(2)用地取得上の手続の簡  
素化、(3)法人税の減免、(4)研究教育上の物品税  
の減免の範囲の拡大などが考えられている。

研究及び教育の特殊性と長期計画に対応する  
会計制度のあり方については今後引き続き研究を  
進めたい。

特別会計と臨時行政調査会の行政改革に関す  
る答申との関係については——特に報告するも  
のではない。

以上の説明に対し、建交換の場合の予定価格  
30%アップの問題について、単年度方式につい  
て、予算確定時期と学生募集との関係から教育  
予算は一般予算とは別に編成するなど特別扱  
いは出来ぬか等について質疑応答があった。

(杉野目国立大学協会副会長が大河内会長に代  
り議長となる)

次に、文部省中尾教育施設部長より、昭和41  
年度国立学校施設整備費予算について別紙資料  
に基づき説明があり、これに対し文部省の5カ  
年計画とこれに対する大蔵省の取り上げ方につ  
いて質し、5カ年計画を樹てた昭和36年当時と  
は事情が変わって来たため、また動きがはげしい  
ために年次計画が樹てにくくなったこと、ため  
にかえってマイナスとなることも考えられるの  
で、対大蔵省の関係では5カ年計画は取り上げ  
ていない旨の説明があり、その他学年進行に伴  
う経費の優先について、年次による建築物の質  
差に対する対策、学生補導上の施設設備の増強

についての予算編成上の考え方などについて質  
疑応答並びに意見の交換があった。

## 2. 翌年度予算編成方針について

井内専門委員より、昨年は「昭和41年度国立  
学校新規概算要求基本方針」を5月の大学事務  
局長会議で示したが、本年も5月9・10日に事  
務局長会議を招集し、42年度の新規概算要求基  
本方針を示すことになる予定である。従って4  
月下旬に特別会計制度協議会を開いて、方針の  
大綱について協議を願うこととしては如何かと  
思う旨の説明があり、席上各委員の都合を諮り  
4月28日(木)午後1時より国立教育会館第2  
特別会議室において本協議会を開催することと  
した。

## 3. 国立学校特別会計について検討を要する問題 点について

鶴田専門委員より、問題点(別紙)は、前回  
の協議会で承認を得たものであるが、この問題  
点の内容を分析し掘り下げて文章にまとめるこ  
とし、4月21日(木)に専門委員が会合して  
各問題点についてその記述内容、案文の構成な  
ど検討することとした。案文構成の柱の案が出  
来れば小委員会に付議することを省略させてい  
ただいて、協議会に提案し、ご意見を伺うこと  
にしたいので承認願いたい旨説明し、異議なく  
承認された。

## 4. そ の 他

国立大学の予算編成上如何なる点に重点をお  
くべきか、国立大学の役割り、使命について、  
学生の量と質との関係、自然科学系と人文社会  
系との学生数の比率、大学院のあるべき姿とそ  
の予算の問題、学生急増対策とその後に来る問  
題の見通し等についての話し合いがなされた。

## (2) 第5回特別会計制度 協議会議事要録

日 時 昭和41年4月28日(木)午後1時半  
場 所 国立教育会館第2特別会議室  
出席者 大河内議長, 福田議長代理, 杉野目,  
増田, 大山, 四方, 赤堀, 杉江, 天城  
岩間各委員  
井内, 吉里, 甲斐, 藤吉, 海野, 上山  
錦織, 鶴田各専門委員  
木田審議官, 中尾施設部長

大河内議長より開会の挨拶に続いて, 委員の交替について, 斎藤管理局長に代り天城管理局長が安嶋官房長に代り赤石官房長が夫々交替された旨の報告があって後, 本協議会の運営方針によれば前回の定例会議で「昭和42年度の国立大学新規概算要求基本方針」を審議することになっているが資料等の関係で充分協議出来なかったので, 本日臨時に第5回の協議会を開いて, 審議することにした旨の説明があり, 前回の議事要録の朗読を省略して本日の議題の審議に入った。

### I 昭和42年度国立学校新規概算要求基本方針 について

まず, 資料「昭和42年度国立大学新規概算要求基本方針草案」の朗読があって, これに就いて杉江委員及び天城委員よりそれぞれ関係項目について逐条的に詳細にわたり説明があり, 多少重点の置き方に相違はあるが, 基本的には昭和41年度要求の線に沿って実施する旨説明があり, 以上の説明に対し, 概ね次のような質疑並びに意見の開陳があった。

#### 1. 大学の学志願者増加期間中に於ける拡充整備 について

##### (1) 学生増募の規模と方法

42年度は4,000人程度を目途とすることに

した。

増募の内訳は, 労働省や財界等の要望もあるが, 大学の調和のとれた発展を考慮して, 人文社会系4, 理科系6で行きたい。

増募の方法については, 昭和41年度の方針と変わりはないが, 教育方法の改善による増募については, 実施について熱意があり, 且つ, 受け入れ態勢の整ったものから進めて行きたい。

43年度までの臨時的な増募措置については許される範囲に於てご協力を願うようにしたい。

#### (2) 学部の設置, 学部の改組

基本的な考えとしては既存学部の充実に重点を置き, 新設は抑制したい。

#### (3) 教員養成学部の整備

昨年と同じ, 工業教員養成所の問題は新しく出た問題で, 41年度募集打ち切り後の措置に就ては個前に協議する。

#### (4) 短期大学

来年度は看護婦養成のみにするか, 範囲をひろげて, 医療技術者養成の短大構想でゆくか等, 今後検討する予定である。

#### 2. 大学院の強化充実

修士課程の新設については厳選したい。

#### 3. 一般教育等の整備充実

41年度以上の整備充実を計りたい。

#### 5. 大学附属図書館の整備充実

具体的には41年度の芽を伸ばして行きたい。

### II 大学附属病院

無給医局員の解決の問題もあり, これがためには膨大な予算を伴うので慎重に検討したい。

### III 附置研究所の増設に就て

一般的なものについては, なお, 抑制する必要があると考えて居る。続いて, 天城管理局長より

次のような説明があった。

#### IV 施設の整備

1. 年次計画により、こま切れ予算でなく、重点的に整備して行く方針である。
2. 杓子定規でやる意味ではないが、国立学校施設実態調査による資格面積を重視し、学校の整備計画、要求順位を勘案しつつ、整備して行き度い。
3. 移転、統合整備に就ては教育研究運営の合理化、財源化の見直し等を勘案して、学内外の態勢が整った場合に限り、厳選して要求する。
4. 大規模な工事等に関して、最近予算がつくようになって来ている。

続いて、福田議長代理から次のような挨拶が述べられた。

前回は出席出来ず残念であった。文部省としては、42年度の大学予算について検討した結果各事項について重点的に実現するように進めて行きたいので、諸般の事情もあると思うが、大学側のご協力をお願いしたい。全体としては、大きな立場から、継続、既定の方針に基づいて進めて行きたい。

会長より、今までの説明についてご意見があれば承りたい旨の発言があり、次のような意見が述べられ協議が行われた。以下その概要。

#### I 大学の学志願者増加期間中における拡充整備

- 1) 工業教員養成所の廃止、女子進学学生の増等により、42年度の増募4,000人は少なくともはないか。特に、文学系の学生中女子が大部分を占めるような傾向があり、その面の増員が考えられないか。
- 2) 一般教育においては、量よりも質の面が大切である。留年学生の多い点も考慮すべき問題である。
- 3) 一般教育については、実験実習を考えない

ようだが、これについて予算的措置を講ずべきである。

- 4) 学部の設置、改組等の場合各大学共、総合大学の設置を考えるようであるが、これとはとも応じきれない。
- 5) 文理学部の改組については、すべてを分裂型で考えるわけにはゆかない。
- 6) 人文社会系4、理科系6

「この場合、人文社会系については、社会科学系に、理科系については理工系に重点をおくものとする。」とあるが、理科系に重点を置くことはよいとしても与える心理的影響が大きくて、プラスの面よりもマイナスの面が多いので、「 」の部分を除いてほしい。

これに対し、国公私立を通じて考えるとき、国立の人文社会系が多過ぎるとの批判もあり、私学は人文に、国立は理工系に限ってはとの意見もある。この観点から考えても削ることはどうか、また人文社会系を増長することにもなるし、大蔵省に対しても、止め金がなくなる。削ると逆になる心配もあると思う。

- 7) 一大学門でも調和のとれたものにしたい、弾力的に考慮してほしい。

#### II 大学院の強化充実について

既設大学院の学生定員を増やしてほしい。定員の問題については、国大協でも、目下検討して居るが、最近定員をはみ出して、止むを得ず他から借りてやりくりして居る。学部の講座をゆめやすにして定員を決める方法は実情にそわない。また博士課程には修士から半数しか入れない。修士課程の増員などから見ても実情に添わない。混乱がおこらないように、文部省に於てもなるべく早く結論を出してほしい。

#### III 国立工業教員養成所の事後処理の問題について

ては早く方針を決めてほしい。

IV 補導, 厚生施設, 図書館の整備充実について

- 1) 教養課程に入って来た学生に「大学」を味  
わわせることもあるが, サークル活動を通し  
て日常生活を楽しく, 明るく出来るように,  
設備を充実してほしい。
- 2) 図書館についても刷新した構想を取り入れ  
てほしい。

以上

### 3. 諸 会 合

(昭和40年12月~昭和41年 4月)

(月日)(曜)(時刻)	会 議 名
12. 7 (火) 10	第6常置委員会
" 8 (水) 10	大学設置基準専門委員会
" 13 (月) 13.30	第1常置委員会
" 16 (木) 10	大学設置基準特別委員会
1. 7 (金) 10	科学技術行政専門委員会
" 7 (金) 13	科学技術行政特別委員会
" 8 (土) }	大学運営協議会取纏委員会
" 13 (木) }	
" 12 (水) 10	大学設置基準専門委員会
" 13 (木) 10	科学技術行政専門委員会
" 19 (水) 10	第15回大学運営協議会
" 20 (木) 10.30	科学技術行政特別委員会
" 20 (木) 13	理事会
" 20 (木) 15.30	第1常置委員会
2. 3 (木) 10	第2常置委員会

" 3 (木) 13	第3, 第4合同会議
" 3 (木) 14	第3常置委員会
" 3 (木) 13	大学設置基準特別委員会
" 3 (木) 13	等1常置委員会
" 3 (木) 15.30	理事会
" 4 (金) 10	第36回総会
" 5 (土) 10	第36回総会
" 7 (月) 10	第4回事務連絡会議
" 9 (水) 18	科学技術行政専門委員会
" 15 (火) 15	科学技術基本法案懇談会
" 16 (水) 16	科学技術行政専門委員会
" 24 (木) 17	科学技術行政専門委員会
" 26 (土) 13	第5常置専門委員会
" 26 (土) 13.10	第1常置委員会
" 28 (月) 10.30	大学設置基準打合会
3. 2 (水) 13	大学設置基準懇談会
" 7 (月) 16.30	科学技術行政専門委員会
" 16 (水) 17.30	文教問題国会関係懇談会
" 29 (火) 13.30	第3常置在京委員会
" 31 (木) 14	特別会計制度協議会
4. 14 (木) 10	第1常置委員会
" 14 (木) 13	大学設置基準特別委員会
" 14 (木) 15	理事会
" 21 (木) 10	特別会計制度協議会専門委 員会
" 25 (月) 10	第6常置委員会
" 28 (木) 13	特別会計制度協議会
" 28 (木) 16.00	文教問題国会関係懇談会

## B 意見書・要望書

### 1. 「大学設置基準の改善等について」に対する意見書

昭和41年2月4日

国立大学協会 会長 大河内一男  
文部大臣 中村梅吉殿

「大学設置基準の改善等について」に  
対する意見書について

国立大学協会は、大学基準等研究協議会答申の「大学設置基準の改善等について」に対し、その重要性に鑑み、大学設置基準特別委員会を設け検討を重ね、このほど第36回総会において意見書の成案を得ましたので、別冊のとおり提出いたします。ついては、右の趣旨の実現方について何分の御配慮をお願いいたします。

#### 「大学設置基準の改善等について」に対する意見書

このたび、大学基準等研究協議会から答申された「大学設置基準の改善等について」は慎重審議を経たのち到達した結論として高く評価されるべきものであって、とくに前文に述べられている基本的態度は正しい方向を示すものと思われるが、この答申が提案している「大学設置基準改善要綱」(以下「要綱」という。)の内容は、さらに検討を要すると思われる点もすくなくなく、また大学の本質にふれる重大な問題をも包含しているので、本答申についての今後の取り扱い、なかんずくその実施については、慎重を期するよう強く要望するものである。

##### 1. 総論

(1) 本来、大学における教育の方法、内容等は原

則として個々の大学、学部が十分その特色を発揮すべきものである。大学および学部がすこぶる多様である現在、細目におよぶ画一的な基準を定めることは不可能なことであって、とくにこれを法令のかたちをもって規定することは適当ではない。戦後初期、とくに新学制実施の当初においては、大学についてもある程度詳細な基準を定める必要のあったことも理解しうるし、また、新設大学の審査は厳格に行なわれるべきであるが、新制度が発足以来15年余を経た今日「大学設置基準」を改訂する場合には、むしろその内容は大綱にとどめ、細目については、個々の大学の自主的決定にゆだね、それぞれの大学が大学相互間の協力を背景として教育内容の充実をはかり、特色を発揮してゆく気運の助長をはかるべきである。(注1)

(2) しかしながら「要綱」は、現行「基準」同様、本来各大学、とくに学部の教授会の決定にまつべきような細目まで画一的に定めようとしているうらみがある。したがって「要綱」中、妥当かつ必要な部分についても、これを実施に移す場合は(1)に述べた趣旨によるべきであって、新たに大学の設置を認可する基準として必要な事項があるとしても、これらは大綱的な部分を除き、法制化は避け、学部別設置基準要項にゆずることが適当と思われる。後述する「要綱」の具体的内容に対する当協会の意見も、以上の諸点を前提とするものであって、直ちに省令改正手続きの了承を意味するものではない。

(3) 以上の点と関連し、現行「基準」が、例えば

授業科目、単位制度等、教育の方法に関する条項と、施設、事務組織等に関する条項等、本来異質のものを単一の省令で定めている点は、立法技術的にも再考を要するものと思われる。

(4) この「要綱」は、学部と大学院との関係について考慮していないが、学部段階だけについて新基準を定めて法制化することは、大学全体の教育・研究体制の明確を欠くおそれがあるので、目下別途検討の行なわれている大学院に関する基準との関連において、統一的に慎重な検討を重ねるべきであると思われる。

(5) 「要綱」の具体的内容に対する意見は、次章以下において詳述するが、とくに、単位制度、一般教育に関する部分は、大学制度の根本にふれるものなので、その取扱いには慎重を期することが望ましい。とりわけ「要綱」の提案している単位制度の変更は、学生の自発的勉学の気運を阻害し、教員の負担を過当に増大させるおそれがあることが十分検討される必要があると思われる。

(6) 現在、大学は財政上の制約から、教職員の定員、施設等の諸面において、現行「基準」の実施すらきわめて困難な条件にある。したがって、大学の設置者は、これらの状況を克服するため十分な努力をなすべきであって、国立大学についても、政府はさしあたりは、むしろ現行「基準」の完全な実施に必要な条件の充実に努めるべきであると思われる。いわんや「要綱」を実施する場合には、この面からも慎重かつ十分な検討と準備を行なうことが要望される。

## 2. 各 論

### I. 総括的事項について

#### (問題点第1)

大学の設置者の責務について

(1) 「大学は」とあるのを、「大学及び大学設

置者は……」と改めることを、適当と考える

### II. 学部について

#### (問題点第2)

学部の定義について

1. 学部の定義を次のように改める。

「学部は、原則として、専門の学芸の分野に従い、それぞれの教員の組織を基礎として教育・研究上の目的から構成されるものであって、講座の種類及び数、学生数、施設、設備等が学部として適当な規模内容をもつものとする。」

理 由

(A) 「原則として」という字句の挿入について。

複合学部、あるいは必ずしも専門分野の別によらない学部もあり得るという意見があるので、「原則として、専門の……」とした。

(B) 「学芸の分野に従い、それぞれの教員組織を基礎として」という字句の挿入について。

(1) 当協会は、大学の管理運営に関する中間報告において、学部について「教授会は、学部における研究および教育の管理運営にあたる中心的機関」であることを明示している(注2)

(2) 今回の基準改訂は、中央教育審議会の「大学教育の改善について」の答申に基づいて行なわれるものであるが、この中でも学部は「大学の基本的構成要素」として重視されており、学部長および教授会の「地位と権限」については当協会の中間報告とほぼ同様の見解を示している。(注3)

(3) (旧)大学令においても、大学の「基本的な構成要素」としての学部の性格は判然としているが(注4)、現行基準および改善要綱においては、管理運営上の責任体制が明確でなく、学部の定義として十分とは

思われないので、特に「教員組織を基礎として」という字句を挿入して、その組織上の中心と責任を明らかにした。

- (4) 戦後の制度改革ともなあって、大学院は学部とは別の独立の組織でありうるかの如くに解され(注5)、また、最近、国立学校設置法の一部改正等の措置によって、学部の性格は次第に曖昧なものとなり、単に、4年乃至2年の課程を意味するに過ぎぬかの如き観がある。

それ故、わが国大学制度の伝統と当協会の「中間報告」及び中教審の答申の趣旨に沿って、学部が大学を構成する基本的な要素であり、かつ教授会が学部の教育・研究について「管理運営上の重要な機関」であることを明示するために、「教員の組織を基礎として、教育・研究の目的から構成……」と改めるよう提案するものである。

## IIの3の(3)

### (問題点第3)

学科、課程の規定について

学科、課程の規定を次のように改める。

- (3) 「学科は、主として専門分野の単位(または区分)としての性格をもつものとし、課程は主として学生の履修コースの単位としての性格をもつものとする。」

### 理由

学科を「教員組織の単位」とすることは、教授会を中心として運営され、かつ最も重要な大学の構成要素となっている「学部」の本質的機構を破壊するおそれがある。のみならず、専門の細分化を避けようとする努力に逆行することになる。

また、学科・課程(或は類・系)等は、主として「学生の履修コース」と考えるべきも

のであって、画一的・固定的に省令等によって規定すべきではない。(注6)

### 備考

専門分野によって、学科と講座(或は教員組織)とを結びつける必要がある場合には、「学部基準要項」によって個々に規定するのが適当であると考えられる。

## 現行基準第3章第5条～第7条

### 講座及び学科目について

#### (問題点第4)

講座及び学科目について

第5条～第6条に規定されているような講座と学科目の別を廃して、いずれかの一つに統一すること。

### 理由

現行基準第6条の学科目に関する規定は、極めて不明確であって、一学科目の教員組織の形態は曖昧である。

また、講座制と学科目制との区別は、主として国立大学の問題であって、私立大学にとっては、ほとんど意味のない規定であることが指摘されている(大学基準協会、「会報」第2号、39頁参照)。それ故に、両者を区別すべき根拠となるものはとくになく、いたずらに大学制度を複雑化するに過ぎないので、いずれかに統一すべきである。(注7)

### 備考

学問の急速な進歩に対応するため、講座制について再検討するとともに助教授の資格および職務についても検討する必要があるとの意見もある。(注8)

## III. 教員組織について

### (問題点第5)

別表第1、第2、第3について

教員組織については、とくに3の(1)の別表

第1（一般教育科目，外国語科目，保健体育科目），3の(2)の別表第2（基礎教育科目），及び3の(4)の(ア)の別表第3（医学・歯学の進学の課程）に関して，基準となる教員数が不十分である。よって～

(i) 3の(1)の備考の8，(2)の備考の5及び(4)の備考の7の「なるべく助手を置くものとする。」とあるのを「助手を置くものとする。」と改める。

(ii) 3の(1)の備考6及び(4)の備考5により，助手が授業を担当する場合には，「助手の規定」を改訂する。

(iii) 少なくとも国立大学については，次の如く措置されるよう提案する。

(イ) 基準教員数の算出に当っては，教員の授業時間負担能力を，毎週8時間として計算し，増員をはかること。

(ロ) 基準数の算出に当っては，多人数教育を前提とせず，少人数教育をたてまえとし，50%以上の増員をはかること。

(ハ) 一般教育の担当者に対しては，待遇上の優遇措置を講ずるとともに，研究費や在外研究に関して，専門科目担当教員との間に格差が生じないよう配慮すること。

#### 理由

(イ) 改善要綱では，教員数の算出に当って，授業時間負担能力を1人当たり毎週12時間としているが，これは過重であって，教員の研究を阻害し，ひいては教育水準の低下を来すことになる。

(ロ) 特別に準備された場合を除き，多人数教育が教育上好ましくないことは今更述べるまでもない。それ故に，一般教育等の重要性に鑑み，教員数の増加をはかり，その整備・充実に努力すべきである。

(ハ) 一般教育担当の教員も，それぞれに専門家であって，自己の専門分野の研究を怠っては，一般教育においても効果をあげることはできない。

また，一般教育に関する授業の内容，方法等につき常に研究，工夫をつづけなければならない点で二重の負担をになっている。従って，待遇等に特別の配慮が必要である。

#### 備考

Ⅲの1の(1)に示されている「専任教員」の定義が明確でないので再考を要する。(注9)

#### V 授業科目について

##### (問題点第6)

一般教育科目および基礎教育科目の目標について

2の(1)を次のように改める。～

「一般教育は，教養を高め，健康にして豊かな人間性をつちかうことを目的として広く自然と社会と文化に関する理解と学問的認識を与えんとするものである。」

4の(1)を次のように改める。～

「基礎教育科目は，各専門分野に共通する基礎的な知識および理解力を涵養することを目標とするもの（基礎教育的なもの）と，直接専門教育の基礎若しくは準備として役立つことを目標とするもの（基礎専門的なもの）とに区別される。(注10)

#### 理由

基礎教育科目について，これを基礎教育的なもの（basic subjects）基礎専門的なもの（fundamental subjects）に区分すべきであるとの意見が強いので両者を分けた。

また，基礎的なものの目指すところは，これまで一般教育科目の目標のうちに含まれて

いたので、一般教育の目的・目標を「人間形成」に置き、基礎教育のうちの基礎教育的なものに合わせて、広義の一般教養と解することにしたのである。

## Ⅵ 単位について

(問題点第7)

授業科目の単位数に関する規定について

Ⅵの1を次のように改める。

各授業科目の単位数に関する規定(第25条)を改め、一般教育科目、基礎教育科目及び専門教育科目の授業科目あたりの単位数は各大学の定めるところによるものとする。

理由

Ⅵの1において「一般教育科目の1授業科目あたりの単位数を各大学の定めるところ」としながら、1の(3)において「基礎教育科目及び専門教育科目」の1授業科目あたりの単位数を専門分野の別にかかわらず一律に規定するのは適当でない。

備考

Ⅵの1の(1)及び(2)に示されている単位数は1授業科目あたりの単位数ではなく、卒業の要件となる外国語科目及び保健体育科目の単位数であるので、これを削除する。(Ⅷの2の(1)及び(3)参照)

(問題点第8)

単位の計算方法について

Ⅵの2の(2)を次のように改める。

「大学の行なう最少授業時間は(1)に定める標準時間の $\frac{3}{4}$ 以上とする。但し、芸術、水産、商船その他特殊な教育研究を行なう学部・学科又は、課程の専門教育科目については、特別に定めることができるものとする。」

理由

(1) 改善要綱のⅥの2の(1)については、単位

制度の基本を示すものであるから、省令基準にとり入れることが適当と認められるが、改善要綱の2の(2)は大学の設置認可には直接関係がなく、既設の大学の教育・研究の内容、方法等に直接関係するものであるから、当然教授会において審議決定すべき事項である。

(2) また、改善要綱では、講義と演習とを全く同一に取扱っているが、これらについて教育上「きめのこまかい」配慮が必要である。(注11)

(3) 改善要綱では、とくに自学・自習の比重の高い科目(演習・ゼミナール等)について考慮されていない。そのために学生の自主的勉学の気運が妨げられ、創造性の育成が阻害されて、いたずらに詰め込み教育の要素が強化されるおそれがある。

元来、授業の方法・形態は専門の分野によっても異っており、極めて複雑、多様である。省令基準によって全てを画一的に規定するのは無理であり、また、立法的にも問題がある。(注12)

(4) 改善要綱の単位計算の方法(2の(2)(ア)及び(イ))を実施することは、多くの大学及び学部において、カリキュラムの編成の上で、多大の困難をとまなうことは明らかである。即ち(2)の(ア)及び(イ)に示された単位計算の規準によれば、必要単位数のもっとも少ない方法をとるとしても、卒業のためには総計2,520時間の授業時間が必要であり、現行1,860時間に比べて、約35%の増加となる。

このような授業時間(教室内学習時間)の増加は、教員数、教室その他の施設・設備の不十分な大学及び学部において、カリキュラムの編成を甚だしく困難にすること

は必至である。

以上諸種の理由によって、Ⅵの2の(2)の規定を上記の如く改めることを強く要望するものである。(注13)

#### 備考

もしも何等かの規制を必要とするならば、むしろ「学部別設置基準要項」において、学部毎に規定するのが適当であり、設置基準(とくに教員数、施設・設備基準等)の算定の基礎としても十分であろう。

### Ⅷ 卒業の要件について

#### (問題点第9)

卒業の要件に関する規定について

2の(2)を次のように改める。

「学部、学科又は課程によって基礎教育科目を必要としないとき、又は基礎教育科目を12単位まで必要としないときは、基礎教育科目について取得すべき単位を、一般教育科目、外国語科目又は、とくに必要と認められる場合専門教育科目で取得させ、これに代えることができる。」(注14)

### Ⅸ～Ⅹ 校地・校舎等の施設～事務組織その他

#### (問題点第10)

施設の拡充その他

1の4の次に、新たに次の号を加える。

「5 講堂、体育館」

(7の内、「講堂、体育館」を削除)

#### 備考

大学設置基準の改訂と関連して、少なくとも国立大学については、次のように措置すべきである。

- (イ) 校舎等の基準坪数を増加すること
- (ロ) 現行基準第40条の4(図書の数)について全般的に検討し、その増強をはかること。

(ハ) 教養部に関する規定を設けること

(ニ) 教養部の事務組織を強化すること

(ホ) 教養課程委員会に事務組織を置くこと

#### (注1)

「基準」は本来、新たに大学を設立する場合に備えるものであって、既設大学を拘束するものではなく、かつ大学の、学部の種類、性格、教育方針等によって自主的に運営することを妨げるものではないと解すべきであるが、従来これらの点についての解釈には曖昧な点もあるので、「基準」の改訂を行なう場合は、これらの点を明記することが望ましい。個々の条文においても(とくに教育の内容にかんする部分)、なるべく「原則として……」という表現をとることが必要と思われる。これらの点は、また各学部別設置基準要項においても同様である。

#### (注2)

「教授会は、学部における研究および教育の管理運営にあたる中心的機関である。……教授会は学部の意志形成の機関である。学部における研究、教育および教員の人事に関する事項ならびに学生の補導その他重要な事項は、教授会の議に基づいて行なわれるべきである……。

学部長は学部を総括し、かつ、学部を代表するものである。……学部長は、教授会を招集し、その議長として議案を準備し、議事を主宰する権限と責任を有するものであり、教授会と一体関係を保ちつつ、学部の管理運営にあたるべきである。」

(「大学の管理運営に関する中間報告」、第25回総会～37年決定)

#### (注3)

中央教育審議会は「大学教育の改善について」次の如き見解を示している。

「学部は、教育研究の上からも、組織の上からも大学の基本的な構成要素であるから、その管理

機関の機能と責任を明確にする必要がある。

学部長は、学部の責任者であり、……学部の管理運営に関する事項については執行の責に任ずる。また、評議員として……大学全体の管理運営について学長を補佐するものである。……

教授会は、学部における教育研究について管理運営上の重要な機関である。……

教授会は、教育研究の計画、学生の教育指導および学業評価、学部長・教員の候補者の選出、学位・称号に関する事項について審議にあたる。……教授会は学部を設置する。」

(注4)

(旧) 大学令第3条は「学部には研究科を置くべし。数個の学部を置きたる大学に於ては、研究科間の連絡協調を期するため、之を総合して大学院を設くることを得」と規定している。

(注5)

大学制度も時代と共に変化すべきことは当然であるが、日本の現状では、米国の大学に其の例を見るように、学部と大学院とがそれぞれに別個の教員組織、基本財産、行政・事務上の組織等をもった独立の機関として併存することは、極めて困難であると思われる。

(注6)

法学・工学・医学その他の専門分野について見るに、学科の規模・内容はそれぞれに著しく異っており、(学科講座に関する省令参照)、これを一律に規定することは無理である。

(注7)

今日、工学部系に1学科(入学定員40人)が新設される場合を例にとれば、

(1) 講座制(博士課程を置く場合)～

6講座を増設し、教授6、助教授6、助手12を置く。

(2) 学科目制(学部学生のみの場合)～

4学科目を増設し、教授4、助教授4、助手4を置くことになっている。

この例でも分るように、講座制、学科目制ともに、教授1、助教授1をもって組織され、わずかに助手の定数のみが異っているに過ぎない。

しかも、非実験講座においては、教授1、助教授1、助手1が基本形であって、上記の学科目と全く同一形態である。

(注8)

「教授、助教授、助手」をもって組織する講座制は、日本独自のもののようであるが、わが国でもこの組み合わせができたのは、比較的最近のことのようである。

(注9)

(イ) 例えば、一般教育科目と専門教育科目とを兼担する場合、そのいずれかの科目の専任教員として定める根拠が明確でない。

(ロ) 一般教育科目担当の教員は、一つの大学に限り専任とし、専門教育科目担当の教員は一つの学部または学科を限り専任教員とすると規定した場合、一般教育(外国語、保健体育を含む)科目担当の専任教員と、学部教授会との関係が不明確であり、一般教育科目担当の専任教員は学部教授会の構成員となり得るのか等の疑問が生ずる。

(注10)

国立大学協会……「大学における一般教育について」(37年3月)の「3、一般教育、基礎教育科目について」参照。

(注11)

(イ) 講義については、「通常の講義」と「指定図書を用いる講義」とを区別すべきである。

(ロ) 演習については、「外国書講読」「研究討論」「レポートの提出とそれに関する研究討論」「資料に基づく研究討論」等その内容、方法は極め

て多様である。

(注12)

学校教育法第59条では「大学には、重要な事項を審議するために教授会を置く」ことを規定している。

本来、授業科目、単位の計算等、教育の内容、方法に直接関係する部分は、大学、学部の目的、性格に応じて大学自体が教授会において決定すべき重要な事項であり、これを省令で画一的に規定することには問題がある。

(注13)

現行基準および改善要綱では、教育の質の問題、教育効果の問題が、全く不問に付されている。これらの問題は、元来、法に書けない事がらであるうが、教育にとっては、最も重要な課題である。

改善要綱では、一応、同時に授業を受ける学生数を、「おおむね50名」としているが、例えば、50名の場合でも200名の場合でも、単位の時間計算についてはとくに区別はしていない。

しかしながら、30~40名の小人数でのゼミナールと、100~200名の多人数の講義では、同じ1時間の授業時間でも、その教育効果には、大きな違いがある。

また、外国語授業に例をとれば、30名程度のクラスと50名以上のクラスとでは、その効果に極めて著しい差異がある、といわれている。

これらの授業においては、その都度、自学・自習の有無について、これを把握することも可能であるが、多人数の講義等の場合、年に一度乃至は二度の試験を通じて、授業時間数と同じ時間数の自学・自習が行なわれたかどうかを把握することは授業を行なう者の立場から見て、全く不可能といわなければならない。

単位の授与については、これらの事情をも十分勘案しなければならないのであって、単に、授業

時間数のみから学習量を定めることは、非教育的といわなくてはならない。

(注14)

一般教育において、人文・社会・自然の三分野にわたり、開設科目、取得単位数等が特定分野に偏らぬよう配慮すべきであるという意見があるが、この点は「解説」において十分説明する必要がある。

## 申し合わせ

基礎教育科目の単位の扱いについて

学部、学科又は課程によって基礎教育科目を必要としないとき、又は基礎教育科目を12単位まで必要としないときは、基礎教育科目として取得すべき単位を、なるべく一般教育科目又は、外国語科目に活用することとする。

## 2. 科学技術基本法案(第四次検討用試案)等に対する意見

昭和41. 2. 21

国立大学協会科学技術行政特別委員会

本特別委員会は、当協会総会の付託により、標記の法案および科学技術会議設置法(案)につき慎重に検討した結果、本年1月25日当協会長より内閣総理大臣に提出した当協会の意見書(別紙)における各項目の実現方を再確認するとともに、法律制定に際しては、特に、左記の諸点について適切の方途を講ぜられることを、更に強く要望する。

記

### 1 法案のうち修正を必要とする点

- (1) この法律の運用に際しては、研究および教育の場である大学の自主的立場を尊重すべき条項を設けること。

- (2) 第2条第2項は、科学技術会議の答申と本文とし、第2項および第3項とすること。
- (3) 第7条第2項に「研究基盤の育成に関する長期的計画」の条項を挿入すること。
- (4) この法律が科学技術基本法である点にかんがみ、大学教育に関する施策については触れないことが望ましい。従って、第14条の「学校教育」は、これを削除すること。
- (5) 第21条の「科学技術の振興に資するため」を、答申のとおり「科学技術の水準の向上に資するため」に改めること。

## 2 国会において、法案議決の際付帯決議されたい事項

- (1) 大学の場における研究に直接関係する事項、特に、基本計画策定に関する事項については、あらかじめ、適当の方法により大学の意見を徴すること。

- (2) 大学の場における研究は、この法律にいう「科学」に属するものと解せられるので、何らかの形でこの点を明確にすること。

右の2項目については、付帯決議とすることを希望するものであるが、万一これに漏れるものについては、少なくとも国会における政府の法案説明の内容に入れられたいこと。

## 3 科学技術会議設置法（案）のうち修正を必要とする点

科学技術会議は、科学技術基本法（案）に基づいて設けられるものであることにより、同会議設置法（案）の各条については、基本法（案）と平仄を合わせるよう留意されることを希望する。従って、次の諸点について特に修正されるよう要望する。

- (1) 第1条の「科学技術の振興に資するため」を「科学及び技術の水準の向上に資するため」に改めること。

- (2) 設置法（案）においては「科学技術」の字句を用いているが、これは基本法案と同様に「科学及び技術」に改めること。

- (3) 科学技術会議の事務局については、当協会の意見書においても「新たに独立の事務局を設置することを強く要望した」ところであり、また、科学技術会議の答申に際しても、別紙(2)により科学技術会議第1部会長より「独立の事務局を置く」旨が述べられている点等を考慮し、科学技術会議設置法（案）に独立の事務局設置に関する規定を必ず設けること。

## 3. 科学技術基本法に基づき設置される科学技術会議に専属の事務局設置について

昭和41. 3. 12

国立大学協会

- 1 科学技術基本法は、わが国における科学及び技術の水準の向上を図るという重要な目的をもつ法律であり、その目的を果たし得るか否かはこの法律の運用如何に懸っている。
- 2 しかも、この法律は、大綱を定め、簡潔であるだけに運用の面において相当弾力性があるものと了解される。
- 3 従って、この法律運用の主体ともいべき科学技術会議の組織と運営の当否は、この法律の運用及び効果に重要かつ、密接な関係をもっている。さらに、科学技術会議の運営を適正ならしめるためには、その事務を担当する事務局の組織・性格・職務の内容がこれと密接な関係がある。
- 4 すなわち、科学技術会議が、政府の諮問に対し、厳正かつ中立的・批判的である立場を厳守しなければならないことからいって、その事務

を全般にわたって処理する事務局もまた、厳正かつ中立的・批判的立場を厳守し得るような組織・性格と職務内容をもつものでなければならない。

5 よって、科学技術会議の事務局は、他の行政事務を担当し、科学技術会議以外の行政的権限を有する既設の行政機関がこの会議の事務を併せて処理することは、以上の趣旨から絶対に承認し得ないところである。すなわち、このことは、当協会が科学技術基本法をより効果的に運用することを要望するからである。

6 以上の理由により、当協会としては、科学技術会議の事務局は、同会議に専属し、他の行政機関と独立したものを新たに設置されるよう予てより強く要望している次第である。

(参 照)

#### 科学技術基本法案抄

第21条 科学技術の振興に資するため、総理府に科学技術会議を置く。

2 科学技術会議の組織及び権限については、別に法律で定める。

## 4. 国立大学教官等の待遇改善について

昭和41年5月25日

国立大学協会

会 長 大河内 一男

### 国立大学教官等の待遇改善について

国立大学協会は国立大学教官等の待遇改善に関し、その実状と事柄の重要性にかんがみ、別紙のとおり要望書を提出いたしますので、実現方について格別の御配慮をお願いいたします。

## 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

国立大学協会

国立大学教官の給与がその職務と責任にふさわしいものでなく、一般の公務員に比してもかなり劣っていることは、しばしば指摘されるところであり、その給与を根本的に改善することは、大学の研究および教育の基礎条件の一をなすものである。

国立大学協会は、昭和39年6月に「国立大学教官の待遇改善に関する意見書」添付資料(1)を作成し、国立大学教官については一般の公務員とは別個にその職務と責任にふさわしい給与体系を設けることを中心として、その給与の根本的改善を要望してきた。

国立大学協会は、この意見書の内容の早急な実現を重ねて要望するとともに、本年度の給与改訂にあたりさしあたり至急に改善を要する次の諸点を指摘して、その実現を強く要望する所である。なお、超過勤務手当に相当する給与の改善、および、研究に必要な職業的支出を補填する給付の新設については、昭和40年6月の要望書添付資料(2)でその必要なゆえんを明らかにしておいたが、これらについても速かに適切な措置をとられることを要望する。

### 1 助手の給与の改善

助手制度は次代を担う研究者を養成するものとして重要であるとともに、助手が大学の研究および教育の上に果たす役割は近時増大しつつある。しかし、これに対して、助手の現在の給与は憂うべき状態にあり、優秀な助手を確保することは困難である。助手の給与については、日本学術会議が昭和40年12月13日に「大学助手・研究補助者の待遇改善について」という勧告を出しているが、その線に沿って十分な改善をすることが必要である。

## 2 研究補助者の給与の改善

大学における技術・技能職員，司書等の研究補助者は，特殊の技能をもって大学の研究および教育に不可欠の職務を遂行するものであり，研究体制の進歩・変化に伴ってその役割は重要なものとなりつつある。このような研究補助者の給与についても，日本学術会議の勧告（前掲）の線に沿って十分な改善をすることが必要である。

## 3. 中堅教官の給与の改善

助教授を中心とする中堅教官については，その給与曲線に中だるみが見られるので，これを改善して，中堅教官の他への流出を防ぐとともに，その充実をはかる必要がある。

## 4. 教授の給与の改善

学長の給与と教授の給与との間には，かなりの開きがあるが，教官は教授としての本来の職務の遂行によって高い給与を受けられるようにすべきであるので，教授の給与については，1

等級の上位の給与を高め，学長の給与とある程度重なるようにするとともに，その上位の給与を多くの者が受けられるようにする必要がある。

### 宛先

文部大臣	中村梅吉
政務次官	中野文門
事務次官	福田繁
大学学術局長	杉江清
官房長	赤石清悦
人事院総裁	佐藤達夫
人事官	佐藤正典
人事官	島田巽
事務総長	藤井貞夫
大蔵大臣	福田赳夫
事務次官	佐藤一郎
主計局長	谷村裕
主計局次長	武藤謙二郎
給与課長	辻敬一

(添付資料(1)(2)省略)

# C 会 計 報 告

## 1. 昭和40年度決算

国 立 大 学 協 会

科 目	当初予算額	追加予算額	予算現額	決算額	予算現額と 決算額との 比較	摘 要	
歳入の部	13,931,000	1,492,800	15,423,800	14,510,444	△ 913,356		
1. 会 費	12,758,000		12,758,000	12,758,000	0	73大学分	
2. 預金利子	200,000		200,000	143,987	△ 56,013	(追加予算は「大学の管理運営に関する意見(案)配付収入@80円 1万8千660部分 「大学の管理運営に関する意見(案)配付収入 61万2千400円(7千655部) 同上未収入88万400円(1万1千5部)不用品売払代等 2万2千436円	
3. 前年度繰越額	973,000		973,000	973,621	621		
4. 雑収入	0	1,492,800	1,492,800	634,836	△ 857,964		
歳出の部	13,931,000		15,423,000	12,926,213	2,497,587		
A 事業費	5,528,000	1,492,800	7,020,800	6,268,770	752,030	(総会, 事務連絡会議3回分及び15周年記念式典費 調査研究費より流用増70万円 調査研究費より流用増1千円	
1. 総会費	1,000,000		1,700,000	1,695,289	4,711		
2. 運営協議会費	840,000		841,000	840,765	235		
3. 役員会費	98,000		98,000	48,730	49,270		
4. 委員会費	690,000		690,000	265,520	424,480		
5. 会報発行費	800,000		800,000	787,710	12,290		
6. 調査研究費	2,100,000	1,492,800	2,891,800	2,630,756	261,044		
B 事務費	7,403,000		7,403,000	6,657,443	745,557	追加予算は雑収入に見合いの分総会費へ流用減 70万円 運営協議会費へ流用減1千円	
1. 諸給与	4,792,000		4,792,000	4,594,526	197,474		
2. 備品費	400,000		600,000	552,642	47,358		借用料より流用増 20万円
3. 借用料	716,000		516,000	417,730	98,270		備品費へ流用減 20万円
4. 消耗品費	120,000		150,000	143,362	6,638		印刷費より流用増 3万円
5. 印刷費	40,000		10,000	6,270	3,730		消耗品費へ流用減 3万円
6. 通信費	282,000		282,000	249,891	32,109		
7. 旅 費	300,000		300,000	38,366	261,634		
8. 庁用諸費	300,000		300,000	236,838	63,162		
9. 被保険者事業主負担金	153,000		153,000	117,818	35,182		
10. 退職給与引当金	300,000		300,000	300,000	0		
C 予備費	1,000,000		1,000,000	0	1,000,000		
翌年度へ繰越額				1,584,231			

2. 財 産 目 録

昭和41年 3月31日現在

1. 資金現在高	
(1) 普通預金	1,084,231円
(2) 定期預金 (50万円1口)	500,000円
(3) 定期預金 (退職給与積立金)	300,000円
合 計	1,884,231円
2. 有価証券現在高	
割引電信電話債券 額面	620,000円

3. 備品台帳総計額

公印, 書庫, 書棚, 石油ストーブ, 和文タイプライター, テープレコーダー, 謄写機, 宛名印刷機, 会議用机, ロッカー, 机, 椅子, 応接セット, 輪転謄写機, 掛時計, 衝立, 電話機, ガスストーブ, 消火器, はかり, 食器戸棚, 等  
 合 計 122件 1,114,270円

3. 昭和41年度歳入歳出予算

国 立 大 学 協 会

科 目	予 算 額	摘 要
歳 入 の 部	16,548,000 <sup>円</sup>	
1. 会 費	13,364,000	
2. 預 金 利 子	200,000	
3. 前 年 度 繰 越 額	1,584,000	
4. 雑 収 入	1,400,000	「大学の管理運営に関する意見(案)」前年度未収88万400円(1万1千5部)「大学の管理運営に関する意見」50万4千円(6千300部)
歳 出 の 部	16,548,000	
A 事 業 費	5,350,000	
1. 総 会 費	1,000,000	総会2回分@30万円計60万円, 事務連絡会議2回分@20万円計40万円
2. 運 営 協 議 会 費	850,000	10回分@6万円計60万円(資料・小委員会費及び専門委員会費を含む)外に専門委員・臨時委員の謝金等計25万円
3. 役 員 会 費	70,000	4回分@1万円計4万円, 常務理事会6回分@5千円計3万円
4. 委 員 会 費	330,000	委員会費(専門委員会を含む)計25万円, 特別会計制度協議会費4回分@2万円計8万円
5. 会 報 発 行 費	800,000	会報年4回@20万円計80万円
6. 調 査 研 究 費	2,300,000	各委員会の資料購入・作成及び調査費(旅費・謝金)等
B 事 務 費	10,198,000	
1. 諸 給 与	7,900,000	(9人分)給与(期末, 勤勉, 通勤手当等を含む)計740万円 新規採用(1人)分給与50万円
2. 備 品 費	200,000	事 務 室
3. 借 用 料	300,000	事務室借用料19万960円
4. 消 耗 品 費	200,000	総会, 事務連絡会議, 委員会等会場借上料10万9千40円
5. 印 刷 費	50,000	印刷用紙代, 一般事務用品代
6. 通 信 費	330,000	通知文書及び事務関係印刷費
7. 旅 費	230,000	電信料2万円, 書類郵送料18万円, 電話料13万円
8. 庁 用 諸 費	300,000	都内・地方事務連絡旅費, 地方開催委員会事務旅費
9. 被保険者事業主負担金	240,000	新聞, 図書, 雑誌購入費, 採暖用燃料費, 自動車用ガソリン代, 光熱水料, 其の他事務職員厚生経費, 臨時的な謝金等の雑費
10. 退 職 給 与 引 当 金	448,000	健康保険・厚生年金保険の事業主負担金
C 予 備 費	1,000,000	

## D 調 査

### 昭和41年度国立学校予算小観

第51回国会（常会成立）佐藤内閣

（主として国立大学、同附属病院及び附置研究所の予算について）

佐藤 憲 三

（元東京工業大学事務局長）

国立学校に関する昭和41年度予算は「国立学校特別会計法」（昭和39年法律第55号）が施行されてから第3回目である。従来一般会計に計上されておいた予算の中その内容が全く国立学校のみに関するものであった予算は昭和39年度国立学校特別会計が設けられると同時に殆んど移しかえられたのであった。名実共に特別会計予算になったのであるがまだ特別会計に移されておらなかった在外研究員に関する経費、内地研究員に関する旅費予算は漸やく本年度予算に於て一般会計より国立学校特別会計歳出予算に移替が実現するに至った。昭和41年度国立学校予算も国家予算の拡大に伴って前年度予算に比し267億4百余万円の増加で13.669%の伸率を示した。この増加に因由するものは昭和40年12月30日閣議における昭和41年度予算の編成方針の決定に外ならないのである。すなわち関係要点を抄記すれば

1 財政政策の目標は、国際収支の均衡と物価の安定を確保しつつ、国民負担の適正化に配慮し社会資本の拡充、社会保障の充実等財政に課せられた役割を着実に遂行するとともに、他方、経済情勢の推移に応じ財政を弾力的に運営することを通じて経済の安定的な成長を図り、もってわが国経済の均衡ある発展の上に、豊かな福

祉国家の実現を期することにある。この目標を達成するため、今後当分の間、次の原則の下に公債政策を導入し、わが国経済の新しい局面に即応して、財政政策の新たな展開を図るものとする。

① 財政の規模並びに内容を国民経済と均衡のとれた適正なものとするを基本とする。このため、年々の経済動向に即して公債の発行額を伸縮する。

② 公債の発行は、財政法の原則にのっとり、その対象を公共事業費等に限定し、経常的な歳出は、租税その他の普通歳入で賄う。

③ 公債は、市中消化とする。

2 昭和41年度における財政の運営は、上記の考え方に基づき、「昭和41年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」にのっとり、当面の経済情勢に対処するため、公債の発行による財政支出の増加と大幅減税の断行を通じて、積極的に有効需要の拡大を図り経済の安定成長へのすみやかな移行を期するものとし、予算及び財政投融资計画を下記により編成する。

記

<減税と公債発行> ①②（省く）

<財源の重点的な配分>

① 予算及び財政投融资計画を通じ、次の重要諸施策を重点的に推進する

イ、ロ、ハ、（省く）

ニ、文教の刷新充実、青少年対策の促進に努めるとともに、科学技術の振興を図る。

ホ、ヘ、ト、（省く）

② 重点施策の推進に必要な経費の計上を確保

し、財政資金の効率的な運用を図るため、既定経費の節減合理化を徹底的に行なうとともに、新規の経費は、緊要なものに限定する。特に補助金等については、その効率と再検討して整理を図る。

③ 各省庁の部局、公庫、公団、事業団等機構の新設は行なわない。また、定員については、欠員不補充措置を継続するとともに、増員を必要とする場合は、既定定員の振替えてこれを賄うこととし、新規増員は厳にこれを抑制する。

<予算及び財政投融资計画の弾力的運用>

<地方販政> (省く) 以上

さて「国立学校予算小観」と題し調査したところについては本稿をもって十周年を閲するに至った。昭和32年度国立学校予算について本会報12号に掲載したのを始めとして

昭和33年度分会報14号 昭和34年度分会報16号  
昭和35年度分会報18号 昭和36年度分会報20号  
昭和37年度分会報22号 昭和38年度分会報23号  
昭和39年度分会報25号 昭和40年度分会報28号  
で本会報掲載をもって十回となった。東京工業大学事務局長在任中は当協会第六常置委員会の専門委員として会議に加って国立大学予算の諸問題について調査し委員長の諮問にも応えたのであった。この調査の依頼があったのはその当時の東京大学の進藤小一郎事務局長からであり国立大学協会の事務局長を兼ねておって協会の運営に携わっておられたからである。

そのときの話しで国立学校の予算の解説的調査をして欲しいとのことから始め毎年春季の協会総会に間にあうように稿を作ったことから既に十年に至ったものである。調査結果をまとめる様式といたったものは全く筆者の考のみであったので回を重ねる毎に多少の増補を行って当初の形態を崩さずに今日に及んだのは統計的資料であることを重

く見たためである。十年を顧みると形態についても改善の点が多々あることであろう。一般会計から特別会計の設置によって形態をも変更を企図したのであるが内容実態に大変革を来したことでないの従来形態を踏み稿を作成したものである。本稿作成の資料は既記の分と同様に、総予算書、同参照書、国立学校特別会計歳入歳出予定計算書、同各目明細書並に文部省会計課予算班の編集になる予算事項別表、予算参照書、予算参考書などの資料を基とし調査し記したものである。筆者は直接に予算の編成事務に携っておるものではないから、内容などについては聊か理解に欠ける点もあり多少の誤謬があることはやむを得ないことを附記する。

本稿で述べる国立学校の予算は国立学校設置法(昭和24年法律第150号)国立学校設置法施行令(昭和39年政令第43号)国立学校設置法施行規則(昭和39年文部省令第11号)国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和36年法律第87号)国立養護教諭養成所設置法(昭和40年法律第16号)によって設置された国立大学74—学部270, 教養部24, 国立短期大学2, 併設短期大学22, 大学附置研究所68, 学部及び研究所所属の教育, 研究施設476, 一附属学校(小学校73, 中学校78, 高等学校16, 盲学校1 聾学校1 養護学校8, 幼稚園38) —大学附属病院(学部附23, 研究所附6) —教育施設124, 研究施設(学部附103, 研究所34), 大学院(研究科), 工業高等専門学校43, 高等学校8(電波3 商船5), 国立工業教員養成所9, 国立養護教諭養成所5, 各種学校72(病院附属一学校教育法第83条) その他大学学部専攻科, 別科の運営に必要な歳入歳出予算に関することである。

昭和41年度における国立学校特別会計予算の総額は歳入歳出何れも1,935億6,438万9千円である。歳入予算額中一般会計から受入る金額は1,614

億 7,979 万 1 千円で特別会計歳入予算額の82.656 %余に当り学校自体収入予算額は316億8,459万 8千円で歳入予算額の16.218%に相当する。これを昭和40年度一般会計受入額 80.29 %と比較すると2.36%を増加し39年度の学校自体収入は17.389%であるため1.17%の減少を示している。その他の収入予算中借入金20億円は歳入予算の 1.023 %で前年度2.08%に比し1.06%の減少である。歳出予算中前記各組織機関の運営に必要な所謂経常的経

費と目すべき人件的経費物件的経費医療関係費船舶運航費受託研究関係等の経費1,467億7,238万 9千円で歳出予算額の 74.56 %に当り, そのほか臨時的すなわち資産財となるものである施設整備費特殊設備費の合計額 436億 1,748万 1 千円は22.32 %に相当しその他予備費及び他会計への繰入額等60億 9,130 万 9 千円は3.12%となっている。以下歳入歳出予算について前年度予算額とを比較すると次の通りである。

### ◎国立学校特別会計歳入歳出予算総表

#### 1. 歳入予算について

区 分	41年度予定額	40年度予算額	比較の差増△減
一 般 会 計 よ り 受 入 金	161,479,791	135,630,248	25,849,543
借 入 金	2,000,000	3,500,000	△ 1,500,000
附 属 病 院 収 入	21,975,856	21,725,243	250,613
授 業 料 及 入 学 検 定 料	5,219,370	3,743,038	1,476,332
学 校 財 産 処 分 収 入	2,213,562	1,700,000	513,562
雑 収 入	2,275,810	2,161,151	114,659
予 備 収 入	200,000	200,000	0
歳 入 合 計	195,364,389	168,659,680	26,704,709

前表歳入予定額において前年度予算に比し増加した金額の中一般会計より受入る金額が 258 億余万円の多額に達したことは、歳出において述べることであるがこの繰入財源の主たる要素は大学の創設、学部を増設、学科、研究施設、研究所の新設、等新規事項の増加、学年進行等による必然的経費のために受入額の増加を来したものである。授業料及入学検定料において 14億 7,633万余円の増加は入学検定料、入学科を本年度より増徴すること、学年進行等による学生数の増加、新規事項に伴う学生の増募によるものである。借入金の減少は事業の終了に伴う自然の減少であり新に借

入金を要する歳出予算が計上されるものが少なかったことに基因するものと解する。

次に国立学校特別会計の昭和41年度歳出予算は次表の通りであるが、国立学校に直接的に又は間接的に関連のある文部本省歳出予算に組込まれたものの中、本年度より特別会計に移替を行ったものは内地研究員費 2,061 万余円在外研究員費 3 億 344 万余円はいづれも一般会計より特別会計予算の旅費の項目に移替えられ筋の通った扱いとなったために一般会計より受入る金額において同額の増加を来したのである。

2. 歳出予算について

区 分	41年度予定額	40年度予算額	比較の差増△減
国 立 学 校	103,320,813	88,192,162	15,128,651
大 学 附 属 病 院	28,232,823	26,010,257	2,222,566
大 学 附 置 研 究 所	15,218,753	12,435,840	2,782,913
施 設 整 備 費	41,987,129	36,423,699	5,563,430
庁 舎 等 特 別 取 得 費	513,562	0	513,562
国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 へ 繰 入	325,000	178,750	146,250
予 備 費	300,000	300,000	0
国 家 公 務 員 共 済 組 合 負 担 金	5,452,993	5,116,972	336,021
賠 償 償 還 及 払 戻 金	3,000	2,000	1,000
一 般 会 計 へ 繰 入	10,036	0	10,036
郵 政 事 業 特 別 会 計 へ 繰 入	280	0	280
(A) 歳 出 合 計	195,364,389	168,659,680	26,704,709

次表は一般会計文部省管歳出予算の中大学及び学校等と直接的に関係ある予算である。

区 分	41年度予算額	40年度予算額	比較の差増△減
文 部 本 省			
外 国 人 留 学 生 給 与 等	301,493	262,285	39,208
科 学 振 興 費	3,783,370	3,715,143	68,227
在 外 研 究 員 旅 費	国立学校特別会計へ計上	303,443	△ 303,443
科 学 研 究 費 補 助 金	3,783,370	3,411,700	371,670
育 英 及 学 徒 援 護 事 業 費	10,666,814	9,074,660	1,592,154
(B) 計	14,751,677	13,052,088	1,699,589
(C) 国立学校関係歳出予算の計 (A)と(B)の計	210,116,066	181,711,768	28,404,298
(D) 文 部 省 所 管 全 予 算	508,767,188	466,903,869	41,863,319
(E) 一 般 会 計 総 予 算	4,314,270,390	3,744,725,265	569,545,125
A/D (文部省所管予算と国立学校 予算との比)	38.3995	36.1229	
C/D (同上と国立学校関係予算と の比)	41.2990	38.9184	
A/E (総予算と国立学校予算との 比)	4.5283	4.5306	
C/E (総予算と国立学校関係予算 との比)	4.8720	5.1195	
D/E (総予算と文部省所管予算と の比)	11.7926	12.4683	

国立学校の運営に要する経費は前表に掲記した国立学校特別会計の歳出予算と一般会計文部省所管歳出予算の中大学及学校等に直接に又は稍間接的に使用されるものである。大学及び学校等において直接的に使用される歳出予算は前表(A)に示す国立学校特別会計における1,953億6,438万9千円であって文部省所管全予算一般会計計上額(D)

に示す5,087億6,718万8千円の38.399%に当り一般会計総予算(E)に示す4兆3,142億7,039万円の4.528%に相当する。また国立学校関係予算(C)2,101億1,606万6千円は(D)の41.299%に当り(E)の4.872に相当する。前年度予算に比し何れも僅かながらの伸率を示している。

国立学校特別会計歳出予算中経常的経費と目さ

れる組織別の国立学校、大学病院、研究所を通じ前年度予算に比し201億3,413万円の増加である。この増加額は大学の創設、学部の創設、学科の新設、拡充、大学院の新設、学生の増募、養護教諭養成所の増設、附置研究所の増置、病院における診療科の増設、病床数の増加等諸般の新規事項若しくは学年進行等に因由するものである。施設整備費においては前年度予算に比し55億6,343万円の増加となっている。この増加は大学学校病院研究所等において必要とする小新営に属する建築費一前年度迄は各組織毎に分割計上されていたが本年度より施設整備費中に組替えられて建築費は一貫した姿に整理された一学生増募、養護教諭養成所、高等専門学校、研究所、学部創設、学科新設、寄宿舎、大学会館等の建築に関する経費病院の改築増築に要する経費、学校災害復旧に要する施設費である。経常的経費の増加額の中には前記新規事項に伴うもののほか所謂標準予算において積算単位の改訂等による増加額も含んでいる。その主たるものには既に数年に亘って実施されている教官当校費単位の10%増、学生当校費単位の10%増、教官研究旅費において10%増、などである。このように単位上昇の確立と強化については文部大蔵両省の協議によって年々持続されているのであるが教育研究費の水準を引上げるの一途に出る措置と思考される。経常的経費の基準増加は大学運営上極めて重要なことであって歓迎すべきことである。が昔時の水準以上に達するには未だ遠しとの声なきにしもあらずであろう。国家予算の膨脹の波にのって教育投資額も逐次拡大する傾向にあるのであろうが更に抜本的に検討して経常費財政の方策を樹てる必要があるのではなかろうか。教育の振興といっても大学学校等における日常の経済生活の基幹をなしている大学学校固有の経常的経費である管理費、教育費、研究費の

充実如何にかかっている。これが強化されるか否かは全く教育研究の消長を左右するものと思料する。無限に而も急速に発達する学術研究に即応するためには、研究者に後顧の憂なからしむる程の基準予算単位の増率と確立を図るべきであろう。産業投資の如く比較的はね返り効果が早いものには容易に投資が行われるが、教育研究投資は容易でないからというがこの成果には時間のかかる将来に期待をかけるのであって凡ての基盤を培う教育事業投資は優先に優先すべき重要なことであると繰返し言われておることである。前表中一般会計予算に計上されたものは本省事業に属するものであるが、科学振興に関する経費の中科学研究補助金37億8,337万円はその凡そ80%が国立学校関係において使用されるものである。なお前年までの予算において計上されていた本省経費中の内地研究員に関する旅費、科学振興経費中の在外研究員派遣に関する旅費の予算は本年度よりいづれも国立学校特別会計予算に移替られて予算された。また学生、生徒に対する育英奨学に関する経費、学徒援護に関する経費106億6,681万4千円の大半は国立学校学生生徒の用に供されるものである。

大学学校の予算は時世の流れに従って科学技術教育振興、学生増募といった命題をもって逐年増加してきたが此処二、三年度間における大学予算は大学生急増対策としての表われになっているように見える。従来理工系に方向づけられていたものが人文系等にも振向けられる姿を見るに至った。理工人文両者同一の基盤によって愈々拡充強化されることは当然であろうが、飽迄も基礎予算を確実にして教育研究上に支障を生じないようにすべきであろう。今日では学生急増対策であろうがやがては間もなく急減対策を必要とするに至るであろうが、基本である予算については十分に検討

してその基礎が崩壊されないようにしなければならぬ。大学における施設整備費も逐年増加し面目を一新しつつあるのであるが、これらは殆んど新規事項に附随する施設予算であって、老朽化した施設も内容も近代化する面の予算は未だ寡少と言えるのではあるまいかこの点については声を大にしてさらに積極果敢に繰返し要望することが大切であろう。

おもうに昭和41年度一般会計国家予算は前表に掲記したように4兆3,142億7,039万円の巨額に達し、文部省所管予算も特別会計予算を合せ5,426億5,178万6千円となって前年度予算4,999億3,330万千円に比し427億1,848万5千円の増加を示している。(特別会計に繰入るる一般会計予算額を差引純計額)これは本稿の始めに述べたように41年度予算編成方針の閣議決定の要項中の教

育振興政策に基因する結果と見るも支障ないであろう。

大学の創設、学部の創設、学科の新設等新事項については新しい基準のもとにそれぞれ予算されたが、大学における既設のものに対する教育研究の内容充実改善については教官当校費と学生当校費の積算単位の改訂によって数年来毎年比率の引上げを行って増加しているのであるが、既往のものを全部新規基準を適用し整備することは容易でなかろうが漸次急速に整備すべきことが斉しく望まれることであろう。

前表に記載した国立学校特別会計歳入歳出予算中昭和41年度歳出予算の組織別区分に従って人件的経費、物件的経費を主軸とし、新規に増加したものに付き大別すれば次表のごとき結果を見ることができる。

◎国立学校特別会計歳出予算科目別内訳 (単位千円)

区 分	総 額		国立学校		大学附属病院		附置研究所		共 通	
	比率	予算額	比率	予算額	比率	予算額	比率	予算額	比率	予算額
昭和41年度内訳	100%	195,364,389	100%	103,320,813	100%	28,232,823	100%	15,218,753	100%	48,592,000
人 件 的 経 費	41.012	80,122,657	62.074	64,134,638	38.007	10,730,420	34.547	5,257,599	—	0
俸 給 手 当 等	39.885	77,921,823	60.280	62,282,020	37.753	10,659,242	32.727	4,980,561	—	0
旅 費	1.127	2,200,834	1.794	1,852,618	0.252	71,178	1.820	277,038	—	0
物 件 的 経 費	25.782	50,369,463	36.922	38,148,497	14.810	4,181,321	52.827	8,039,645	—	0
校 費	24.461	47,788,723	34.578	35,726,770	14.318	4,042,460	52.694	8,019,493	—	0
校 費	24.193	47,264,515	34.578	35,726,770	12.461	3,518,252	52.694	8,019,493	—	0
光 熱 水 料	0.268	524,208	—	0	1.857	524,208	—	0	—	0
土地建物維持修繕等	1.321	2,580,740	2.343	2,421,727	0.492	138,861	0.132	20,152	—	0
そ の 他	0.940	1,836,171	0.998	1,031,452	—	0	5.288	804,719	—	0
船 舶 関 係 費	0.580	1,132,806	0.447	462,185	—	0	4.407	670,621	—	0
受 託 研 究 費	0.099	194,321	0.058	60,223	—	0	0.881	134,098	—	0
受 託 研 究 員 費	0.025	49,044	0.048	49,044	—	0	—	0	—	0
奨 学 交 付 金	0.236	460,000	0.445	460,000	—	0	—	0	—	0
医 療 関 係 費	6.819	13,321,082	—	0	47.183	13,321,082	—	0	—	0
日本学校安全会掛金交付金	—	6,226	0.006	6,226	—	0	—	0	—	0
国家公務員共済組合負担金	2.791	5,452,993	—	0	—	0	—	0	11.227	5,452,993
特 殊 設 備 費	0.572	1,116,790	—	0	—	0	7.338	1,116,790	—	0
施 設 整 備 費	21.492	41,987,129	—	0	—	0	—	0	86.407	41,987,129

区 分	總 額		国 立 学 校		大 学 附 属 病 院		附 置 研 究 所		共 通	
	比 率	予 算 額	比 率	予 算 額	比 率	予 算 額	比 率	予 算 額	比 率	予 算 額
庁舎等特別取得費	0.263	513,562	—	0	—	0	—	0	1.057	513,562
賠償償還及払戻金	0.001	3,000	—	0	—	0	—	0	0.006	3,000
一般会計へ繰入	0.005	10,036	—	0	—	0	—	0	0.021	10,036
郵政事業特別会計へ繰入	—	280	—	0	—	0	—	0	0.001	280
国債整理基金特別会計へ繰入	0.166	325,000	—	0	—	0	—	0	0.664	325,000
予備費	0.154	300,000	—	0	—	0	—	0	0.617	300,000

◎大学、学校、病院、研究所等職員定数表

I 組織別職種定員区分表

職 種 区 分	總 定 員	組 織 区 分			適 用 俸 給 表
		国 立 学 校	大 学 附 属 病 院	附 置 研 究 所	
指 定 職	195	166	0	29	
学 長	74	74	0	0	
教 授	121	92	0	29	
行 政 職	43,376	33,773	6,216	3,387	
事 務 局 長	74	74	0	0	(-)適用
部 長	74	74	0	0	"
事 務 部 長	21	0	21	0	"
高 専 部 長	25	25	0	0	"
次 長	27	27	0	0	"
課 長	533	491	42	0	"
事 務 長	530	444	18	68	"
課 長 補 佐	564	487	56	21	"
係 長	3,902	3,496	224	182	"
技 術 職 員	4,821	3,242	217	1,362	"
図 書 館 職 員	1,623	1,496	68	59	"
一 般 職 員	17,051	14,287	1,982	782	"
技 能 勞 務 職 員	14,131	9,630	3,588	913	(-)適用
海 事 職	297	264	0	33	
大 型 船 舶 船 員	0	54	0	9	(-)適用
	0	98	0	2	(-)適用
中 型 船 舶 (甲) 船 員	0	26	0	10	(-)適用
	0	49	0	12	(-)適用
中 型 船 舶 (乙) 船 員	0	17	0	0	(-)適用
	0	9	0	0	(-)適用
中 型 船 舶 (丙) 船 員	0	11	0	0	(-)適用
(小 型 船 舶 甲, 乙 船 員 共)	0	11	0	0	(-)適用
教 育 職	42,364	36,317	2,776	3,271	
学 長	1	1	0	0	(-)適用
所 長	14	14	0	0	"
教 授	10,172	9,545	0	629	"
助 教 授	10,730	9,978	75	677	"
講 師	1,433	822	541	70	"

職 種 区 分	総 定 員	組 織 区 分			適用俸給表
		国立学校	大学附属病院	附置研究所	
助 手	12,255	8,712	1,936	1,607	(一)適用
教 務 員	1,730	1,382	58	290	"
校 長	8	8	0	0	(二)
教 諭	4,145	1,086	0	0	(二)
実 習 助 手	35	3,059	0	0	(三)
各 種 学 校 講 師	166	35	0	0	(二)
高 専 校 長	43	0	166	0	(二)
高 専 教 授	510	43	0	0	(四)適用
高 専 助 教 授	497	510	0	0	"
高 専 講 師	312	497	0	0	"
高 専 助 手	313	312	0	0	"
医 療 職	8,951	313	0	0	"
医 療 技 術 職 員	878	426	8,472	53	(一)適用
診 療 エ ッ ク ス 練 技 師	356	60	789	29	(一)適用
栄 養 士	212	32	304	20	"
薬 剂 部 長	35	120	92	0	"
薬 剂 主 任	123	0	35	0	"
薬 剂 師	311	0	123	0	"
歯 科 衛 生 士	4	0	311	0	"
総 婦 長	37	0	4	0	"
婦 長	957	0	37	0	(三)適用
看 護 婦	6,038	0	957	0	"
合 計	95,183	214	5,820	4	"
		70,946	17,464	6,773	

## II 等級別定員表

等 級	組 織 区 分				適 用 職 種
	国立学校	大学附属病院	附 置 研 究 所	総 定 員	
指 定 職	166	0	29	195	学長(74), 教授(121)
行 政 職	33,773	6,216	3,387	43,376	
(一)適用	24,143	2,628	2,474	29,245	
1 等 級	18	0	0	18	事務局長
2 等 級	229	22	13	264	事務局長(56), 部長(74), 次長(27), 課長(39), 事務部長(21), 事務長(47)
3 等 級	256	12	10	278	高専部長(25), 課長(170), 事務長(83)
4 等 級	1,205	121	75	1,401	課長(324), 事務長(400), 課長補佐(523), 技術職員(75)
5 等 級	3,601	232	286	4,119	図書館職員(79)
6 等 級	5,072	541	389	6,002	課長補佐(41), 係長(2,953), 技術職員(779), 図書館職員(346), 一般職員
7 等 級	6,018	790	614	7,422	係長(949), 技術職員(750), 図書館職員(375), 一般職員(3,928)
8 等 級	7,744	910	1,087	9,741	技術職員(1,121), 図書館職員(474), 一般職員(5,827)
(二)適用	9,630	3,588	913	14,131	" (2,096), " (349), " (7,296)
1 等 級	83	19	35	138	技能労務職員
2 等 級	874	304	97	1,275	
3 等 級	4,047	879	108	5,034	
4 等 級	3,222	1,443	304	4,969	
5 等 級	1,403	943	369	2,715	

等級	組織区分				適用職種
	国立学校	大学附属 病院	研究所	総定員	
海事職	264	0	33	297	
(一)適用	97	0	19	116	
1等級	8	0	2	10	大型船舶船員
2等級	28	0	6	34	大型船舶船員(21), 中型船舶(甲(9), 乙(4))船員
3等級	39	0	5	44	大型船舶船員(18), 中型船舶(甲(15), 乙(11),)船員
4等級	22	0	6	28	同上(14) " (12) (2)
(二)適用	167	0	14	181	
1等級	14	0	2	16	大型(13), 中型(甲(2), 乙(1))船舶船員
2等級	37	0	3	40	大型(18), 中型(甲(13), 乙(4), 丙(5))船舶船員
3等級	67	0	7	74	" (36) " (30), " (3), " (5)
4等級	49	0	2	51	" (33) " (16), " (1), " (1)
教育職	36,317	2,776	3,271	42,364	
(一)適用	30,454	2,610	3,271	36,335	
1等級	9,560	0	627	10,187	学長(1, 所長(14), 教授(10,172))
2等級	9,978	75	677	10,730	助教授
3等級	822	541	70	1,433	講師
4等級	8,712	1,936	1,607	12,255	助手
5等級	1,382	58	290	1,730	教務雇員
(二)適用	1,129	166	0	1,295	
1等級	34	0	0	34	校長(8), 教諭(26)
2等級	1,040	166	0	1,206	教諭(1,040), 各種学校講師(166)
3等級	55	0	0	55	教諭(20), 実習助手(35)
(三)適用	3,059	0	0	3,059	
1等級	198	0	0	198	} 教諭
2等級	2,861	0	0	2,861	
(四)適用	1,675	0	0	1,675	
1等級	43	0	0	43	高専校長
2等級	510	0	0	510	同 教授
3等級	497	0	0	497	同 助教授
4等級	312	0	0	312	同 講師
5等級	313	0	0	313	同 助手
医療職	426	8,472	53	8,951	
(一)適用	212	1,658	49	1,919	
1等級	0	16	0	16	薬剤部長
2等級	0	87	0	87	薬剤部長(19), 薬剤主任(68)
3等級	28	486	5	519	医療技術職員(143), 診療エックス線技師(102), 栄養士(24), 薬剤主任(55), 薬剤士(195)
4等級	133	530	30	693	医療技術職員(307), 診療エックス線技師(156), 栄養士(112), 薬剤士(116), 歯科衛生士(2)
5等級	51	474	8	533	医療技術職員(357), 診療エックス線技師(98), 栄養士(76), 歯科衛生士(2)
6等級	0	65	6	71	医療技術職員
(二)適用	214	6,814	4	7,032	
1等級	0	37	0	37	総婦長
2等級	54	882	0	936	婦長
3等級	151	5,200	2	5,353	} 看護婦
4等級	0	695	2	706	
合計	70,946	17,464	6,773	95,183	

◎国立学校職員定員機関別内訳

大 学	総定員	内 訳		大 学	総定員	内 訳	
		教 官	その他 (行政医療 海事)			教 官	その他 (行政医療 海事)
北海道	4,138	1,607	2,531	愛知教育	570	322	248
北海道教育	872	460	412	名古屋工業	461	228	233
室蘭工業	308	138	170	三重	500	259	241
小樽商科	155	72	83	滋賀	325	171	154
帯広産業	258	104	154	京都	5,653	2,312	3,341
北見工	78	24	54	京都教育	373	223	150
弘前	1,300	455	845	京都工芸	414	192	222
岩手	779	328	451	大阪	4,173	1,775	2,398
東北	5,446	2,140	3,306	大阪外国語	202	111	91
宮城	109	53	56	大阪学芸	727	449	278
秋田	529	243	286	神戸	1,368	737	631
山形	833	389	445	神戸商船	180	79	101
福島	442	234	208	奈良教育	266	156	110
茨城	775	388	387	奈良女子	255	162	93
宇都宮	583	260	323	和歌山	346	282	164
群馬	1,590	556	1,034	鳥取	1,318	456	862
埼玉	551	286	265	島根	435	238	197
千葉	2,024	749	1,275	岡山	1,995	737	1,258
東京	9,212	3,613	5,599	広島	2,492	1,170	1,322
東京医科	1,542	567	975	山口	971	504	467
東京外国語	234	117	117	徳島	1,451	541	910
東京学芸	983	567	416	香川	559	302	257
東京農工	505	213	292	愛媛	850	399	451
東京芸術	330	168	162	高知	482	257	225
東京教育	1,668	988	680	福岡	518	291	227
東京工業	1,513	819	694	九州	4,357	1,671	2,686
東京商船	248	100	148	九州工業	345	148	197
東京水産	305	115	190	佐賀	385	205	180
お茶の水	359	211	148	長崎	1,578	514	1,064
電気通	280	125	155	熊本	1,900	676	1,224
一橋	429	225	204	大分	366	183	183
横浜	799	414	385	宮崎	594	296	298
新潟	2,106	777	1,329	鹿児島	1,837	721	1,116
富山	657	306	351	合計(大学)	90,548	38,923	51,625
金沢	2,064	709	1,295	北見工業短期	15	15	0
山梨	462	229	233	図書館短期	37	14	23
山梨	522	256	266	工業高等専門学校 (43校)	4,138	1,675	2,463
信州	1,866	718	1,148	高等学校(8校)	445	231	214
岐阜	916	495	421	通 計	95,183	40,858	54,325
静岡	1,094	566	528				
名古屋	3,438	1,413	2,025				

◎学生、生徒定数表（予算人員）

区 分	総 数	組 織 区 分		
		国 立 学 校	大 学 附 属 病 院	附 置 研 究 所
41年度予算総数				
大 学 院 学 生	22,861	21,205	0	1,656
大 学 専 攻 科 学 生	1,671	1,671	0	0
大 学 部 学 生	224,740	224,740	0	0
外 国 人 留 学 生	616	616	0	0
沖 繩 学 生	530	530	0	0
工 業 教 員 養 成 所 学 生	2,640	2,640	0	0
養 護 教 諭 養 成 所 学 生	280	280	0	0
短 期 大 学 学 生	7,720	7,720	0	0
独 立 短 大	840	840	0	0
併 設 短 大	6,880	6,880	0	0
高 等 専 門 学 校 学 生	20,400	20,400	0	0
大 学 別 科 学 生	760	760	0	0
高 等 学 校 専 攻 科 等 学 生	1,780	1,780	0	0
高 等 学 校 (電 波 高 船) 学 生	2,040	2,040	0	0
附 属 学 校 生 徒	98,200	98,200	0	0
盲 学 校	440	440	0	0
聾 学 校	480	480	0	0
養 護 学 校	1,035	1,035	0	0
高 等 学 校	8,980	8,980	0	0
中 学 校	38,485	38,485	0	0
小 学 校	45,105	45,105	0	0
幼 稚 園	3,675	3,675	0	0
各 種 学 校	7,070	1,095	5,975	0
特 殊 教 科 教 員 養 成 課 程	1,095	1,095		
衛 生 検 査 技 師 学 校	500	0	500	0
歯 科 衛 生 師 学 校	30	0	30	0
蹄 科 技 工 士 学 校	105	0	105	0
診 療 エ ッ ク ス 線 技 師 学 校	410	0	410	0
看 護 学 校	4,530	0	4,530	0
助 産 婦 学 校	360		360	0
保 健 婦 学 校	20		20	0
歯 科 技 工 士 見 習 科	20	0	20	0
研 究 生 等	9,528	1,976	7,054	498
合 計	400,836	385,653	13,029	2,154

前年度予算に比し昭和41年度歳出予算において増加したところの概要については既に前述したところである。各組織において人件的経費につき新規事項による教員の増員、その他の職員の増加のため俸給手当旅費の増加を合せ国立学校において

72億9,389万6千円、大学病院において10億271万6千円、附置研究所において5億5,016万1千円合計88億4,677万3千円の増加を示している。また物件的経費について校費積算単価の改訂10%増新規事項としての校費の増加、教育研究用設備の

増加、各所修繕費の増加等を合せ国立学校において77億2,724万5千円、大学病院において7億398万9千円、附置研究所において17億8,620万5千円合計102億1,743万9千円、大学病院医療関係費において5億1,586万1千円、研究所特殊設備費において1億9,725万1千円、その他3億

5,439万1千円、施設整備費等60億7,699万2千円、他会計への繰入額等1億5,756万6千円、共済組合負担金等3億3,843万6千円、総計267億470万9千円の増加を示すに至った。この増加額の組織別の大要は次の通である。

昭和41年度国立学校特別会計歳出予算増加額総表

(単位 千円) △印減

区 分	41年度予算	40年度予算	増 加 額	組 織 区 分			
				国立学校	大学病院	附 置 研 究 所	共 通
歳 出 総 額	195,364,389	168,659,680	26,704,709	15,128,651	2,222,566	2,782,913	6,570,579
内 訳							
人 件 的 経 費	80,122,657	71,275,884	8,846,773	7,293,896	1,002,716	550,161	0
物 件 的 経 費	50,369,463	40,152,024	10,217,439	7,727,245	703,989	1,786,205	0
そ の 他	1,836,171	1,481,780	354,391	105,095	0	249,296	0
医 療 関 係 費	13,321,082	12,805,221	515,861	0	515,861	0	0
日本学校安全会共済掛金交付金	6,226	3,811	2,415	2,415	0	0	0
国家公務員共済組合負担金	5,452,993	5,116,972	336,021	0	0	0	336,021
特殊設備費	1,116,790	919,539	197,251	0	0	197,251	0
施設整備費	41,987,129	36,423,699	5,563,430	0	0	0	5,563,430
庁舎等特別取得費	513,562	0	513,562	0	0	0	513,562
賠償償還及払戻金	3,000	2,000	1,000	0	0	0	1,000
一般会計へ繰入	10,036	0	10,036	0	0	0	10,036
郵政事業特別会計へ繰入	280	0	280	0	0	0	280
国債整理基金特別会計へ繰入	325,000	178,750	146,250	0	0	0	146,250
予 備 費	300,000	300,000	0	0	0	0	0

組織別内訳次の通り

I 国立学校の分

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	41年度予算	40年度予算
国 立 学 校	15,128,651	大学院、学部、短期大学、高等専門学校（工業）、高等学校、附属学校、工業教員養成所、養護教諭養成所、その他教育研究施設等に関する予算の増加である。	103,520,813	88,192,162
1. 人 件 的 経 費	7,293,896	職員の増加による俸給、諸手当、旅費などの増加額である。	64,134,638	56,840,742
(1) 俸 給 手 当 等	6,537,761	新規事項及学年進行等による職員の増加に伴う俸給、手当などである。増加概要次のとおり。 1. 大学の創設（北見工業大学）—北見工業短期大学を転換創設 2. 学部の創設（神戸大学農学部）—県立農	62,282,020	55,744,259

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	41年度予算	40年度予算
		<p>科大学の移管、長崎大学に工学部設置</p> <p>3. 文理学部の改組（信州、島根、山口、佐賀）により人文学部1、理学部1、理工学部1、経済学部1、教養部3を設置、（島根、山口）は文理学部の儘で学科の改組5学科、（法1、文2、理2）</p> <p>4. 学部の学科新設及拡充改組、人文系1、社会科学系2、理学系1、工学系13、農学系5、薬学系3、合計25学科新設、拡充改組社会科学系10、理学系6、工学系6、農学系9 合計31学科</p> <p>5. 学生の増募人文系130人、理学系45人、工学系80人、農学系55人、医学系180人、その他30人、合計520人（44学科）臨時増募社会科学系85人、工学系102人、農学系35人、その他10人、合計232人（28学科）</p> <p>多人数教育によるもの工学系435人（山形電通、山梨、名古屋工業大学）</p> <p>6. 大学院の設置(修士課程) 理学研究科(熊本32人) 工学研究科（東京農工46人、新潟48人、山口42人、農学研究科（宇都宮68人、岐阜46人、三重56人、鹿児島56人）繊維学研究科（京都工芸繊維32人）外国語学研究科（東京外語74人）教育学研究科（東京学芸52人）人文学研究科（お茶の水48人）経済学研究科（和歌山20）合計620人（13大学、13研究科設置）、大学院強化のため不完全講座の充実による職員増加</p> <p>7. 短期大学の学科新設工業系6学科240人 学生増6学科240人（商科系4科、工科系2科）</p> <p>8. 養護教諭養成所の新設3（弘前、大阪学芸、熊本）学生120人</p> <p>9. 講座の増設26（教育2、医系15、工学系2、理工1、文系3、経営1、社会1、農1、）共通4（工学）、修士講座13、（農1、工5、理3、薬1、美術2、音楽1）新設</p> <p>10. 教官の充員整備</p> <p>11. 国立高等学校教諭増8人</p> <p>12. 工業高等専門学校学科新設12学科、学生480人</p> <p>13. 特別教科教員養成課程の新設9、学生260人</p> <p>14. 看護学校教員養成課程の新設9、学生180人</p> <p>15. 幼稚園教員養成課程の新設4学生120人</p>		

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	41年度予算	40年度予算
		16. 学科地の新設, 整備 17. 小学校教員養成課程学生増募6, 学生380人 18. 既設学科4の学年進行による職員増 19. 実習施設の新設12, (七飯養魚実習施設, 総合研究資料館, 臨海実習施設, 志賀自然生物教育, 工作センター, 洞爺湖臨湖実験所, 岩屋臨海実験所, 海洋生物実験所生物環境調節センター, 大型計算機センター, 工学研究機器センター, 地震観測所(浦河, 本庄, 高知) 犬山地殻変動観測所実習施設の整備 20. 研究施設の新設15(北方文化, 文化交流原子核理学, 電波物性, 脳機能, ステロイド医学, 中毒, 超高温プラズマ, 高分子工業, 山地利用, 山地開発, 生化学制御, 薬害, 水産資源, 幼年教育) 整備14, (理系7, 医系4, その他3) 21. 附属学校の新設(養護学校小学2, 中学2) 幼稚園3, 園児105人 22. 厚生補導要員の増, (保健管理センターの新設) 管理要員の充実, 事務機構整備(施設部6, 高専事務部12, 学生部次長増設備課の設置2等) 外国人研究員宿泊施設2		
(2) 旅 費	756,135	前項に記載した事項等に基づく職員の増加に伴うもの, 教官研究旅費単価10%増, 並に前年度迄一般会計科学振興費に掲上されておった在外研究員等旅費は当会計に移替えられたので全額増, 国際研究集会研究員派遣旅費新規増及び一般会計に計上されておった内地研究員旅費も当会計に移替増	1,852,618	1,096,483
2. 物件的経費	7,727,245	人件的経費において述べた事項による増加及び標準的予算の各項目による積算増加による増	38,148,497	30,421,252
(3) 校 費	7,530,288	1. 教官当校費積算単価改訂10%増 2. 学生当校費積算単価改訂10%増 大学院学生当20%増 3. 外国人留学生経費の増 4. 入学試験経費の増 5. 研究特別経費の増(研究報告, 解剖体費等) 6. 特別事業経費(臨時教員養成費一般会計より移替) 7. 臨時事業費(国際会議, 調査, 観測費)増	35,726,770	28,196,482

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	41年度予算	40年度予算
		8. 特殊施設費増（図書館維持、農場、演習 林工場、附属施設、運営費の増） 9. 厚生補導関係 10. 諸設備の充実、更新		
(4) 光 熱 水 料	5,465		104,659	99,194
(5) 不動産維持修繕	196,957	坪数の増加等による所要額の増加	2,421,727	2,224,770
3. そ の 他	105,095		1,031,452	926,357
(6) 実習船関係費	90,549		462,185	371,636
		運 航 費 31,052	211,930	180,878
		食 糧 費 2,381	19,837	17,456
		建 造 費 80,750	174,500	93,750
		整 備 費 △ 23,634	55,918	79,552
(7) 受託研究費	6,346		60,223	53,877
(8) 受託研究員費	4,200		49,044	44,844
(9) 奨学交付金	4,000		456,000	460,000
4. 日本学校安全会共済掛 金交付金	2,415		6,226	3,811

## II 大学附属病院の分

区 分	増 加 額	増 加 額 概 要	41年度予算	40年度予算
附 属 病 院	2,222,566	大学医学部、歯学部附属病院23及び附置研 究所附属病院6の運営に関する予算の増加で ある。	28,232,823	26,010,257
1. 人 件 的 経 費	1,002,716	診療科の新設14、病床の増加（552床）衛 生検査技師学校の新設3、診療エックス線技 師学校上級課程の新設5、中央診療施設の新 設9、特殊診療施設の新設6のための職員の 増員による増加予算である。	10,730,420	9,727,704
(1) 俸給手当など	982,711	職員の増員に伴う俸給及手当の増加である。	10,659,242	9,676,531
(2) 旅 費	20,005	前項に記載した事項に基く職員の増員に伴う もの及び教官当旅費単価改訂10%増	71,178	51,173
2. 物 件 的 経 費	703,989	人件的経費において述べた事項に伴う増加及 び標準的予算の各項目による積算増加によ る。	4,181,321	3,477,332
(3) 校 費	655,464	1. 教官当校費積算単価改訂50%増 2. 研究生当校費積算単価改訂10%増 3. 建物新営に伴う設備 4. 管理運営費の増加	3,516,752	2,861,288
(4) 光 熱 水 料	32,915		524,208	491,293
(5) 不動産維持修繕	23,860		138,861	115,001
3. 医 療 関 係 費	515,861	人件的経費において述べた事項に伴う増加で ある。	13,321,082	12,805,221
		医 療 費 151,326	9,803,076	9,651,750
		患 者 用 品 質 17,700	72,943	55,243
		医療機器整備費 252,064	1,361,362	1,109,298

区 分	増加額	増 加 額 概 要	41年度予算	40年度予算	
		学用患者費	21,612	701,715	680,103
		患者食糧費	45,521	1,244,132	1,198,611
		生徒食糧費	27,638	137,854	110,216

### Ⅲ 附置研究所の分

区 分	増加額	増 加 額 概 要	41年度予算	40年度予算
附 置 研 究 所	2,782,913	大学附置研究所68の運営に関する予算の増加	15,218,753	12,435,840
1. 人 件 的 経 費	550,161	医用器材研究所及び社会経済研究所の創設、 既設研究所の整備、研究部門の増設、不完全 部門の整備、附属施設の新設、工場の整備に 伴う職員の増員による増加額である。	5,257,599	4,707,438
(1) 俸 給 手 当 など	461,226	1. 医用器材研究所6部門（歯科材料研究所 を振替一部職員増） 2. 社会経済研究所5部門（経済研究施設よ り振替一部職員増） 3. 研究所整備、（海洋研2部門、宇宙航空 研2部門、アジアアフリカ言語文化研2部 門、経済研2部門、数理解析研2部門 4. 研究部門増設（防災科学部門4、宇宙科 学部門1、一般研究部門12、一理工系5、 医系6、文系1一史科編さん部門3） 5. 不完全部門整備の職員増 6. 附属施設の新設、東洋学文献センター、 九重地熱資源開発実験所整備 7. 工場の整備 8. 特殊装置運転職員の増加に伴う俸給手当 などの増加額である	4,980,561	4,519,335
(2) 旅 費	88,935	前項に記載した職員に伴うもの及び教官研究 旅費単価改訂10%の増加による。	277,038	188,103
2. 物 件 的 経 費	1,786,205	人件的経費に記述した事項と同様の内容によ る増加及び教官当積算校費単価改訂10%増、 研究用設備更新、特別設備等の増加である。	8,039,645	6,253,440
(3) 校 費	1,767,009	1. 特別事業費 2. 臨時事業費 3. 特殊装置運転費 4. 共同利用研究施設運営費 5. 工場、農場等経費 6. ロケット観測経費 7. 部門研究費 8. 教官当積算単価改訂10%増	8,019,493	6,252,484
(4) 不 動 産 維 持 費	19,196	各所修繕費等の増加	20,152	956
3. そ の 他	249,296		804,719	555,423
(5) 研 究 船 関 係	240,388	1. 運航費 2. 建造費増(前年度継続の分) 238,500千円	670,621	430,233

区 分	増加額	増 加 額 概 要	41年度予算	40年度予算
(6) 受託研究費	8,908		134,098	125,190
4. 特殊設備費	197,251	1. プラズマ研究所設備 2. 原子核研究所設備 3. 原子炉実験所設備	1,116,790	919,539

#### IV 各組織に共通する分

区 分	増加額	増 加 額 概 要	41年度予算	40年度予算
施設整備費	5,563,430		41,987,129	36,423,699
各所新営費	340,309	本年度より国立学校附属病院、附置研究所に所属しておいた予算を本項に移替えたものである、水泳プール、武道場の新営、工作物新営等教育、研究用の小新営費	2,044,481	1,704,172
学校施設整備	5,500,000	学生増募等、養護教諭養成所、高等専門学校新設及学科増設、附置研究所増設などと既設拡張事業の継続による施設整備の増加	31,422,330	25,922,330
病院施設整備	500,000	病院の改築、増築による増加	5,809,197	5,309,197
不動産購入費	△ 788,000	購入予定のものの減少による	2,700,000	3,488,000
学校施設災害復旧費	11,121	昭和40年発生災害の復旧費	11,121	0
庁舎特別取得費	513,562	鳥取大学施設取得費（農学部）	513,562	0
国債整理基金特別会計へ繰入	146,250	39年度以降借入金に対する利子	325,000	178,750
国家公務員共済組合負担金	336,021	職員の増加による負担金の増加	5,452,993	5,116,972
賠償償還及払戻金	1,000		3,000	2,000
予備費	0		300,000	300,000
一般会計へ繰入	10,036	政府職員等失業者退職手当負担金	10,036	0
郵政事業特別会計へ繰入	280		280	0
合計	6,570,579		48,592,000	42,021,421

次に最近11カ年度間における国立学校予算を展望すると次表に示すように数額は逐年増加している。これらの投資額が国立学校運営上に与えた影響が極めて大であって、学術教育の進歩発展した姿であることを如実に語るものである。また国立

学校運営費における最近11カ年度百分比につき、総額及び組織別に昭和31年度から昭和41年度に亘り人件的経費物件的経費を主体として続いて掲記する。

◎ 国立学校関係歳

区 分	特 別 会 計			一	
	41 年 度	40 年 度	39 年 度	38 年 度	37 年 度
国立大学及び学校	103,323,813	88,281,948	82,018,990	66,872,433	56,862,656
大学附属病院	28,232,823	25,750,918	21,894,524	17,768,778	15,496,030
大学附置研究所	15,218,753	12,916,277	10,186,435	8,601,334	6,627,537
施設整備費等	42,500,691	35,200,000	26,567,576	18,972,685	13,209,414
国債整理基金特別会計 へ繰入	325,000	178,750	32,500	—	—
予備費	300,000	300,000	100,000	—	—
国家公務員共済組合負 担金	5,452,993	4,961,812	3,988,926	2,888,340	2,471,227
他会計へ繰入	10,316	—	—	—	—
小計(特別会計)	195,364,389	167,589,705	140,800,025	115,103,570	94,666,864
科学研究費	3,783,370	3,411,700	2,916,970	2,757,000	2,507,000
在外研究員旅費	本年度から国立 学校特別会計に 移替	307,443	249,553	210,260	191,000
内地研究員旅費		20,618	20,618	20,618	18,916
外国人留学生費		301,707,000	206,870	204,877	113,253
沖繩留学生費	33,750				
育英及び学徒援護関係	10,666,814	9,074,660	8,932,060	8,137,480	6,440,929
小計(一般会計)	316,157,184	13,021,291	12,323,898	11,238,611	9,295,304
合 計	511,521,573	180,610,996	153,123,923	126,342,181	103,962,168
文部省所管全予算	508,767,188	466,903,869	405,522,747	360,479,723	298,523,311
一般会計総予算	4,314,270,390	3,744,725,265	3,255,438,310	2,974,195,117	2,480,959,228

(注) 本会報12号以降に掲記した予算小観中の予算額と前表金額とにおいて、相異なる点は掲記した後において

国立学校の運営費中経常的経費と目される経費 経費の11カ年度における歩みにつき百分比をもつ  
中人件的、物件的、医療関係、特殊設備に要する 示すと次のような数値を得た。

◎国立学校運営費11カ年度百分比(総数)

40、39年度分は過年度との比較対照上特別会計となって掲上された施設整備費等共通するものを除き比を採った。

区 分	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年	34年度	33年度	32年度	31年度
人 件 的 経 費	54.590	53.203	54.44	55.60	57.68	60.2	61.4	62.8	65.2	66.0	66.0
俸給手当など	53.090	52.145	53.43	54.55	56.54	59.0	60.3	61.7	64.1	64.9	64.9
旅 費	1.500	1.058	1.01	1.05	1.14	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
物 件 的 経 費	34.318	34.726	34.44	33.88	32.13	29.4	28.0	26.8	24.7	23.9	24.2
校 舎 費	32.560	31.496	30.98	29.98	28.43	26.1	24.9	23.1	21.3	20.3	20.4
土地建物維持修 繕及新営費	1.758	3.730	3.46	3.90	3.70	3.3	3.1	3.7	3.4	3.6	3.6
医 療 関 係 費	9.076	10.087	9.45	8.19	8.51	9.1	8.8	8.9	8.6	8.7	8.2
そ の 他	1.251	1.179	0.75	1.12	0.84	0.7	1.0	0.6	0.6	0.6	0.7
特 殊 設 備 費	0.765	0.805	0.92	1.21	0.84	0.6	0.8	0.9	0.9	0.8	0.9

出 予 算 11 力 年 度 表

(単位 千円)

般 会 計					
36 年 度	35 年 度	34 年 度	33 年 度	32 年 度	31 年 度
46,059,639	37,977,177	32,320,763	29,099,138	26,934,769	24,472,735
12,902,948	10,299,020	8,520,740	7,756,565	7,199,242	1,302,012
5,508,084	4,341,424	3,832,875	3,161,040	2,799,992	2,578,107
7,166,793	4,394,681	3,547,876	3,117,349	2,994,395	2,269,735
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
2,159,196	1,798,487	1,112,832	901,420	723,852	701,148
—	—	—	—	—	—
73,796,660	58,810,789	49,335,086	44,035,512	40,652,250	36,323,737
2,194,000	1,819,406	1,546,044	1,442,040	1,222,000	1,152,000
191,000	160,000	166,000	110,000	100,000	70,000
18,101	6,062	6,062	6,380	6,715	6,383
76,620	56,020	50,500	39,600	24,000	0
29,705	21,151	18,582	17,805	15,666	0
5,466,897	4,798,490	4,624,606	4,445,254	4,297,736	4,271,478
7,976,323	6,861,129	6,405,794	6,061,079	5,666,117	5,499,861
81,772,983	65,671,918	55,740,880	50,096,591	46,318,367	41,823,598
241,619,095	194,789,186	170,912,363	154,153,275	145,765,627	130,534,838
1,952,776,277	1,569,674,702	1,419,248,163	1,321,229,502	1,137,464,880	1,034,694,520

補正予算が成立したものについては、補正後の予算を掲記したことによるからである。

◎各組織別運営費11力年度百分比

(1) 大学学校分

区 分	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人 件 的 経 費	% 62.074	% 60.985	% 61.40	% 61.82	% 64.37	% 67.7	% 68.5	% 69.9	% 71.7	% 72.9	% 72.8
俸 給 手 当 等	60.280	59.758	60.18	60.60	63.05	66.3	67.2	68.7	70.5	71.6	71.5
旅 費	1.794	1.227	1.22	1.22	1.32	1.4	1.3	1.2	1.2	1.3	1.3
物 件 的 経 費	36.922	37.950	37.70	36.91	34.60	31.5	30.2	29.4	27.4	26.3	26.3
校 舎 費	34.578	33.783	33.40	31.96	29.97	27.4	26.5	24.7	23.2	22.0	21.8
土 地 建 物 維 持 修 繕 及 新 営 費	2.343	4.167	4.30	4.95	4.63	4.1	3.7	4.7	4.2	4.3	4.5
そ の 他	0.998	1.065	0.90	1.27	1.03	0.8	1.3	0.7	0.9	0.8	0.9

(2) 大学附属病院の分

区 分	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	21年度
人 件 的 経 費	% 38.007	% 35.659	% 37.60	% 40.44	% 39.91	% 40.3	% 43.0	% 44.1	% 46.5	% 46.0	% 46.5
俸 給 手 当 等	37.753	35.445	37.37	40.19	39.63	40.0	42.8	43.9	46.3	45.8	46.2
旅 費	0.252	0.214	0.23	0.25	0.28	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
物 件 的 経 費	14.810	14.614	14.95	16.40	16.59	14.0	10.8	9.1	8.7	9.6	10.1
校 舎 費	14.318	13.697	13.50	14.80	14.95	12.6	9.1	7.8	7.3	8.0	8.3
土 地 建 物 維 持 修 繕 及 新 営 費	0.492	1.417	1.45	1.60	1.64	1.4	1.7	1.3	1.4	1.6	1.8
医 療 関 係 費	47.183	49.727	47.45	43.16	43.50	45.7	46.2	46.8	44.8	44.4	43.4

(3) 附置研究所の分

区 分	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
人 件 的 経 費	34.547	34.992	38.89	38.66	41.90	43.7	42.8	44.3	48.5	51.0	49.7
俸給手当など	32.727	33.399	37.20	37.33	40.35	42.2	41.3	42.8	47.3	49.7	48.3
旅 費	1.820	1.593	1.69	1.33	1.55	1.5	1.5	1.5	1.2	1.3	1.4
物 件 的 経 費	52.827	52.785	50.41	46.15	47.10	48.0	46.5	44.7	38.6	37.0	37.5
校 費	52.694	52.348	49.87	45.57	46.61	47.1	45.8	44.0	37.7	35.8	35.2
土地建物維持修繕及新営費	0.132	0.437	0.54	0.58	0.49	0.9	0.7	0.7	0.9	1.2	2.3
その他	5.288	4.313	1.14	2.26	1.10	1.0	1.2	0.9	0.9	0.9	0.7
特殊設備費	7.338	7.910	9.56	12.93	9.90	7.3	9.5	10.1	12.0	11.1	12.1

前表によって最近11カ年度間における国立学校運営費の推移を総表（すなわち組織を通じての表）について見ると人件的経費は漸次比率の減少を示すか増減なしを保持しているかの状態を示している。物件的経費の校費においては僅かながらも漸次比率が上昇を示している。これは経常的経費の基幹をなす校費が積算単価改訂を引上げる年々の結果に外ならないと考えられる。教育研究の基礎原資である経費の堅実化を示すものでもあろう。しかもこれらの健全な傾向は大学の数の少ない昔時において人件費物件費が半々と平衡を保っておったように、平衡を回復しつつある傾向と見ることができるのであるが、比重が平衡でなくてはならないという確定した原則がある訳ではない。昔時はその平衡の上に大学が運営されていたという史実によってその判断に到達するのである。大学の数が少ない時代であった昭和の初め帝国大学5官立大学6の比率の姿を考え、またその当時は研究費が不足で困るといった声は比較的少なかったことからして、半々という事実が常道であったと見ることは強ち妥当を欠くものであるとは考えられない。当時にそうした半々の予算を殊更に意識して編成したものでないことは、当時の予算編成の経過を追憶しても昇格大学（東京商科大学官立医科大学）の一講座当經常費予算が大体人件費物件費が半半ということで組まれたことが唯一の

寄りどころであるのと、大学の全予算において自然に人件的経費と物件的経費との割合が結果的に半々となったのに過ぎないことであろう。多年に亘って左様な姿であったことからすれば、その姿が原則的なものとして進められ伝承されたものと考えるべきであろう。要は人件費物件費が平衡であるということは歴史的な事実を基礎としての意味ではあるまいか。

大学における研究費がきわめて不足であるとの情態も4、5年度間においては緩和されるに至ったが研究資材の値上りと所要の資材が複雑高度化のため、実際問題として予算が増加しても窮屈になっているのが実情である。而も急速に変転する学術研究を遂行するのに支障を来しているという声は未だに消え失せているものではない。莫然と巷間つたえられるのは人の経費に即応する物の経費がバランスしていないと云うことにあるのであろう。予算単価の基準が明確に樹立された以上は新規事項のみに限らず過去に設けられた事項についても新規準を適用してすっかりした計算を行い大改造すべきではあるまいか。古いものはむしろ予想されないような費用が多額に要することが実情である。この計算改造は一般会計より特別会計に繰入るる財源を明確化し特別会計財政の安定性恒久性の確保に役立つ重要な因子であろう。現在のように所管省と財務担当省との合意による基準

でも運営上は支障ないことではあるが、時々の情勢によって変動する可能性のある方法によらずむしろ基準法制化を建てるべきではなからうか。いろいろの要素を含んでおくことであるから至難なことであろうが学問研究、教育事業を進めるための基礎的事項であるから至難を超えて財源確保に関する条項を国立学校特別会計法に設けることについて十分に検討すべきであろう。担当者の独断や好みといったことに左右されない一本筋の通ったものを特別会計法の中にとり入れることは国立学校財政上緊要なことである。

昭和24年学制改革に際しても国立学校の財政については確固たる見透しもなく教育制度改革のみ

が先行した。兎角金のこととなると必要な事項と理解しながらも棚上されて莫然となるのが世情である。39年度から国立学校に対しその特殊性が漸く認められて特別会計となり特別会計法の制定となった。経常費財源の確保については法の上においては一般会計より繰入るとだけであって、財源は予算に定むるだけであるため進行上の行政措置は制定以前と何等変るところがない。このことは明文化してこそ特殊特別会計の意義と独立性が鮮明されるものであろう。

次に11カ年度間における予算の対照上国立学校職員及び学生生徒数表を次表として掲記する。

◎11カ年度間における国立学校職員数及び学生生徒数調

区 分	41年度	40年度	39年度	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
指 定 職 員	(学長教授) 195	179	—	—	—	—	—	—	—	—	—
行 政 職 員	43,376	42,054	40,630	39,019	37,592	31,320	27,888	27,209	26,921	27,636	27,670
役 付 職 員	5,750	5,557	5,239	5,019	4,775	4,634	4,523	4,429	4,369	4,525	4,357
技 術, 一 般 職 員	23,495	22,523	21,560	20,434	19,417	14,916	13,251	12,755	12,442	33,111	23,313
技 能 労 務 職 員	14,131	13,974	13,831	13,566	13,400	11,770	10,114	10,250	10,110		
海 事 職 員											
船 舶 職 員	297	311	310	302	289	251	247	240	234	226	225
教 育 職 員	42,364	40,050	38,139	36,212	34,589	33,007	31,861	31,196	30,694	29,951	29,571
大 学 長	1	1	78	77	77	75	74	73	72	72	72
大学研究所教等官	36,334	34,568	33,169	31,733	30,481	29,122	28,065	27,430	26,954	26,233	25,878
附属学校等教官	4,354	4,163	3,994	3,942	3,873	3,810	3,722	3,693	3,668	3,646	3,621
高等専門学校教官	1,675	1,318	898	460	158	—	—	—	—	—	—
医 療 職 員	8,951	8,682	8,447	8,142	7,966	7,678	6,028	5,858	5,828	4,094	4,080
医 療 技 術 関 係	1,450	1,357	1,284	1,186	1,070	1,015	871	837	837		
薬 剤 師 関 係	469	469	467	439	439	394	394	371	368		
看 護 婦 関 係	7,032	6,856	6,696	6,517	6,457	6,269	4,763	4,650	4,620	3,968	3,954
合 計	95,183	91,276	87,526	83,675	80,436	72,256	66,024	64,503	63,677	61,907	61,546
学生生徒総数	400,836	377,211	342,868	355,299	327,883	313,153	315,595	306,641	300,402	301,379	299,848

参 照

次に昭和29年度から施行された国立学校特別会

計法以前8カ年度間における国立学校関係歳入予算につき次表を掲記する。

◎国立学校関係歳入予算 (一般会計文部省主管)

(単位 千円)

区 分	38年度	37年度	36年度	35年度	34年度	33年度	32年度	31年度
授業料検定料及入学科	2,777,387	2,217,176	2,106,061	2,019,390	2,015,487	1,901,373	1,807,539	1,694,402
寄 宿 料	47,183	40,981	40,870	40,870	40,396	40,396	40,396	39,956
病 院 収 入	12,855,448	12,474,966	9,990,420	7,095,254	6,954,613	6,038,393	5,512,738	5,089,271
役 務 収 入	200,473	126,496	104,378	91,048	73,392	44,302	42,536	33,589
雑 入 な ど	147,535	135,952	123,309	117,793	93,295	80,072	78,759	56,558
	881,781	737,577	670,507	545,518	486,808	589,384	611,733	759,561
用途指定寄付金収入	306,500	6,500	6,758	2,555	2,239	680	6,240	290
合 計	17,216,307	15,739,648	13,042,303	9,912,428	9,666,230	8,694,600	8,099,940	7,673,627

◎大学学部学校病院研究所等の数調

区 分	根 拠 条 文	総数	文系	理系	医系	教養系	員成系	教養系	文理系	学校
国立学校設置法 (昭和24年法律第150号によるもの)										
大 学	学 部	3条1項	74	—	—	—	—	—	—	—
	同上		270	92	117	26	25	2	18	—
大 学 教 養 部	院 部	3条2項	24	—	—	—	—	24	—	—
大 学 研 究 院	科 学	3条の2, 1項	50	—	—	—	—	—	—	—
短 期 大 学	政 令 (昭28, 51号)		145	44	79	22	—	—	—	—
独 立 大 学	学 校	3条の3	26	11	15	—	—	—	—	—
併 設 大 学	学 校	同1項	2	1	1	—	—	—	—	—
附 置 研 究 所	設 置	同2項	22	10	12	—	—	—	—	—
附 置 研 究 所	所 有	4条	68	11	41	16	—	—	—	—
固 有 研 究 所	所 有	同1項	57	10	32	15	—	—	—	—
共 同 利 用 研 究 所	所 有	同2項	11	1	9	1	—	—	—	—
高 等 専 門 学 校	学 校	7条の2	43	0	工業(43)	0	—	—	—	43
高 等 学 校	学 校	8条	8	—	(8)	—	—	—	—	8
電 商 学 校	学 校	波 濤	3	—	(3)	—	—	—	—	3
附 属 学 校	学 校	波 濤	5	—	(5)	—	—	—	—	—
小 中 高 等 学 校	学 校	波 濤	215	—	—	—	—	—	—	210
普 通 学 校	学 校	波 濤	73	—	—	—	—	—	—	73
高 等 学 校	学 校	波 濤	78	—	—	—	—	—	—	78
普 通 学 校	学 校	波 濤	16	—	—	—	—	—	—	16
普 通 学 校	学 校	波 濤	13	—	—	—	—	—	—	13
工 業 学 校	学 校	5条1項, 政令(昭和29	1	—	(1)	—	—	—	—	1
農 業 学 校	学 校	43号文部省令(昭和39,	1	—	(1)	—	—	—	—	1
音 楽 学 校	学 校	1号)省令別表9	1	(1)	—	—	—	—	—	1
盲 聾 養 護 学 校	学 校	波 濤	1	—	—	—	—	—	—	1
盲 聾 養 護 学 校	学 校	波 濤	1	—	—	—	—	—	—	1
幼 稚 学 校	学 校	波 濤	4	—	—	—	—	—	—	8
幼 稚 学 校	学 校	波 濤	38	—	—	—	—	—	—	38
教 育 施 設	学 校	波 濤	142	1	112	29	—	—	—	—
病 院 附 属	学 校	波 濤	29	—	—	29	—	—	—	—
学 部 附 属	学 校	波 濤	23	—	—	23	—	—	—	—
	省令14条1項		23	—	—	—	—	—	—	—

区 分	根 拠 条 文	数	文系	理系	医系	教員養成系	教養系	文理系	学校
研究所附属施設	省令16条1項別表5	6	—	—	6	—	—	—	—
教育施設	省令29条別表6	124	1	124	—	—	—	—	—
臨海実験所		16	—	16	—	—	—	—	—
臨湖実験所		2	—	2	—	—	—	—	—
牧場		2	—	2	—	—	—	—	—
農場		33	—	33	—	—	—	—	—
演習林		22	—	22	—	—	—	—	—
植物園		3	—	3	—	—	—	—	—
家畜病		10	—	10	—	—	—	—	—
水産実験所		3	—	3	—	—	—	—	—
実験実習場		1	—	1	—	—	—	—	—
地震観測所		5	—	5	—	—	—	—	—
地磁気観測所		3	—	3	—	—	—	—	—
園芸実験所		1	—	1	—	—	—	—	—
海洋生物実験所		1	—	1	—	—	—	—	—
菅平生物実験所		1	—	1	—	—	—	—	—
地殻変動観測所		2	—	2	—	—	—	—	—
(能代大山)									
志賀生物研究室		1	—	1	—	—	—	—	—
七飯養魚実習場		1	—	1	—	—	—	—	—
綜合資料研究館		1	—	1	—	—	—	—	—
工学機器研究センター		1	—	1	—	—	—	—	—
原子炉共同利用施設		1	—	1	—	—	—	—	—
工作センター		1	—	1	—	—	—	—	—
生物環境調節センター		1	—	1	—	—	—	—	—
全国共同利用計算センター		1	—	1	—	—	—	—	—
放射線育種共同利用施設		1	—	1	—	—	—	—	—
鉱業博物館		1	—	1	—	—	—	—	—
奈良研究室		1	1	—	—	—	—	—	—
練習船		8	—	8	—	—	—	—	—
研究施設	5条	137	18	80	39	—	—	—	—
学部附属	省令20条別表6	103	15	51	37	—	—	—	—
研究所附属	省令20条別表7	34	3	29	2	—	—	—	—
学校教育法（昭和22年法律第26号によるもの）									
大学学部専攻科	57条	131	55	76	—	—	—	—	—
同別科	57条	17	5	12	—	—	—	—	—
各種学校	33条1項								
看護学校	文部・厚生省令指定規則 (昭和26年1号)	21	—	—	(21)	—	—	—	21
助産婦学校	同上	18	—	—	(18)	—	—	—	18
保健婦学校	同上	1	—	—	(1)	—	—	—	1
診療エックス線技師学校	文部・厚生省令同(昭和36年4号)	15	—	—	(15)	—	—	—	15
衛生検査技師学校	同(昭和33年3号)	14	—	—	(14)	—	—	—	14
歯科衛生師学校	同(昭和25年1号)	1	—	—	(1)	—	—	—	1
歯科技工士学校	厚生省令(昭和31年3号)	2	—	—	(2)	—	—	—	2
特別教科教員養成課程		59	—	—	—	—	—	—	—

区	分	根 拠 条 文	総数	文系	理系	医系	教員養成系	教養系	文理系	学校
国立工業教員養成所の設置に関する臨時措置法（昭和36年法律第87号によるもの）										
国立工業教員養成所			9	-	-	-	9	-	-	-
国立養護教諭養成所設置法（昭和40年法律第16号によるもの）										
国立養護教諭養成所	2条		5	-	-	-	5	-	-	-

# E 資 料

## 1. 科学技術基本法案に関する 第36回総会(昭和41. 2. 5)以 後の経過について

- 1) 昭和41年2月8日大河内会長が法案の第3次案なるものを入手し、翌9日急遽科学技術行政特別委員会(以下特別委員会という。)の専門委員会を開いて、大河内会長、大山委員長、三輪委員が加わり、同案を検討した結果この案は、科学技術会議の答申(以下答申という。)と全く方向が異なり、振興法的性格をもっているため審議の対象とするには先づ立案の趣旨を調査する必要があるということになった。
- 2) 2月15日第3次法案に関する懇談会を開き、科学技術庁梅沢計画局長の出席を得て、同法案について説明を聴取したところ、同法案は各省連絡会議での意見により作成された試案で全くの粗案であり、目下答申に添った第4次案を立案して各省の意見をきいている旨の説明があった。
- 3) 2月16日小委員会(大河内会長、大山委員長、三輪委員及び各専門委員)を開き、第4次案と答申及び当協会の意見との相違点と問題点を検討した結果同案に対する当協会の意見を取纏めた。  
また、同法案が目下各省連絡会議で検討されている関係上2月19日大河内会長、大山委員長と杉江大学学術局長との会合を行ない同上の意見について懇談した。
- 4) 2月21日大河内会長及び大山委員長が科学技

術庁井上次官及び梅沢計画局長に会い、別紙「科学技術基本法案(第4次検討用試案)等に対する意見」についてその実現方を申し入れた。その結果「独立の事務局設置」以外については当協会の意見の実現方について努力する旨を了承された。なお、引続き文部省杉江大学学術局長に会い同様の申し入れを行なった。

- 5) 2月23日鶴田事務局長と岡野審議官と各省連絡会議の動向に対する当協会の対策について打合わせを行なった。
- 6) 2月24日特別委員会の専門委員会を開き各省連絡会議の動向に対する対策について打合わせを行なった。
- 7) 3月7日特別委員会の専門委員と文部省側(杉江局長、岡野審議官、須田学術課長)との懇談会を開き、当協会の意見に基づき、第4次検討用試案の具体的修正案について打合わせを行なった。
- 8) 3月9日鶴田事務局長と杉江局長及び岡野審議官と各省連絡会議の対策について打合わせを行なった結果上記(4)にもあるとおり、「独立の事務局設置」について科学技術庁は反対の意見をもっており、この点難航の姿勢である旨が判明した。
- 9) 3月11日杉野目副会長及び鶴田事務局長と杉江局長、岡野審議官、須田学術課長と「独立事務局設置」について打合わせを行なった。
- 10) 3月12日大河内会長、杉野目副会長及び大山委員長が佐藤総理大臣に会い別紙「科学技術基本法に基づき設置される科学技術会議に専属の事務局設置について」のメモにより申し入れを

行なうとともに当協会意見の実現方について強く要望した。

- 11) 3月16日自民党文教調査会関係議員(坂田道太会長, 上村千一郎副会長, 吉江勝保副会長, 八木徹雄文教会長, 三木与吉郎教育正常化委員会委員長)と当協会側(大河内会長, 杉野目奥田両副会長, 大山委員長, 三輪, 篠原 両委員)と大学問題について懇談し, その際科学技術基本法案について当協会の意見を述べ懇談した。
- 12) 3月17日鶴田事務局長と文部省大学学術局関係官と連絡会議における対策について打合わせを行った。
- 13) その後法案の国会上程見合わせ等の空気もあるようであるが, 各省連絡会議は, 継続して行われている。しかし, 上記以上に大きな動きがないので, 4月10日現在においては当協会としては姿勢静観の状態である。

(注)

なお, 以上の措置については, それぞれ急を要したため, 特別委員会開催の暇がなかったので, 昭和41年2月23日各特別委員に対しては, 別途経過を報告して了承を得ることとした。

## 2. 科学技術基本法案

(41. 3, 5)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 科学技術基本計画(第7条・第8条)

第3章 研究環境の整備等(第9条—第11条)

第4章 研究成果の発表及び利用(第12条・第13条)

第5章 研究者等の確保及び待遇(第14条・第15条)

第6章 情報流通の円滑化等(第16条・第17

条)

第7章 国際交流の推進(第18条)

第8章 民間の努力の助長(第19条)

第9章 行政組織(第20条・第21条)

附則

科学及び技術は, 高度な文化をもつ福祉国家の形成と発展に欠くことのできない要素であり, また, 人類の福祉の増進と文化の向上の基礎となるものである。したがって, わが国の繁栄と国際社会への寄与を念願するわれら国民は, わが国の科学及び技術の水準を高い理想のもとに不断の努力をもって向上させることが, われらの当然の使命であるとともに, 国の重要な責務であると確信する。

自然科学及び人文科学の各分野における科学の研究は, 本来, 科学に内在する自律性に基づいて発展すべきものであり, 日本国憲法による学問の自由の保障のもとにおいて大いに進歩することが期待される。そして, 科学及び技術の進展は, その研究に携わる者が自己の使命を自覚して自主的な研究活動を積み重ねることにより実現することができるのであって, その努力が期待されるとともに, 国がその施策を行なうにあたっては, これらの趣旨を生かすことを本旨としなければならない。

国は, 科学及び技術の水準の向上を図るにあたっては, 優秀な人材の確保と研究環境の整備を図り, 独創性と合理性が尊重される社会一般の気運の醸成に努め, 自然科学及び人文科学に係る各部門が調和のとれた発展を遂げるように配慮するとともに, 科学及び技術の成果を通じて, 国民経済の発展, 国民福祉の増進等わが国の繁栄を図り, 並びに人類文化の向上及び世界平和の確立に真に寄与するように, 積極的に努力しなければならない。

い。

ここに、科学及び技術に関する基本的な事項を明らかにし、国の政策の目標を示すため、この法律を制定する。

## 第1章 総 則

### (国の政策の目標)

第1条 科学及び技術（以下「科学技術」という。）に関する国の政策の目標は、科学技術がわが国の繁栄並びに人類文化の向上及び世界平和の確立を期するうえに果たすべき重要な使命にかんがみ、科学の健全な発展の基盤を育成するとともに、社会一般の要請にこたえて技術の研究及び利用を促進し、もってわが国における科学技術の水準の向上を図ることにあるものとする。

### (国の施策)

第2条 国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講じなければならない。

- 1 科学技術の研究（技術の開発を含む。「以下研究」という。）の推進を図ること。
- 2 研究の成果の利用の促進を図ること。
- 3 研究者及び技術者並びに科学技術の水準を向上させるために必要とされる研究補助者、技能者その他の人材（以下「研究者等」という。）の確保及び待遇の適正化を図ること。
- 4 科学技術に関する情報の流通の円滑化を図ること。
- 5 科学技術に関する知識の普及及び啓発の促進を図ること。
- 6 科学技術に関する国際交流の推進を図ること。
- 7 前各号に掲げるもののほか、科学技術の水準の向上に必要な事項。

2 国は、科学の発展の基盤の育成を特に考慮するとともに、科学技術がその諸分野を通じて調和のとれた発展を遂げるように配慮して、前項の施策を講ずるものとする。

### (研究者の創意)

第3条 国は、科学技術に関する施策を講ずるにあたっては、研究者の研究に関する自主性を尊重してその創意が十分発揮されるように配慮しなければならない。

### (地方公共団体の施策)

第4条 地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるように努めなければならない。

### (財政上の措置等)

第5条 政府は、第2条第1項の施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

### (年次報告)

第6条 政府は、毎年、国会に、政府が科学技術に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

## 第2章 科学技術基本計画

### (基本計画)

第7条 政府は、科学技術に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について大綱を定めるものとする。

- 1 研究の育成に関する長期的計画
  - 2 政府としての目標を設定して促進すべき研究に関する長期的計画
  - 3 その他科学技術に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるために必要な事項
- 3 政府は、第1項の規定により基本計画を策定しようとするときは、科学技術会議の議を経なければならない。なお、政府は、前項第1号に

掲げる事項のうち科学の発展の基盤の育成に関する基本的な事項については、あらかじめ日本学術会議の意見を徴するものとする。

4 政府は、科学技術の進展の状況、政府が科学技術に関して講じた施策の効果等を勘案して、毎年、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

5 政府は、第1項の規定により基本計画を定め又は前項の規定により基本計画を修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

第8条 政府は、基本計画に定める事項については、これに即して科学技術に関する施策を講じなければならない。

### 第3章 研究環境の整備等

#### (研究環境の整備)

第9条 国は、科学技術の進展に即応し、研究に必要な施設、設備及び補助機能の充実その他研究環境の整備のため必要な施策を講ずるものとする。

#### (研究の効率的推進)

第10条 国は、科学技術の諸分野の有機的連携を配慮しつつ、研究者の交流の円滑化、共同研究の推進、研究に必要な施設及び設備の共同利用の促進その他研究の効率的推進に必要な施策を講ずるものとする。

#### (研究経費)

第11条 国は、研究の適切な遂行を図るため、研究に要する経費が効率的に使用されるように必要な施策を講ずるものとする。

### 第4章 研究成果の発表及び利用

#### (研究成果の発表)

第12条 国は、科学に関する研究の成果の発表が科学技術の進展に寄与することの重要性にかんがみ、日本国憲法による表現の自由の保障のも

とに、発表の助成その他必要な施策を講ずるものとする。

#### (研究成果の利用)

第13条 国は、研究の成果の利用を図るため、その普及及び企業化等の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるにあたり、国民経済に関しては、特にその全般の健全な発展に寄与するように配慮しなければならない。

### 第5章 研究者等の確保及び待遇

#### (研究者等の確保)

第14条 国は、科学技術の進展に即応し、必要とされる研究者等を確保し、及びその能力の向上を図るため、教育、研修、訓練等について必要な施策を講ずるものとする。

#### (研究者等の待遇)

第15条 国は、研究者等の待遇の適正が期せられるように必要な施策を講ずるものとする。

### 第6章 情報流通の円滑化等

#### (情報流通の円滑化)

第16条 国は、科学技術に関する情報の流通の円滑化を図るため、その流通に関する体制の整備科学技術に関する情報の処理方式の高度化等に必要な施策を講ずるものとする。

#### (普及啓発)

第17条 国は、国民一般の科学技術に関する理解を深めるため、科学技術に関する知識の普及及び啓発に必要な施策を講ずるものとする。

### 第7章 国際交流の推進

#### (国際交流の推進)

第18条 国は、研究者等の交流、共同研究、科学技術に関する情報の交換等を広く国際的に推進するため必要な施策を講ずるものとする。

### 第8章 民間の努力の助長

#### (民間の努力の助長)

第19条 国は、民間における科学技術の水準の向上に資する自主的な努力を助長するため必要な施策を講ずるものとする。

#### 第9章 行政組織

(行政組織の整備等)

第20条 国は、第2条第1項の施策を講ずるにつき、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

(科学技術会議)

第21条 科学技術の水準の向上に資するため、総理府に科学技術会議を置く。

2 科学技術会議の組織及び権限については、別

に法律で定める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 理 由

科学技術がわが国の繁栄並びに人類文化の向上及び世界平和の確立を期するうえに果たすべき重要な使命にかんがみ、科学技術の水準の向上を図るため、国の科学技術に関する政策の目標を示すとともに、これを達成するために講ずべき施策の基本を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 3. 科学技術会議設置法改正案 (41.3.8)

(改 正)

(諮問)

第2条 内閣総理大臣は、科学技術一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立に関する事項に関して関係行政機関の施策の総合調整を行なう必要があると認めるときは、当該事項について会議に諮問しなければならない。

(現 行)

(目的及び設置)

第1条 科学技術の振興に資するため、総理府に附属機関として、科学技術会議（以下「会議」という。）を置く。

(諮問等)

第2条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項に関して関係行政機関の施策の総合調整を行なう必要があると認めるときは当該事項について会議に諮問しなければならない。

1 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立に関すること。

2 科学技術に関する長期的かつ総合的な研究目標の設定に関すること。

3 前号の研究目標を達成するために必要な研究で特に重要なものの推進方策の基本の策定に関すること。

4 日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関することのうち重要なもの。

(答申等)

第2条の2 会議は、前条又は科学技術基本法(昭和41年法律第 号)第7条第3項若しくは第4項の規定に基づく諮問に対して答申を行なう。

2 会議は、必要があると認めるときは、前項の答申を行なった後においても、当該諮問があった事項に関し、さらに内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

(答申等の尊重)

第3条 内閣総理大臣は、前条第1項の答申又は同条第2項の意見の申出があったときは、これを尊重しなければならない。

(組織)

第4条 会議は、議長及び第6条第1項各号に掲げる議員をもって組織する。

(議員)

第6条 議員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 1 大蔵大臣
- 2 文部大臣
- 3 経済企画庁長官
- 4 科学技術庁長官
- 5 科学技術に関してすぐれた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する者 8人以内

2 会議は、必要があると認めるときは、前項の諮問に対し答申を行なった後においても、当該諮問があった事項に関し、さらに内閣総理大臣に意見を申し出ることができる。

(答申等の尊重)

第3条 内閣総理大臣は、前条第1項の諮問に対する答申又は同条第2項の意見の申出があった時は、これを尊重しなければならない。

(組織)

第4条 会議は、議長及び議員10人をもって組織する。

(議長)

第5条 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する議員が、その職務を代理する。

(議員)

第6条 議員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 1 大蔵大臣
- 2 文部大臣
- 3 経済企画庁長官
- 4 科学技術庁長官
- 5 日本学術会議会長
- 6 科学技術に関してすぐれた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する者 5人

2 議長は、第4条及び前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、関係の国務大臣を、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 第1項第5号の議員は、2人を除いて非常勤とする。

第7条 内閣総理大臣は、前条第1項第5号の議員を任命しようとするときは両議院の同意を得なければならない。

2 前条第1項第5号の議員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同号の議員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその議員を罷免しなければならない。

4 次の各号の1に該当する者は、前条第1項第5号の議員となることができない。

1 禁治産者若しくは禁治産者又は破産者で復権を得ない者

2 禁錮以上の刑に処せられた者

第8条 第6条第1項第5号の議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第6条第1項第5号の議員は、再任されることができる。

第9条 第6条第1項第5号の議員は、第7条第4項各号の1に該当するに至った場合においては、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、第6条第1項第5号の議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認

2 議長は、第4条及び前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは関係の国務大臣を議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 第1項第5号の議員及び同項第6号の議員のうち3人は、それぞれ非常勤とする。

第7条 内閣総理大臣は、前条第1項第6号の議員を任命しようとするときは両議院の同意を得なければならない。

2 前条第1項第6号の議員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同号の議員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその議員を罷免しなければならない。

4 次の各号の1に該当する者は、前条第1項第6号の議員となることができない。

1 禁治産者若しくは準禁治産者又は、破産者で復権を得ない者

2 禁錮以上の刑に処せられた者

第8条 第6条第1項第6号の議員の任期は、3年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第6条第1項第6号の議員は、再任されることができる。

第9条 第6条第1項第6号の議員は、第7条第4項各号の1に該当するに至った場合においては、その職を失うものとする。

2 内閣総理大臣は、第6条第1項第6号の議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認

める場合又は同号の議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

第10条 議員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第6条第1項第5号の議員で常勤のものは、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

第11条 第6条第1項第5号の議員の給与は、別に法律で定める。

める場合又は同号の議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

第10条 議員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第6条第1項第6号の議員で常勤のものは、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

第11条 第6条第1項第5号及び第6号の議員の給与は、別に法律で定める。

(専門委員及び幹事)

第12条 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 会議に、幹事を置く。

3 専門委員及び幹事は、非常勤とする。

(資料提出の要求等)

第13条 会議は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第14条 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 4. 昭和40年度大学卒業予定者 就職状況調査(第3回)集計 結果の概要

41. 2

文部省大学学術局学生課

この調査は、今春、大学を卒業する者について

その就職に関する実情を明らかにし、就職対策上の参考資料を得る目的のもとに、第1回調査(40. 9. 15現在)および第2回調査(40. 11. 15現在)に引きつづき、昭和41年1月15日現在で実施したものである。

調査の対象は、昭和40年度卒業年次在籍学生約24万5,000人(医学部、歯学部、商船学部、専攻

科、別科および国立大学義務教育教員養成学部の学生を除く)の中から任意抽出された約1万人(平均抽出率4.1%)である。

集計結果の概要は次のとおりである。

### 1. 全般的な状況

就職希望者数約18万9,000人のうち、1月15日現在で就職が決定した者は約14万4,000人、その決定率は76.2%で、これを前年同期と比較すると、決定率において1.7%減となっている。

4年制大学の決定率は83.0%(前年同期84.3%)、短期大学は50.6%(前年同期56.8%)でいずれも前年同期を下回る結果となっているが前回調査時点(40.11.15)からの決定率の伸びをみると、4年制大学の場合72.2%が83.0%と10.8%(前年同期間9.3%)、短期大学の場合35.8%が50.6%と14.8%(前年同期間15.2%)で、この結果、決定率の前年同期との差は、4年制大学の場合は前回調査時点(40.11.15)の2.8%から1.3%に縮小したのに対し、短期大学の場合は5.8%から6.2%にと広がることになった。

なお、1月15日現在での就職未決定者数は、4年制大学男子約1万7,000人、同女子約8,400人、短期大学男子約1,500人、同女子約1万8,000人、計約4万5,000人であり、これらの者の就職に関してはより一層の努力が必要と思

(1) 4年制大学 (2) 短期大学

区分	9.15	11.15	1.15	3.31	9.15	11.15	1.15	3.31
	決定率	決定率	決定率	決定率	決定率	決定率	決定率	
36年度	31.0	68.7	83.2	94.8	—	—	—	77.0
37 "	47.3	73.4	84.9	95.5	—	—	—	81.7
38 "	49.8	74.6	85.1	95.3	—	—	—	83.6
39 "	53.7	75.0	84.3	95.6	22.3	41.6	56.8	81.4
40 "	52.3	72.2	83.0	—	20.0	35.8	50.6	—

われるが、とくに女子についてはその約半数の者が未決定であることに留意し、求人情勢に即した適切な就職指導、求人者に対する女子の適職に関する啓蒙等、その就職促進に特段の配慮が必要と思われる。

〔備考〕最近5カ年間の決定率の推移

### 2. 学科系統別の状況

4年制大学では、「工」、「薬」、「法律・政治」の各学科が90%以上の決定率を示し、とくに「薬」学科は98.7%でほぼ全員が決定したといえる。また、「薬」、「農」、「家政」の各学科は前年同期の決定率をかなり上回っているのに対し、「文」学科は前年同期をさらに10%下回って59%、その他の学科については前年同期とほぼ同率あるいは若干下回る程度となっている。

短期大学では、「理工」学科が73.1%でもっとも高い決定率を示しているが、「保育・体育」「農」を除いては各学科とも前年同期の決定率を下回り、とくに「法・政・経・商」、「文」の各学科は12~13%下回っている。

### 3. 大学所在地域別の状況

地域別の決定率はほぼ平均化され、4年制大学の「関東甲信越」、「東海・北陸」、短期大学の「東海・北陸」の各地区が平均決定率よりかなり高いことおよび短期大学の「東北」地区がかなり低いことを除いては、地域による差はあまりみられない。なお、4年制大学では、「東北」、「東京」、「近畿」の各地区、短期大学では「北海道」、「東海・北陸」を除く各地区が前年同期の決定率を下回っている。

### 4. 事業所所在地域別の状況

決定者数約14万4,000人(前年同期12万7,000人)のうち、「京浜」地区へ約7万人(前年同期約6万3,000人)、「京阪神」地区へ約3万2,000人(前年同期とほぼ同数)、「その他」地

区へ約4万1,000人(前年同期約3万2,000人)が決定しており,前年同期に比べ「京阪神」地区の増がほとんどみられないのに対し「その他」地区の増が目立っている。また,前回調査時点(40.11.15)からの伸びも,「その他」地区の増が大きいといえる。

#### 5. 事業規模等別の状況

前項と同様に比較すると,「大企業」へ約6万3,000人(前年同期約7万1,000人)「中企業」へ約4万4,000人(前年同期約3万3,000人),「小企業」へ約1万2,000人(前年同期約5,300人),「学校・官公庁」へ約2万4,000人(前年同期約1万8,000人)が決定しており,「大企業」が前年同期を約8,000人下回っているのに対し,「中・小企業」は約1万8,000人「学校・官公庁」は約6,000人上回っている。また,前回調査時点(40.11.15)からの伸びも「大企業」が約2,000人増にとどまったのに対し,「中・小企業」は約1万1,000人の増,「学校・官公庁」約6,000人の増が目立っている。

#### 6. 産業種類別の状況

「第1次産業部門」および「卸・小売業」,「金融・保険・不動産業」,「サービス業」,「教育」関係への決定者が前年同期よりかなり増加したのに対し,「製造業」関係への決定者は全体として減少している。また,前回調査時点(40.11.15)からの伸びにおいても「第3次産業部門」が高く,とくに4年制大学の場合の「卸・小売業」関係への約3,000人の増が目立っている。

## 5. 大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について(昭和41年度)

国大協庶第27号

昭和41年3月16日

各国立大学長殿

国立大学協会

会長 大河内一男

大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について

標記の件について,昭和41年3月4日付文大生第153号をもって文部省大学学術局長から各大学長あて通知の趣であります,当協会としては,大学教育の正常化をはかる見地から,去る2月4日,5日開催の第36回総会において,例年どおりの線を守ることを申し合わせたことをご承知のとおりであります。別紙国公立大学協会,連盟の申し合わせは以上の趣旨に基づくものであり,なお,右申し合わせの内容記1のただし書は,他の協会等の希望により技術系についてもなるべく事務系とその取り扱いを一本化した趣旨により行なわれたものであります,当協会としては前年同様の趣旨で実施することです承いたしました。また2の10月1日以降実施を目途とするとあるのは,例年のとおり国立大学にあっては10月1日以降実施を厳守することといたすものでありますので,各大学におかれは,以上の趣旨をとくにご了承の上,これが実施について何分のご協力を下さるよう申し進めいたします。

追って全国の各事業所団体代表者に対し,当協会より別途依頼状を送付しておりますので,ご了解願います。

## 申し合わせの内容

国・公・私立大学および短期大学の各協会・連盟は、それぞれの会員校の賛同を得て、昭和41年度以降の大学卒業予定者の就職に関して、下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任において、その実行に努めることを確認するとともに、求人側に対しこのことについて全面的協力を呼びかけることを決定した。

### 記

1. 就職事務は、7月1日より前には一切行なわないこと。ただし、技術系については、この期日を6月1日とすることができること。
2. 求人側に対する卒業予定者の推薦は、10月1日以降実施を目途として行なうこと。

昭和41年3月2日

国立大学協会会長  
大河内 一 男  
公立大学協会会長  
萩野 鉦太郎  
日本私立大学連盟会長  
永沢 邦 男  
日本私立大学協会会長  
稗方 弘 毅  
私立大学懇話会会長  
安倍 能 成  
国立短期大学協議会会長  
松本 正 寿  
全国公立短期大学協会会長  
田中 静 雄  
日本私立短期大学協会会長  
松本 生 太

## 6. 大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について (依頼)

国大協庶第27号2

昭和41年3月16日

各事業所団体代表者殿

国立大学協会

会長 大河内一男

大学卒業予定者のための推薦選考開始時期等について(依頼)

国立大学卒業者の就職につきましては、例年格段の御配慮をわざわざし、深く感謝申し上げます。

さて、大学卒業予定者の就職選考があまりに早期に行なわれることは、最終学年に在学する学生の教育遂行の点からいって種々の弊害を生むものであり、ひいては各事業体の要請される人材確保の趣旨にも沿い得ない結果を生ずることは改めて申し上げるまでもないことであります。このため、当協会におきましては、このたび別紙写のとおり、各国立大学長あて通知することになりましたので、貴連盟(協会)(会議所)におかれても何卒右の趣旨を御諒承下され、貴傘下各事業所等の格別の御協力を得られますよう、よろしくお取り計らいのほどを御願いたします。

## 7. 昭和42年度大学入学者選抜 実施要項について

文大大 第249号

昭和41年5月18日

各国公私立大学長殿

文部省大学学術局長

杉 江 清

## 昭和42年度大学入学者選抜実施要項

### について（通知）

昭和42年度大学入学者選抜実施要項を別紙のとおり定めましたので、各大学におかれては、これに従い適正かつ円滑な入学者選抜を実施されるようお願いいたします。

なお、前年度の実施要項との主な相違点および昭和42年度の入学者選抜にあたり留意すべき点は「昭和42年度大学入学者選抜方法のうち、学力検査実施教科、科目について」（昭和41年1月27日付け文大大第120号）の通知によるほか下記のとおりであります。

### 記

#### 1. 主な相違点

- (1) 入学者の選抜に当たり、入学定員の一部について学力検査を免除し出身学校長の推薦に基づいて判定する方法いわゆる推薦入学の方法をとり得ることとしたこと。
- (2) 入学者選抜に当たり、大学の意向によっては、財団法人能力開発研究所の行なうテスト（進学適性能力テスト、学力テスト）の結果の一部もしくは全部を利用してもしつかえないこととしたこと。
- (3) 実施要項の内容の改訂にともない、順序、配列、表現等を改めたこと。

#### 2. 留意すべき点

実施要項第4によって、入学定員の一部について学力検査を免除して出身学校長の推薦に基づいて判定する方法をとる大学、入学者の選抜に能力開発研究所の行なうテストの結果を利用する大学および高等学校長の提出する調査書に㊤の標示、適性・能力その他についての記入を希望する大学は、その具体的な取扱いについて、昭和41年7月31日までに各高等学校長に対し周知徹底を図るとともに、あわせて文部省に報告

願いたいこと。

## 昭和42年度大学入学者選抜実施要項

大学入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法で、できる限り能力のある素質のすぐれた者を選抜するように実施するとともに、入学者の選抜のために高等学校の教育を乱すことのないよう配慮するものとする。

### 第1 募集人員

各大学で募集する人員は、所定の入学定員によるものとする。

### 第2 入学資格

入学資格のある者は、次のとおりである（学校教育法第56条、同法施行規則第69条、昭和23年文部省告示第47号）。

- 1, 高等学校を卒業した者
- 2, 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 3, 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（別紙1参照）

### 第3 選抜期日

入学者選抜の期日は、次により適宜これを定めるものとする。

- 1, 入学者選抜試験期日 昭和42年3月1日から4月15日まで。
- 2, 入学願書受付期間 入学者選抜試験期日に応じて定める。
- 3, 入学者の決定発表 昭和42年4月20日まで

なお、国立大学の試験期日等については、別紙2により実施する。

### 第4 選抜方法

入学者の選抜は、出身学校長から提出される調査書、大学が実施する学力検査および健

康診断の結果を資料とし、合理的に総合して判定する方法による。

また、入学定員の一部について、学力検査を免除して出身学校長の推薦に基づいて判定する方法によることもできる。

なお、大学の意向により、財団法人能力開発研究所の行なうテスト（進学適性能力テスト、学力テスト）の結果の一部もしくは全部を上記の資料を補うためには利用すること、またはこのテストの一部もしくは全部をもって大学が実施する学力検査の一部もしくは全部にかえて利用することもさしつかえない。

## 1. 調査書

(1) 大学は、入学者選抜の資料として出身学校長が生徒指導要録等に基づいて作成した調査書を提出させるものとする。調査書の様式、記入上の注意事項等は、別紙3による。

(2) 調査書は、高等学校在学中の学習成績、性格、行動等を知るうえに重要な資料であるので、選抜に当たっては調査書を重視し、合理的な判定を行なうために、大学は必要な委員会を設けるなどして、じゅうぶん検討することが望ましい。

(3) 調査書に記入される学習成績概評は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし教育課程の異なる類型のある場合は類型別専門教育を主とする学科の場合は学科別）の3か年間（ただし、定時制および通信制の課程にあつては4か年間）における全教科の総合成績を、A、B、C、D、Eの段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入するものとする。

なお、大学は必要により、高等学校長に対しAに属する生徒のうち、とくに成績が優秀で大学においても優秀な成績を修め得

ると高等学校長が責任をもって推薦できる生徒については、㊸と標示するよう希望することができる。

(4) 大学は、高等学校長に対し当該大学の学部、学科に対する適性・能力その他について、とくに高等学校長が推薦できる生徒については、その旨記入するよう希望することができる。

(5) 止むを得ない事由により完全な調査書が得られない場合は、次により措置するとともに、面接によって不足を補う等の配慮が望ましい。

ア 廃校、被災その他の事情により出身学校長の調査書が得られない場合は、卒業証明書、成績通信簿その他志願者が提出できる書類でこれに代えてもよい。

イ 本人が被災等により前記書類をも整えられない場合は、出身学校所管の教育委員会、知事または出身学校長が作成したこれに関する証明書を提出させる。ただし、このような証明書を受理した大学は本人についてさらに調査をすることが必要である。

ウ 大学入学資格検定等の試験検定の合格者は、当該試験の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

エ 従前の規定による高等学校高等科およびこれと同等以上と認められた学校の第1学年を修了した者については、本人がその学校に入学の際に、出身学校長から提出された調査書を資料として、その最終2か年と高等学校高等科等の在学中の成績とについて提出するものとする。

## 2. 学力検査

学力検査は、高等学校卒業程度とし、高等

学校教育の正常な発展の障害とならないよう各教科の学習指導要領に準拠して実施するものとする。

(1) 学力検査実施教科

ア 学力検査実施教科は、国語、社会、数学、理科、外国語の5教科について実施することを原則とする。ただし、大学の学部学科の事情によっては、一部の教科を除き、または他の教科を加えて実施することもさしつかえない。一部の教科を除く場合は、高等学校の教育課程の一方に片寄らないよう、また他の教科を加える場合は、受験者の負担が過重とならないようにじゅうぶん留意するものとする。

イ 商学(経済学)、工学、農学、水産学、商船学、家政学に関する学部学科(教員養成学部にあつては主専攻)において、専門教育を主とする学科卒業の受験者に対しては、社会、数学、理科の各教科または一部の教科の科目を出題する場合、代替科目として職業または家庭に関する科目を加えて選択解答させる方法をとることもさしつかえない。

ウ 美術、工芸、音楽、体育等に関する学部学科(教員養成学部にあつては主専攻)において、美術、工芸、音楽、保健体育等の理論および実技(このいずれかであってもさしつかえない。)に関する検査をもって5教科のうちの1教科(科目)にかえてもさしつかえない。

(2) 学力検査実施科目

各教科における試験科目等は、次により大学が定める。

ア 国語 国語は、現代国語、古典乙Ⅰを出題する。

ただし、学部学科の必要によっては、これに古典乙Ⅱを加えることができる。

イ 社会 社会は、倫理、社会、政治、経済、日本史、世界史B、地理Bのうちから1科目または2科目を出題する。1科目とするか2科目とするかは大学が決める。

ウ 数学 数学は、数学Ⅰ、数学ⅡBを出題する。ただし、学部学科の必要によっては、これに数学Ⅲを加えることができる。

エ 理科 理科は、物理B、化学B、生物、地学のうちから1科目または2科目を出題する。1科目とするか2科目とするかは大学が決める。

オ 外国語 外国語は、英語B、ドイツ語、フランス語その他の外国語を出題し、受験者に1科目を選択解答させる。ただし、英語Bのみを出題することができる。

カ 社会および理科については、2科目以上出題して、受験者に選択解答させる方法によってもさしつかえない。

キ 数学については、美術、工芸、音楽、体育等に関する学部学科(教員養成学部にあつては主専攻)では、数学Ⅰのみを出題することもさしつかえない。

ク 外国語については、選択した外国語の問題に、他の外国語の問題を加えて出題し、受験者に選択解答させることもさしつかえない。

ケ 前記(1)のイにより、社会、数学、理科の各学科の科目に、代替科目として職業または家庭に関する科目を加えて出題する場合は、次表に掲げるものの中から出題するものとする。

区分	社会科の代替科目	数学の代替科目	理科の代替科目
農業	農業経営 総合農業（農業経営に関する範囲） 森林経理・法規	測 量	作物 総合農業（作物に関する範囲） 土・肥料 食品化学 応用力学に関するもの
工業	工業経営 工業概説	製図に関するもの	機械一般 電気一般 応用力学に関するもの 工業物理化学
商業	商業一般	商業簿記	商 品
水産	水産法規 水産経営	航 海	水産一般 水産生物 水産化学 海洋・気象
家庭	家庭一般 家庭経営	家庭経営	家庭一般 被服Ⅰ・被服Ⅱ 食物Ⅰ・食物Ⅱ 被服材料 栄 養 小児保健
商船	海事法規	航 海	応用力学に関するもの 気 象

### (3) 学力検査の留意事項

学力検査は、次の諸点に留意し、志願者の学習能力をできる限り合理的に検出することができるよう出題方針をたてるものとする。

ア 原理的、根本的なものを基礎として、これを運用して解答できるもので、それぞれの科目に関して学理的な適応性を検出できるような応用問題が望ましく、単なる記憶や知識のみを検出するような問題であってはならない。

イ 出題に当たっては、1教科内の二つ以上の科目にわたる知識を必要とする問題は避けなければならない。たとえば、理科の1科目（物理）の試験問題に一般的な科学知識を含む応用問題があってもよいが、その問題が、その科目（物理）のみの基礎のうえに立って解答できるものであるようにしなければならない。

ウ 高等学校の専門教育を主とする学科の卒業者のための(1)のイに示す職業または家庭に関する科目の出題に当たっては、専門教育を主とする学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないよう、とくに考慮するものとする。

### (4) 旧教育課程による高等学校卒業生に対する措置

大学は、旧教育課程（昭和31年度以降実施の教育課程。以下同じ。）による高等学校卒業生に対し、次のように措置することが望ましい。なおこの措置は、原則として昭和42年度限りとする。

ア 新教育課程（昭和38年度以降実施の教育課程。以下同じ。）による出題科目と、旧教育課程におけるこれに対応する科目との共通の内容の出題を行なうこと、または共通の問題のほか、いくつかの問題を新教育課程によるもの、旧教育課程によるものに区分して選択解答させるなどの方法をとること。

イ 新教育課程による問題と旧教育課程による問題とを出題して、受験者に選択解答させる場合、旧教育課程による高等学校卒業生は、新、旧いずれの教育課程による問題を選択解答してもよいが、新教

育課程による高等学校卒業者は、旧教育課程による問題を選択解答することはできないものとする。

#### (5) 学力検査の実施教科、科目名等の決定公表の時期

大学は、学力検査の実施教科、科目名等について決定し、次の期間公表するものとする。

昭和41年6月1日から7月31日まで

### 3. 健康診断

健康診断は、伝染性疾患とくに結核性のものに留意し、また、学部学科の事情によっては、その他の疾病異常にも留意することが必要であるが、学習上支障がないと認められる場合は、そのみによって不合格としないようにする。

なお、昭和41年5月13日付け文大大第266号「大学入学志願者の健康診断について」を参照するものとする。

### 4. 推薦入学

学力検査を免除して出身学校長からの推薦に基づいて判定する方法による場合は、大学が定めた推薦の要件を高等学校長にできるだけ具体的に提示して推薦を求めるものとする。

### 5. 面接

大学は、必要により入学志願者に面接をすることができる。

## 第5 第1次試験と第2次試験

志願者が多数で、学力検査の実施が困難である場合には、例外として、入学試験を第1次試験と第2次試験とに分けて実施することができる。この場合、次のことに留意すること。

1. 第1次試験は、ある特定科目を履修している者が有利であるような試験であつたり、特

別な準備を必要とするような試験であつてはならない。

2. 第2次試験は、可能な限り多数の者を受験させるものとする。
3. 受験者の負担を軽減するために、第1次試験と第2次試験との間をできるだけ短縮するようにする。
4. 第1次試験の結果は、入学志願者最終決定の際にも参考資料とすること。

## 第6 検査場

入学志願者にあつては、入学志願者の利便を考慮して適宜本校以外に検査場を設けてもよい。

## 第7 出願の手続

出願の手続きは、次のとおりとする。

1. 入学志願者は、出願書類を取りそろえて、出身学校に届け出る。出身学校では、所要の書類を添えて志願大学に提出する。ただし、事情によっては、出願書類等を本人から直接志願大学に提出し、その他所要の書類は出身学校長が提出してもよい。
2. 出願に際して提出する写真は、出願以前1年以内に撮影したものとする。
3. 出願者は、同一期日に選抜を実施する大学についても、1校に限らず出願することができる。

## 第8 注意事項

1. 大学のうちには、学生定員を著しく越えて入学させているむきもあるが、学生定員は、学科目または講座の数、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることにじゅうぶん留意すること。
2. 本要項により実施しがたい事情のある大学は、事前に文部省に協議のうえ実施すること。  
(別紙1, 2, 3省略)

# F そ の 他

## 1. 学長・役員等の異動について

会報第31号報告以降学長、役員等の交替は次のとおりである。

### (1) 学長交替

大学名	旧	新
東京商船大学	(学長事務取扱) 大崎 隆	横田 利雄
秋田大学	渡辺万次郎	伊藤 泰一
小樽商科大学	(学長事務取扱) 松尾 正路	実方 正雄
宮城教育大学	(学長事務取扱) 平 重道	金倉 円照
京都工芸繊維大学	大倉 三郎	藤本 武助

### (2) 役員の変替

役職名	旧	新
理事(神戸大学長)	(学長事務取扱) 国歳 胤臣	八木 弘
第3常置委員会委員長	井上東京農工 大学長	三輪東京教育 大学長

## 2. 大学設置審議会委員候補者の推薦について

当協会より推薦の大学設置審議会委員のうち、藤岡埼玉大学長、渡辺静岡大学長の任期が満了したので、文部省より後任として倍数の候補者を推薦するよう申越しがあつた。よつて、昭和41年4月14日開催の理事会に諮り、次の4氏を推薦した。

埼玉大学長	藤岡 由夫
静岡大学長	渡辺 寧
東京外国語大学長	小川 芳男
群馬大学長	長谷川 秀治

## 3. 北見工業大学の概要

学長名	佐山 総平
学部名	工学部
学科名及び 入学定員	機械工学科 40名 電気工学科 40名 工業化学科 40名 土木工学科 40名
設置年月日	昭和41年4月1日
所在地	北見市公園町 165 電(北見)代表 7786
編成学校及び 創立年月等	北見工業短期大学 昭和35年4月1日設置

## 4. 寄贈図書

入学生身上調査報告(昭和40年度) 東京農工大学  
第7回東北地区大学補導職員研修会報告書

福島大学

昭和40年度大学卒業者就職状況調査(第3回)

集計結果表 文部省  
青少年育成国民運動関係資料1(昭和41.3.4)

青少年育成国民会議発起人会  
教員養成段階における国際理解教育協同学校計画  
報告書(英文)(1958—1993)

日本ユネスコ国内委員会

山口大学農学部学術報告書第16号 山口大学  
大学一覽(昭和40年度) 大阪大学, 千葉大学  
千葉大学学報 千葉大学  
教育モニター報告の結果「学生の課外活動と  
大学の教育指導のあり方について」 文部省

大学入学試験に関する研究(Ⅲ)(Ⅳ) 高等学校に  
おけるいわゆる学校差についての検討

国立教育研究所

学生厚生補導要領

日本私立大学協会

万国博覧会一覧

大学の自治新しい『大学の理念』を求めて

東京大学教養学部